中間報告

高岡市男女平等推進プラン（第３次）

―「だれもが自分らしく、安心できる社会へ」―

令和８年 10 月

高岡市

目次

第１章　計画の策定に当たって

１　計画策定の趣旨　3

２　計画策定の背景

(1)　市の取り組み、県の動き、国の動き　4

(2)　社会状況の変化　9

(3)　市民の意識・実態調査結果　13

(4)　ＤＶの状況　38

(5)　困難な問題を抱える女性の状況（県調査）　42

(6)　前計画の成果と課題　45

第２章　計画の基本的な考え方

１　計画策定の基本理念　55

２　計画の基本目標　56

３　計画の性格と役割　57

４　計画期間　58

５　計画の体系　58

第３章　計画の内容（基本計画）

・基本目標Ⅰ　あらゆる分野において、男女が平等に参画できる環境づくり　63

・基本目標Ⅱ　仕事と生活の調和が保たれ、男女がともに活躍できる環境づくり　66

・基本目標Ⅲ　個人が尊重され、誰もが安心して暮らせる環境づくり　68

・基本目標Ⅳ　計画の総合的な推進　71

第４章　計画の内容（事業計画）

・基本目標Ⅰ　あらゆる分野において、男女が平等に参画できる環境づくり

重点課題１　政策・方針決定過程への男女平等・共同参画の推進　75

重点課題２　無意識の思い込みの気づき、固定的な性別役割分担意識等による慣行等の解消　78

重点課題３　地域活動の場での協働や男女平等・共同参画の推進　80

・基本目標Ⅱ　仕事と生活の調和が保たれ、男女がともに活躍できる環境づくり
重点課題４　仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進　81
重点課題５　働く場における女性の活躍支援　86
重点課題６　家庭・地域活動における男女の相互協力の推進　89

・基本目標Ⅲ　個人が尊重され、誰もが安心して暮らせる環境づくり
重点課題７　あらゆる人に対する人権の尊重　90
重点課題８　困難な問題を抱える女性への支援　92
重点課題９　あらゆる暴力的行為や虐待等の根絶　95
重点課題 10　国際的な取組への理解と協調　103
重点課題 11　男女の生涯を通じた健康支援　104

・基本目標Ⅳ　計画の総合的な推進
重点課題 12　プランの総合的推進　107

資料
・ 高岡市、県、国、世界の動き　○
・ プランの用語解説　○
・ 女性差別撤廃条約　○
・ 男女共同参画社会基本法　○
・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律　○
・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律　○
・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律　○
・ 高岡市男女平等推進条例　○
・ 高岡市男女平等推進市民委員会名簿　○
・ 高岡市男女平等推進庁内連絡会議設置要綱　○
・ 高岡市男女平等推進プラン（第３次）策定の経過　○
・ 市民の相談・情報窓口等　○
・ 高岡市男女平等推進センター　○

高岡市男女平等・共同参画都市宣言　〇

第１章　計画の策定に当たって

１　計画策定の趣旨

高岡市では、平成29年度から令和８年度までを計画期間とする「高岡市男女平等推進プラン(第２次)」に基づき、男女平等・共同参画社会の実現に取り組んできました。

また、令和４年度から令和８年度までを計画期間とする「高岡市ＤＶ対策基本計画（第３次）」を策定し、被害者の立場に立った支援と暴力を生み出さない社会の実現に取り組んできました。

これまでの取組により、男性の家事育児参画やワーク・ライフ・バランスに対する市民意識は高まってきており、また、子育て支援施策の充実が図られるなど、徐々に仕事と生活を両立する基盤は整ってきていますが、家事や育児にかける時間については、今なお女性と男性とでは大きな開きがあり、この偏りが女性のキャリア形成を阻害し、男女間賃金格差が生じる要因の一つと考えられています。

また、男女の固定的性別役割分担意識は依然として根強く存在しており、これを解消するとともに、性別に関わらず個性と能力を発揮し、活躍するための一層の取組が必要です。さらに、複雑化・多様化する女性に対する暴力をはじめ、様々な困難を抱える女性への対応など、個人が尊重され、誰もが安心して暮らせる環境づくりが求められています。

「高岡市男女平等推進プラン（第３次)」は、このような課題認識のもと、これまでの取組、今日的な社会経済情勢の変化、男女平等推進センター相談室における相談状況、本市が実施した「男女平等・共同参画に関する意識・実態調査」などを踏まえ、また、国の第６次男女共同参画基本計画、富山県民男女共同参画計画（第５次)、高岡市総合計画などとも整合性を図りながら、本プラン（「女性活躍推進計画」として位置付け済）を「女性支援新法に基づく市町村推進計画」としても新たに位置付け、「高岡市ＤＶ対策基本計画」と統合し、男女平等・共同参画社会の実現に向け、一体的な展開を図っていくため策定するものです。

２　計画策定の背景

（１）　市の取り組み、県の動き、国の動き

市の取り組み

平成 17 年 11 月、旧高岡市と旧福岡町が合併し、新「高岡市」がスタートしました。以降、本市においては、平成 20 年１月に策定した「高岡市男女平等推進プラン」に基づき、男女平等・共同参画社会実現のための取り組みを進めてまいりました。

同年９月には、「男女平等・共同参画都市宣言」を制定し、市民・事業者等と行政が一体となって男女平等・共同参画社会の実現を進める姿勢を市の内外に発信しました。

平成 24 年２月には、高岡市男女平等推進プランの前期計画期間終了に伴い、事業計画を見直して「男女平等推進プラン後期事業計画」を策定しました。また、あわせて「高岡市ＤＶ対策基本計画」を策定し、暴力を許さない社会の実現に向け、様々な施策に取り組んできました。

平成 24 年４月からは男女平等推進センターに配偶者暴力相談支援センターの機能を設置することにより、ＤＶ被害者に対する支援の迅速化、強化を図りました。

同年９月には仕事と生活の調和の実現に向けて取り組みを住民・地域・事業所に広めるため、「高岡市ワーク・ライフ・バランス推進指針」と「高岡市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定制度」を制定しました。

また、仕事と子育てを両立しやすい組織風土の醸成を推し進めるため、平成 28 年４月から市長をはじめ所属長以上の職員が「イクボス宣言」を行い、取り組みを広げています。

平成 29 年２月には、これまでの取り組みの成果や課題、社会情勢などを踏まえ「高岡市男女平等推進プラン」の内容を見直し「高岡市男女平等推進プラン（第２次）」及び「高岡市ＤＶ対策基本計画（第２次）」を策定し男女平等・共同参画の推進に向けた施策に取り組んできました。

令和４年３月には、「高岡市男女平等推進プラン（第２次）」の前期計画終了に伴い、事業計画を見直して「高岡市男女平等推進プラン（第２次）後期事業計画」を策定し、取組を進めています。また、あわせて「高岡市ＤＶ対策基本計画（第３次）」を策定し、被害者の立場に立った支援と暴力を生み出さない社会の実現に向けて、様々な取組を進めています。

県の動き

富山県においては、令和５年３月に策定した「富山県民男女共同参画計画（第５次）」に基づき、男女共同参画の促進のための施策を総合的に進めています。

令和６年３月には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」や同基本方針の内容、県内女性をめぐる現状を踏まえ、新たに「富山県困難な問題を抱える女性支援計画」を策定し、すべての女性の人権が尊重され、安心かつ自立して暮らすことができる社会の実現を目指し取り組みを進めています。

また、令和８年３月には、これまでの法改正や県内のＤＶ被害の現状などを踏まえ「富山県ＤＶ対策基本計画（第５次）」を策定し、ＤＶの未然防止や被害者支援対策の充実を図り、暴力のない社会の実現を目指し取り組みを進めています。

国の動き

「高岡市男女平等推進プラン（第２次）後期事業計画」を策定した令和４年以降、国においては次のような取り組みが進められました。

○ 第６次男女共同参画基本計画の策定

男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、令和８年３月 13 日に「第６次男女共同参画基本計画」が策定されました。

第６次男女共同参画基本計画の構成等は次のとおりです。

１．目指すべき社会

①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会

②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会

③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会

④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

２．社会情勢の現状、予想される環境変化

①社会構造の動向・変化

・人口減少、世帯構成の変化、女性の就業率の上昇、ワーキングケアラーの増加、女性活躍に係る情報公表の充実、若者や女性が地方を離れる動きの加速等

②意識・価値観の動向・変化

・根強い固定的な性別役割分担意識、アンコンシャス・バイアス等

③テクノロジーの急速な進展・進化

・ＡＩ利活用の広がりによる恩恵とリスク、ジェンダード・イノベーション等

④安全・安心に影響を与える要因

・テクノロジーの進展等による新たな形の暴力、地震などの災害等

⑤国際的な潮流

・グリーン経済・デジタル経済への移行等

３．施策の基本的方向と具体的な取り組みの構成

Ⅰ　男女共同参画の推進による多様な幸せ（Well-being）の実現

第１分野 ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現

第２分野 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

第３分野 女性の所得向上の実現と経済的自立に向けた環境整備

第４分野 生涯を通じた男女の健康への支援

第５分野 テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進

第６分野 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実

第７分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

第８分野 防災・復興における男女共同参画の推進

Ⅱ　男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化

第９分野 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進

第 10 分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

第 11 分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

第 12 分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

Ⅲ　男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化

３．基本的な視点及び取り組むべき事項

①　性別にかかわらず全ての人にとって働きやすい環境づくりと女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進。その基盤として、両立支援（育児、介護、健康、学び等）、多様で柔軟な働き方の推進、長時間労働の是正、ＤＸによる働き方改革・生産性向上、ハラスメント対策及びリ・スキリングの促進。

② 男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要である意思決定過程への女性の参画を一層加速するため、「2020 年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が 30%程度となるよう目指して取組を進める」との目標の達成と、その先の、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会に向け、国際的水準も意識しつつ、男女共同参画社会基本法第２条第２号に定められている積極的改善措置（ポジティブ・アクション）も含め、人材登用・育成を強化する必要。

③ 各地域の実情を踏まえた男女共同参画の取組を促進し、更に女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくりを後押しするため、都市部・地方における課題を踏まえた、雇用の場の創出、起業支援、非正規雇用の処遇改善と正規転換、男女間賃金格差の是正、固定的な性別役割分担意識の解消・慣行の見直し、教育分野の取組、国・地方公共団体・産業界・市民社会の連携や取組の横展開等の各地域における男女共同参画の推進。

④ テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえ、テクノロジー関係施策のジェンダー主流化と男女共同参画施策を進める上でのテクノロジー利活用促進を車の両輪として進め、ジェンダード・イノベーションを推進するとともに、テクノロジーの進展が男女共同参画に与える負の側面に留意した安全・安心な利用環境の整備に取り組む必要。

⑤ 性犯罪・性暴力や配偶者等への暴力等の多様な暴力が男女共同参画社会の実現を妨げていることを踏まえ、ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者の尊厳を回復するための支援の充実に取り組む必要。

⑥ 社会的・経済的な男女間の格差が生活上の困難を固定化・複合化していることを背景に、多様かつ複合的な困難を抱える女性に対して困難な状況が固定化・連鎖しないようきめ細かな支援に取り組む必要。

⑦ 大規模災害での男女共同参画の視点の浸透の必要性が再認識されたことも踏まえ、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興対策の徹底が必要。

⑧ 税制や社会保障制度を始めとする社会制度や慣行が、実質的に男女にどのような影響を与えるのか常に検討され、経済社会情勢を踏まえて不断に見直されることが男女共同参画社会の形成のために重要であり、持続可能な活力ある我が国社会を次世代に引き継ぐためには、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保するとともに、制度・慣行が男女の社会活動の選択にできる限り中立なものとする必要。

○女性支援新法の成立

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和４年５月、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が制定されました。

○育児・介護休業法の改正

令和６年５月、育児・介護休業法が改正されました。男女ともに仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などが行われました。

○ＤＶ防止法の改正

令和５年５月、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部が改正されました。保護命令制度による被害者の保護等が拡充を図るため、被害者への接近禁止命令等について発令の対象拡大や子への電話等の禁止命令の創設、保護命令違反の厳罰化などが行われました。

○LGBT 理解増進法

令和５年６月、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律が制定されました。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会を実現することを目的に、基本理念や国及び地方公共団体の役割、基本計画の策定など国民の理解を増進させるための施策について定めました。

（2） 社会状況の変化

人口の推移

令和７年の総人口は 15 万 8,431 人（女性 81,789 人、男性 76,642 人　外国籍市民を含む）となっています。平成 17 年 11 月の新市誕生以来、本市の人口は減少を続けており、今後も人口は減少を続けるものと見込まれています。

また、老年人口の割合は増加し、年少人口と生産年齢人口の割合は低下すると予測されており、少子化・高齢化の進行が懸念されます。

高岡市の総人口と総世帯数

単位：人

	令和２年	令和７年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年
総人口	166,393	158,431	151,998	143,996	135,667
年少人口 （0～14 歳）	17,530 （10.5%）	15,713 （9.9%）	13,811 （9.1%）	12,511 （8.7%）	11,801 （8.7%）
生産年齢人口 （15～64 歳）	92,125 （55.4%）	87,951 （55.5%）	83,664 （55.0%）	77,629 （53.9%）	68,809 （50.7%）
老年人口 （65 歳以上）	56,738 （34.1%）	54,767 （34.6%）	54,523 （35.9%）	77,629 （37.4%）	68,809 （40.6%）
総世帯数	65,586	66,932	―	―	―
１世帯当たり人員	2.54	2.37	―	―	―

※　令和 12 年、令和 17 年、令和 22 年は推計人口

出典：国勢調査（H17,22,27,R2,R7 年）
国立社会保障・人口問題研究所令和５年推計（R12、17、22 年）

合計特殊出生率の推移

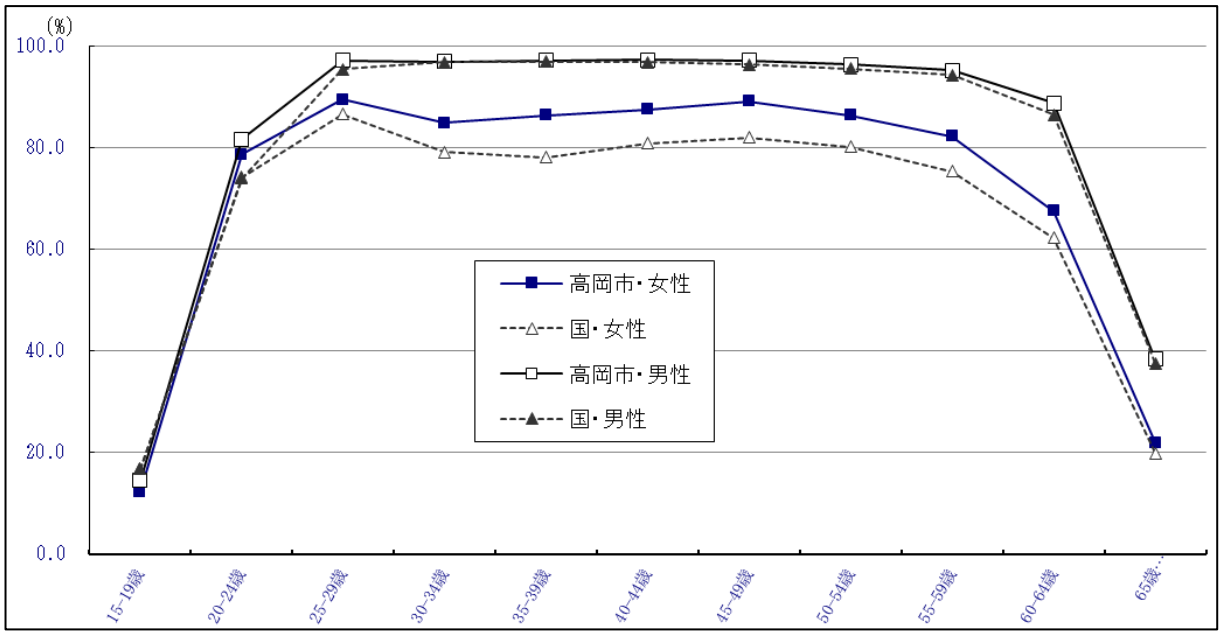
未婚化、晩婚化、晩産化等の進行により、全国の合計特殊出生率が低下しています。全国の合計特殊出生率は昭和 50 年に 2.0 を下回って以降低下傾向にあり、平成 17 年には 1.26 まで落ち込んでいます。その後は微増ではあるものの上昇傾向が続いていましたが、平成 26 年に低下し、平成 27 年の再上昇の後、平成 28 年からは再び低下し、令和７年は過去最低の 1.14 となっています。

令和７年の富山県の合計特殊出生率は 1.31 で全国平均を上回る状況です。

働き方、職場での男女の状況

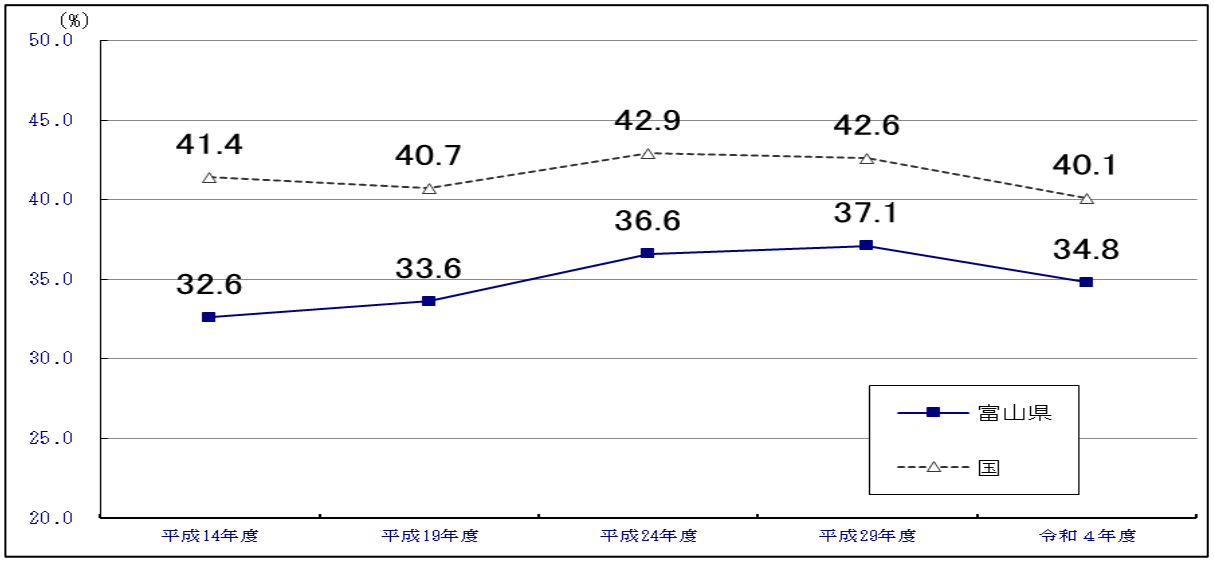
女性の労働力率は、全国では 30～34 歳層と 35～39 歳層の労働力率が落ち込み、浅いM字型カーブを形成しています。高岡市においては、30～34 歳層に浅い窪みの部分がありますが、全国と比較すると全体的に高い労働力率で推移しています。また、高岡市のM字の谷の部分は浅くなっており、平坦化する傾向にあります。

年齢階級別労働力率の推移



資料：令和２年国勢調査

女性雇用者に占めるパート・アルバイトの割合の推移



資料：総務省統計局「就業構造基本調査」

女性管理職の割合

企業規模が 30 人以上の民間企業における女性管理職の割合は増加していますが、男性と比較するとまだ大きな差があります。また、職階が上がるにつれて女性比率は少なくなっています。

役職別管理職に占める女性の割合の推移（全国）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
課長相当職以上	9.7%	9.5%	10.0%	10.4%	10.8%	11.5%
部長職	6.2%	6.1%	6.1%	6.4%	7.1%	7.3%
課長職	10.1%	9.5%	10.5%	11.3%	11.2%	12.5%
係長職	17.9%	18.3%	17.8%	18.8%	20.2%	20.4%

資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」

仕事と子育て・介護の両立をめぐる状況

令和３年の６歳未満のこどもがいる夫婦の１日あたりの家事関連時間は、富山県では夫が１時間 44 分、妻が６時間 15 分であり、依然として大きな差があります。

６歳未満のこどもを持つ夫・妻の家事関連時間（１日あたり）

項目		富山県					全国		
		夫	妻	夫と妻の時間差（夫－妻）	全国順位（夫）	全国順位（妻）	夫	妻	夫と妻の時間差（夫－妻）
家事関連		（時間.分）	（時間.分）	（時間.分）	（位）	（位）	（時間.分）	（時間.分）	（時間.分）
		1.44	6.15	△ 4.31	29	41	1.54	7.28	△ 5.34
	家事	0.29	3.12	△ 2.43	21	10	0.30	2.58	△ 2.28
	介護・看護	0.00	0.01	△ 0.01	20	27	0.01	0.03	△ 0.02
	育児	1.00	2.38	△ 1.38	26	47	1.05	3.54	△ 2.49
	買い物	0.15	0.24	△ 0.09	31	43	0.18	0.33	△ 0.15

資料：総務省「令和３年社会生活基本調査」

配偶者等からの暴力（ＤＶ）相談件数の推移

高岡市男女平等推進センターで受けたＤＶに関する相談件数は、コロナの影響もあり令和２年度に一旦ピーク時の６割程度になったものの、令和３年度から増加し、近年は概ね 1,700 件前後で推移しています。また、全相談件数に占めるＤＶ相談の割合は概ね６割を超えており、令和７年度は全体の約７割を占めています。

女性相談支援員等が受けたＤＶに関する相談件数

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
高岡市男女平等推進センター	1,134 件	1,889 件	1,634 件	1,940 件	1,649 件	1,734 件
富山県	3,860 件	4,098 件	3,467 件	3,608 件	3,674 件	4,218 件
全国	129,491 件	122,478 件	122,211 件	126,743 件	127,796 件	―

※ 富山県の件数は、富山県女性相談支援センター職員、富山県民共生センター職員、富山市こども福祉課、高岡市子ども・子育て課、黒部市こども支援課、南砺市こども家庭相談室の各女性相談支援員が受付・処理した件数の合計。

資料：内閣府「配偶者からの暴力に関するデータ」
富山県「男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画推進施策の実施の状況についての報告書」
高岡市男女平等推進センター相談件数集計

ＤＶ被害者の一時保護件数

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
高岡市	２件	３件	１件	５件	４件	３件
富山県	27 件	33 件	20 件	22 件	20 件	24 件

※ 高岡市の件数は、富山県女性相談支援センターへ一時保護を依頼した件数

資料：富山県「男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画推進施策の実施の状況についての報告書」
高岡市男女平等推進センター集計

保護命令の発令状況

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
高岡市	１件	２件	２件	５件	４件	４件
富山県	14 件	７件	10 件	14 件	13 件	12 件

資料：富山県「男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画推進施策の実施の状況についての報告書」
高岡市男女平等推進センター集計

外国人登録者件数の推移

高岡市の外国人登録者数は、令和４年度以降増加しており、令和８年９月現在、高岡市の外国人登録者数は 4,861 人です。

（3） 市民等の意識調査結果

令和７年 12 月実施

調査対象　無作為に抽出した市内に居住する 18 歳以上 79 歳以下　1,300 人

回答数　656 人　　回答率 50.5％

○男女の地位の平等感

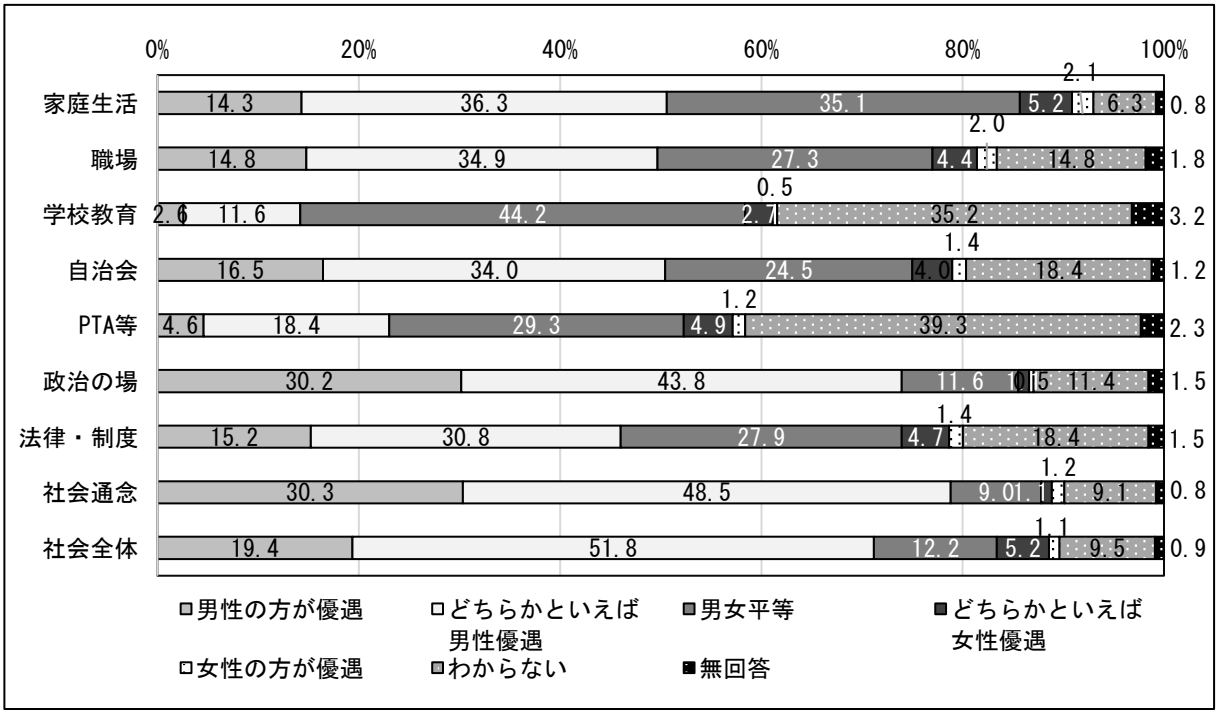
男女は平等であるという意識は、「学校教育の場」においては浸透していますが、「社会通念など」「政治の場」「社会全体」の項目では「男性が優遇されている」（男性の方が優遇されている、どちらかといえば男性の方が優遇されている）と感じている人の割合が高くなっています。また、いずれの項目も女性の方が「平等」と感じている割合は低くなっています。

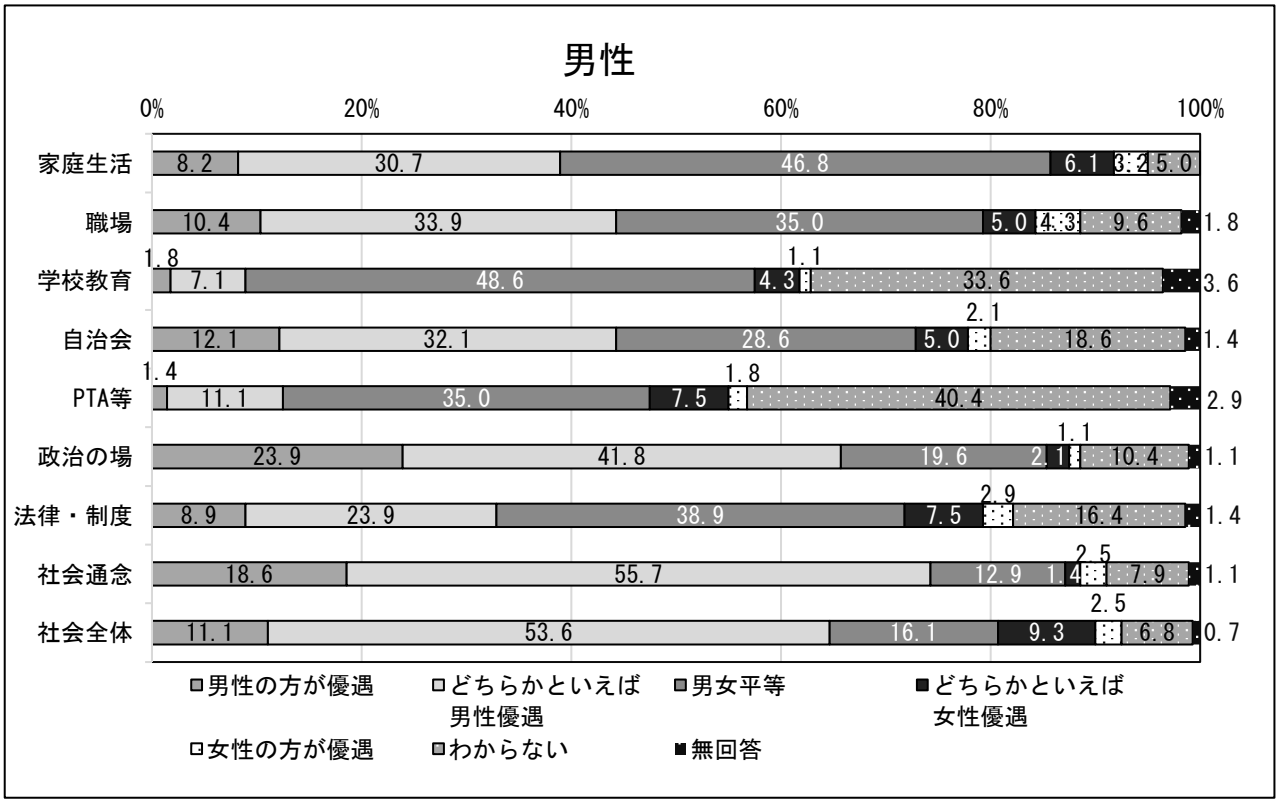
男女別では、いずれの項目でも「男性が優遇されている」と回答した人の割合が男性より女性が高く、男女の意識の差が特に大きい項目は「法律・制度」「家庭生活」となっています。

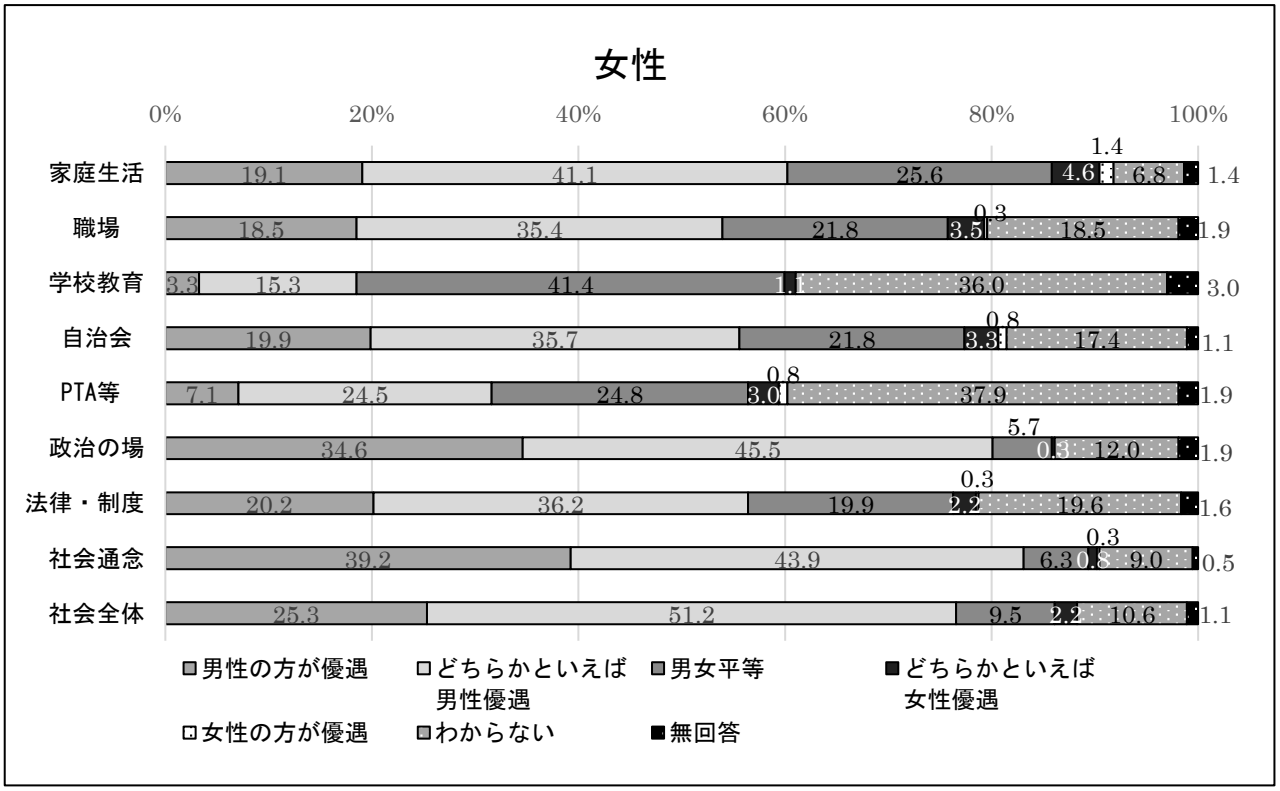
年代別では、いずれの項目でも「男性が優遇されている」と回答した人の割合が若年層より高齢層が高くなっています。

前回の調査と比べると、「平等」と感じている割合は、男性が「家庭生活」「職場」「政治の場」の項目で約 10 ポイント増加したのに対し、女性はほとんど変わりませんでした。

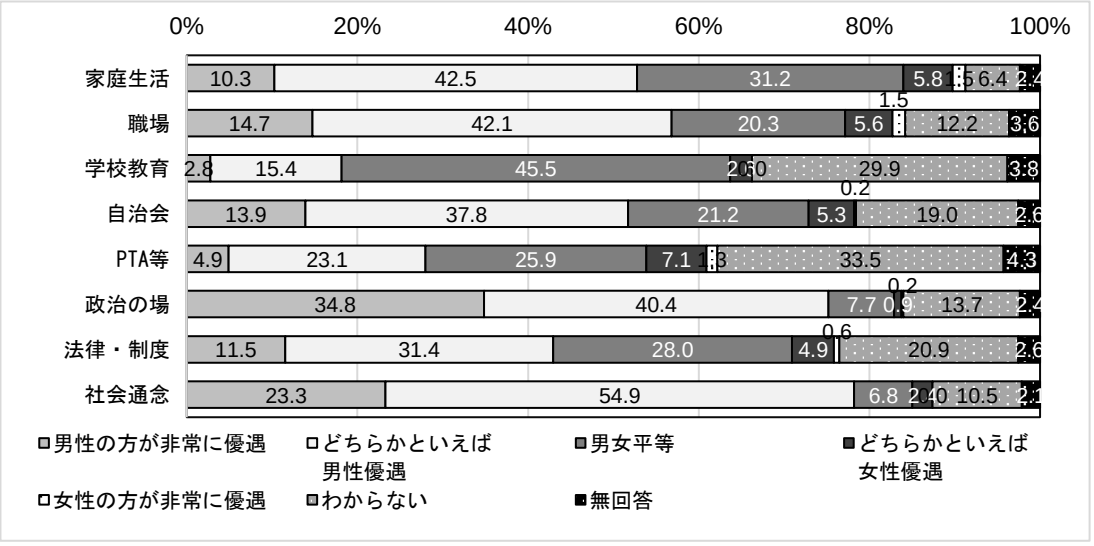
男女の平等感の概況

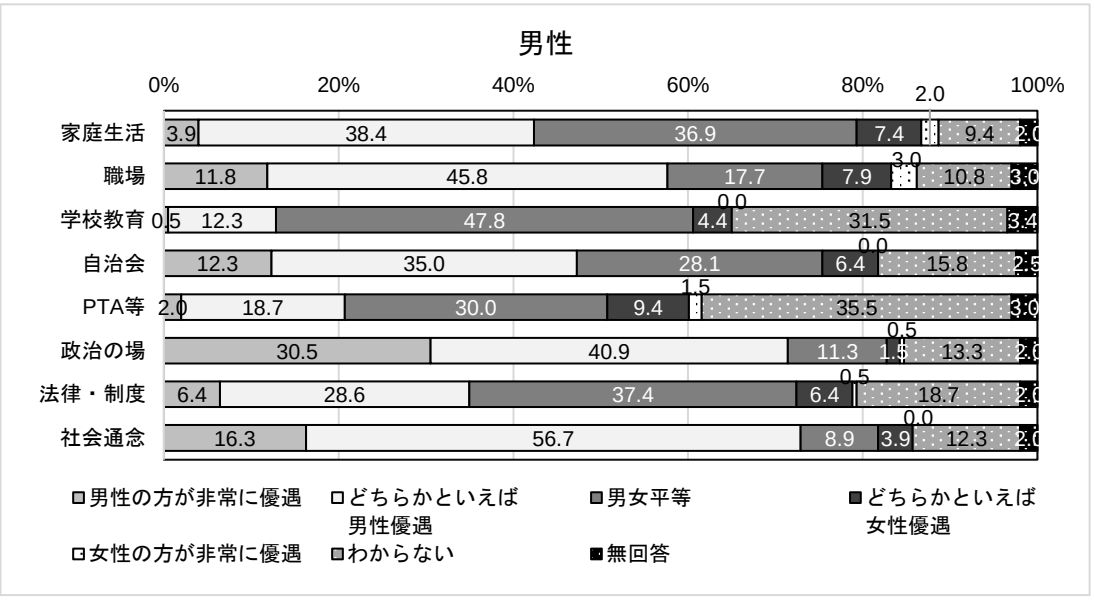


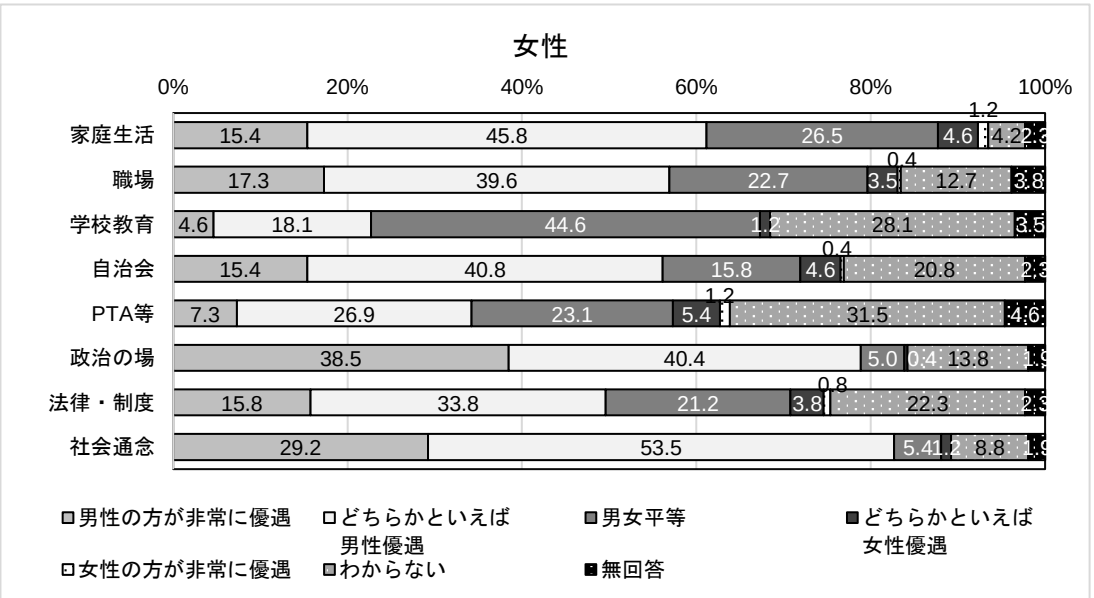

男性
0%
20%
40%
60%
80%
100%
家庭生活
8.2
30.7
46.8
6.1
3.2
5.0
職場
10.4
33.9
35.0
5.0
4.3
9.6
1.8
学校教育
1.8
7.1
48.6
4.3
1.1
33.6
3.6
自治会
12.1
32.1
28.6
5.0
2.1
18.6
1.4
PTA等
1.4
11.1
35.0
7.5
1.8
40.4
2.9
政治の場
23.9
41.8
19.6
2.1
1.1
10.4
1.1
法律・制度
8.9
23.9
38.9
7.5
2.9
16.4
1.4
社会通念
18.6
55.7
12.9
1.4
2.5
7.9
1.1
社会全体
11.1
53.6
16.1
9.3
2.5
6.8
0.7
男性の方が優遇
どちらかといえば男性優遇
男女平等
どちらかといえば女性優遇
女性の方が優遇
わからない
無回答


女性
0%
20%
40%
60%
80%
100%
家庭生活
19.1
41.1
25.6
4.6
1.4
6.8
1.4
職場
18.5
35.4
21.8
3.5
0.3
18.5
1.9
学校教育
3.3
15.3
41.4
1.1
36.0
3.0
自治会
19.9
35.7
21.8
3.3
0.8
17.4
1.1
PTA等
7.1
24.5
24.8
3.0
0.8
37.9
1.9
政治の場
34.6
45.5
0.3
5.7
12.0
1.9
法律・制度
20.2
36.2
19.9
2.2
0.3
19.6
1.6
社会通念
39.2
43.9
6.3
0.8
0.3
9.0
0.5
社会全体
25.3
51.2
9.5
2.2
10.6
1.1
男性の方が優遇
どちらかといえば男性優遇
男女平等
どちらかといえば女性優遇
女性の方が優遇
わからない
無回答

前回調査（令和３年度実施）







「男性の方が非常に優遇されている・どちらかといえば優遇されている」と感じている人の合計の割合（富山県・全国）

	家庭生活	職場	学校教育の場	政治の場	法律や制度上	社会通念慣習	地域活動の場
富山県	51.6%	49.5%	15.6%	73.5%	45.4%	73.9%	40.2%
全国	60.7%	63.8%	21.9%	87.9%	50.4%	78.2%	47.0%

資料：富山県「令和３年度男女共同参画社会に関する意識調査」

内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査(令和７年２月)」

○地域活動における役割分担意識

地域活動での男女の役割分担では、「団体の主な役職には男性が就き、女性は補助的役職に就く慣行がある」40.4%、「女性自身が役職に就きたがらなかったり、発言しない（少ない）」30.2%、「活動の準備や後かたづけなどは女性が行う慣行がある」24.7%の順となっています。

男女別では、「地域活動に女性の参加が少ない」と回答した割合は女性より男性の方が、「団体の主な役職には男性が就き、女性は補助的役職に就く慣行がある」「活動の準備や後かたづけなどは女性が行う慣行がある」と回答した割合は男性より女性の方が 10 ポイント以上高くなっています。

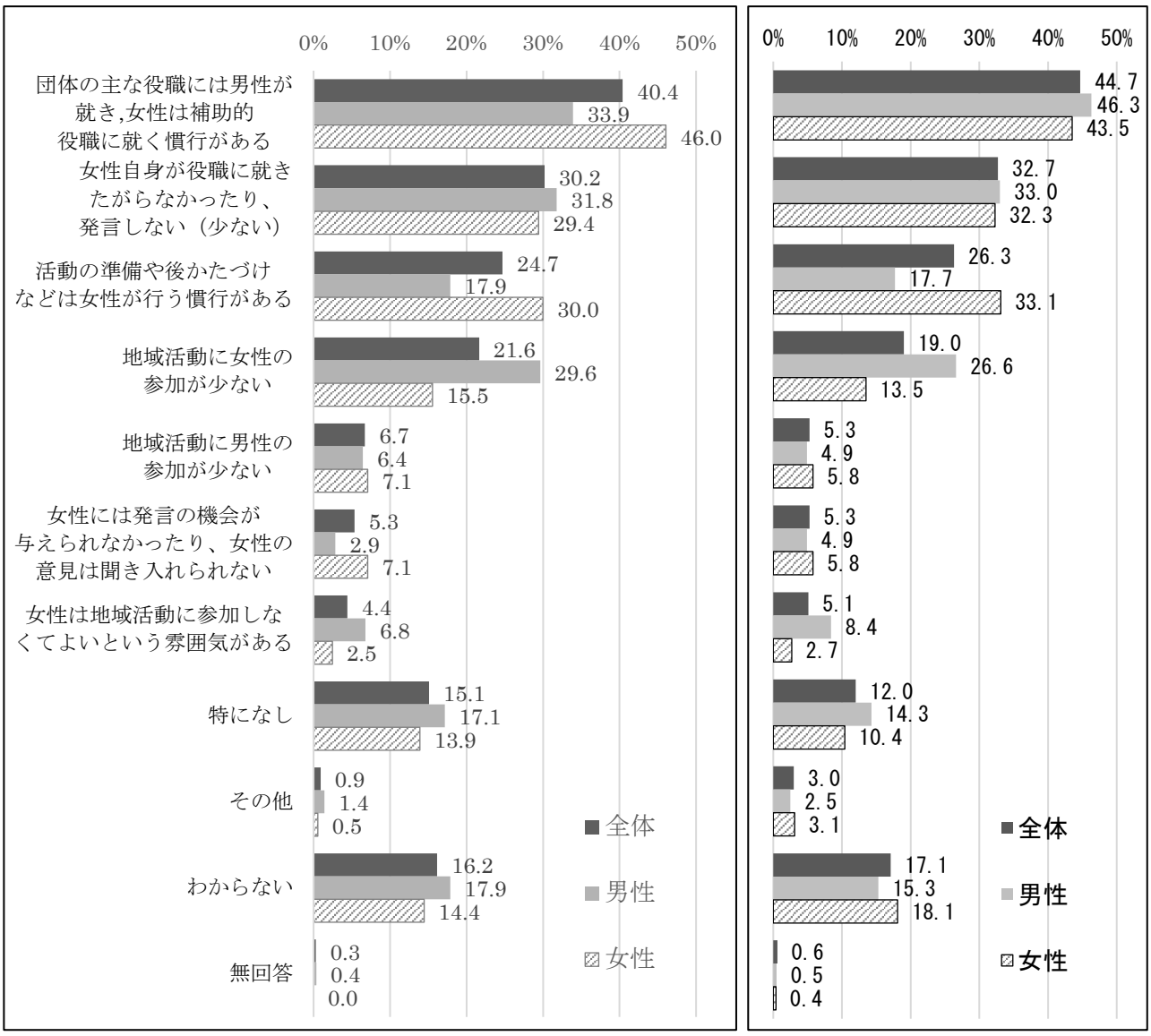
年代別では、「団体の主な役職には男性が就き、女性は補助的役職に就く慣行がある」「女性自身が役職に就きたがらなかったり、発言しない（少ない）」と回答した人の割合は年代が上がるにつれて高くなっています。

前回の調査と比べると、「団体の主な役職には男性が就き、女性は補助的役職に就く慣行がある」について、男性の回答割合が 12.4 ポイント減少したのに対し、女性の回答割合は 2.5 ポイント増加しています。

		合計	地域活動に男性の参加が少ない	地域活動に女性の参加が少ない	女性は地域活動に参加しなくてよいという雰囲気がある	女性には発言の機会が与えられなかったり、女性の意見は聞き入れられない	女性自身が役職に就きたがらなかったり、発言しない（少ない）	団体の主な役職には男性が就き、女性は補助的役職に就く慣行がある	活動の準備や後かたづけなどは女性が行う慣行がある	特になし	その他	わからない	無回答
	全体	656	6.7	21.6	4.4	5.3	30.2	40.4	24.7	15.1	0.9	16.2	0.3
性別	男性	280	6.4	29.6	6.8	2.9	31.8	33.9	17.9	17.1	1.4	17.9	0.4
	女性	367	7.1	15.5	2.5	7.1	29.4	46.0	30.0	13.9	0.5	14.4	0.0
年代別	１８～１９歳	9	0.0	22.2	0.0	11.1	11.1	11.1	22.2	0.0	11.1	44.4	0.0
	２０～２９歳	43	7.0	16.3	4.7	2.3	9.3	37.2	16.3	18.6	0.0	32.6	0.0
	３０～３９歳	67	7.5	16.4	3.0	7.5	29.9	20.9	25.4	10.4	0.0	26.9	0.0
	４０～４９歳	112	5.4	17.9	2.7	4.5	24.1	38.4	26.8	15.2	0.0	18.8	0.0
	５０～５９歳	134	8.2	20.9	3.7	8.2	26.1	38.1	26.1	16.4	1.5	16.4	0.7
	６０～６９歳	125	4.0	27.2	8.0	4.8	34.4	40.0	24.8	17.6	0.0	12.0	0.0
	７０～７９歳	164	8.5	24.4	4.3	3.7	41.5	54.9	24.4	14.0	1.8	6.1	0.6

地域活動での男女の役割分担

前回調査（令和３年度実施）



〇家庭生活における役割分担意識

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方には、反対（反対、どちらかといえば反対）が 43.9%となっており、賛成（賛成、どちらかといえば賛成）（19.1%）を 24.8 ポイント上回っています。なお、男性の方が女性よりも賛成の割合が 11.9 ポイント高くなっています。

「男性も女性も家事や育児に参加するほうがよい」という考え方には、賛成（賛成、どちらかといえば賛成）が 88.9%となっており、反対（反対、どちらかといえば反対）（2.2%）を 86.7 ポイント上回っています。なお、女性の方が男性よりも賛成の割合が 10.1 ポイント高くなっています。

家庭内の役割分担において、主に「自分」が担当していると回答した割合は、女性は家事・育児・介護、男性は地域活動の項目が高い結果となっています。男女別では、「家事」について主に「自分」が担当していると回答した人の割合は、女性（63.8%）が男性（11.1%）を 52.7 ポイント上回っており、年齢別では年代が上がるにつれて高くなっています。また、前回の調査と比べるとほとんど変化がありませんでした。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について

性別	賛成・どちらかといえば賛成		反対・どちらかといえば反対	
男性	26.1%	全体 19.1%	38.2%	全体 43.9%
女性	14.2%		48.6%	

前回調査（令和３年度実施）

性別	賛成・どちらかといえば賛成		反対・どちらかといえば反対	
男性	29.1%	全体 21.8%	36.9%	全体 42.3%
女性	16.2%		47.3%	

（富山県・全国）

	性別	賛成・どちらかといえば賛成		反対・どちらかといえば反対	
富山県	男性	34.9%	27.4%	60.7%	56.3%
	女性	22.0%		50.5%	
国	男性	37.5%	33.1%	69.2%	64.8%
	女性	29.3%		59.7%	

資料：富山県「令和３年度男女共同参画社会に関する意識調査」
内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査(令和７年２月)」

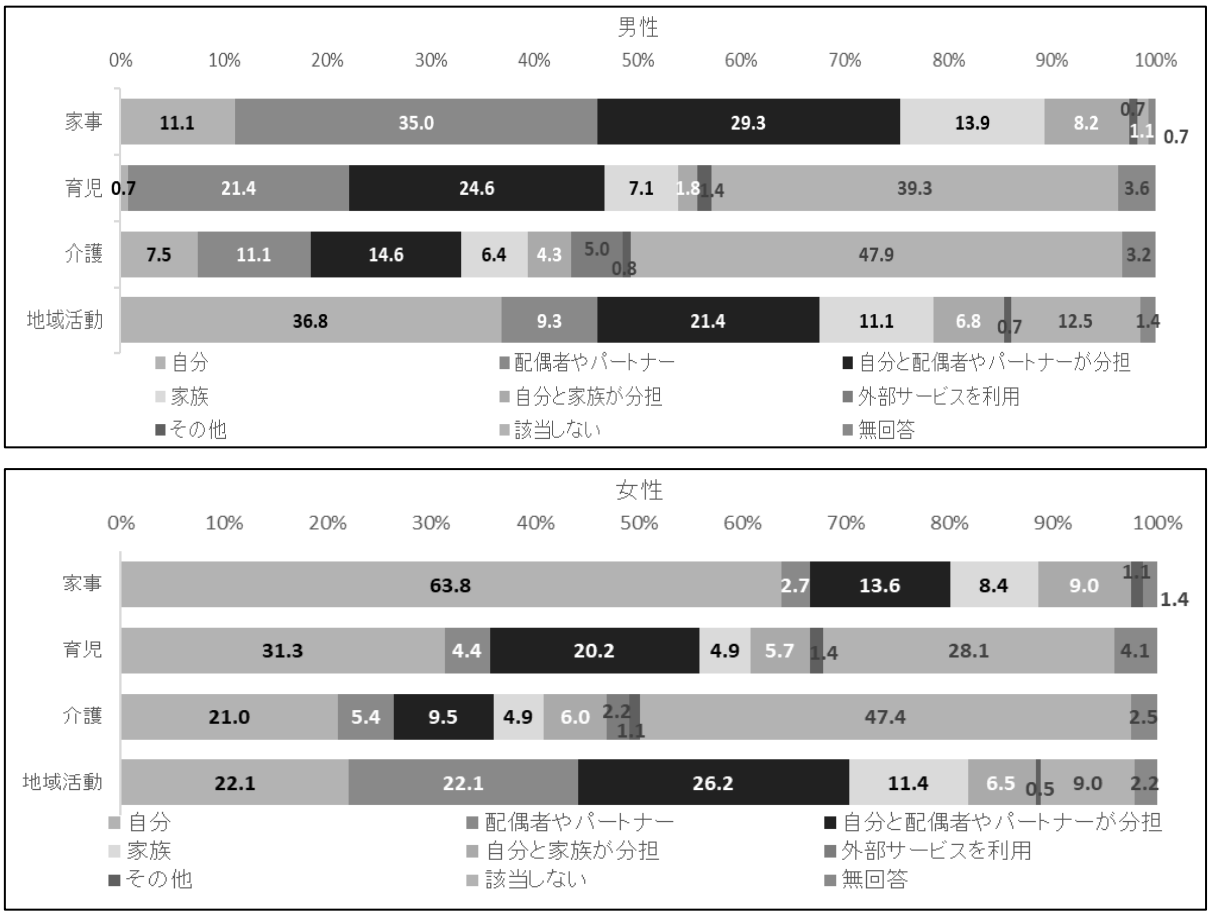
「男性も女性も家事や育児に参加するほうがよい」という考え方について

性別	賛成・どちらかといえば賛成		反対・どちらかといえば反対	
男性	83.6%	全体 88.9%	4.3%	全体 2.2%
女性	93.7%		0.5%	

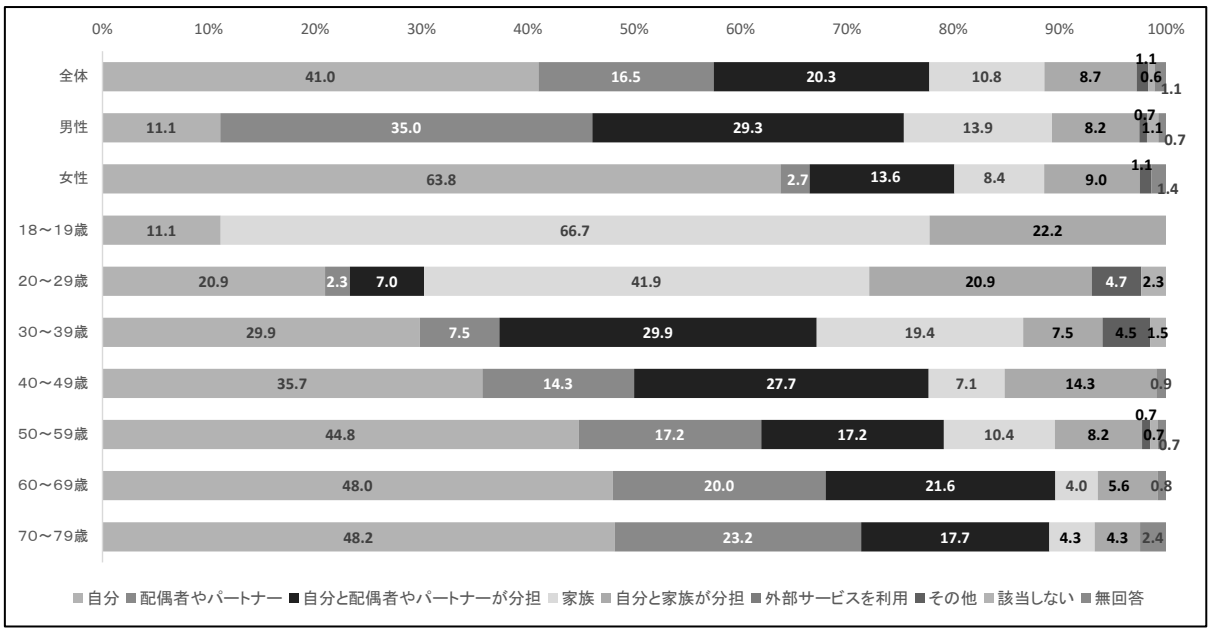
前回調査（令和３年度実施）

性別	賛成・どちらかといえば賛成		反対・どちらかといえば反対	
男性	83.3%	全体 88.0%	1.5%	全体 4.1%
女性	92.3%		6.9%	

家庭内の役割分担実態



家庭での役割分担の状況「家事」



○就業・就労の場での男女の平等感

「研修や訓練」「採用や退職」「仕事の分担」について、男女の差がなくなっていると感じています。一方で、「昇給・昇格」「育児休業制度・介護休暇制度の整備・活用」については平等感が低い傾向にあります。

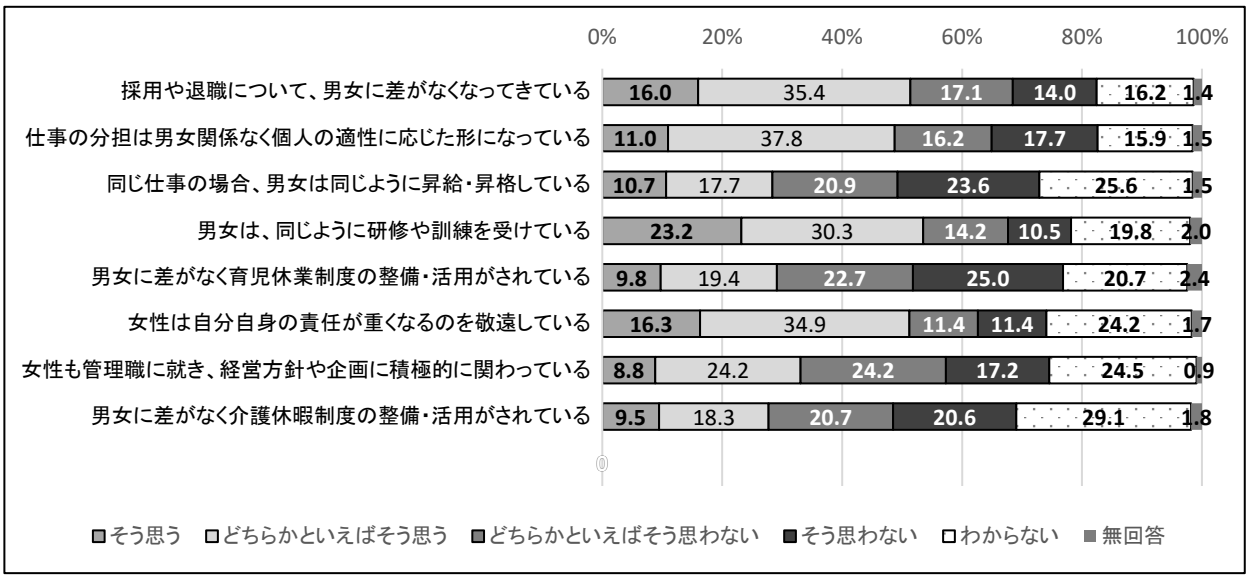
男女別では、「昇給・昇格」「採用や退職」「育児休業制度の整備・活用」について男女の差がなくなっていると回答した割合は女性より男性の方が 10 ポイント以上高くなっています。

年代別では、いずれの項目でも男女の差がなくなっていると回答した人の割合が 70 代ではかなり低くなっています。

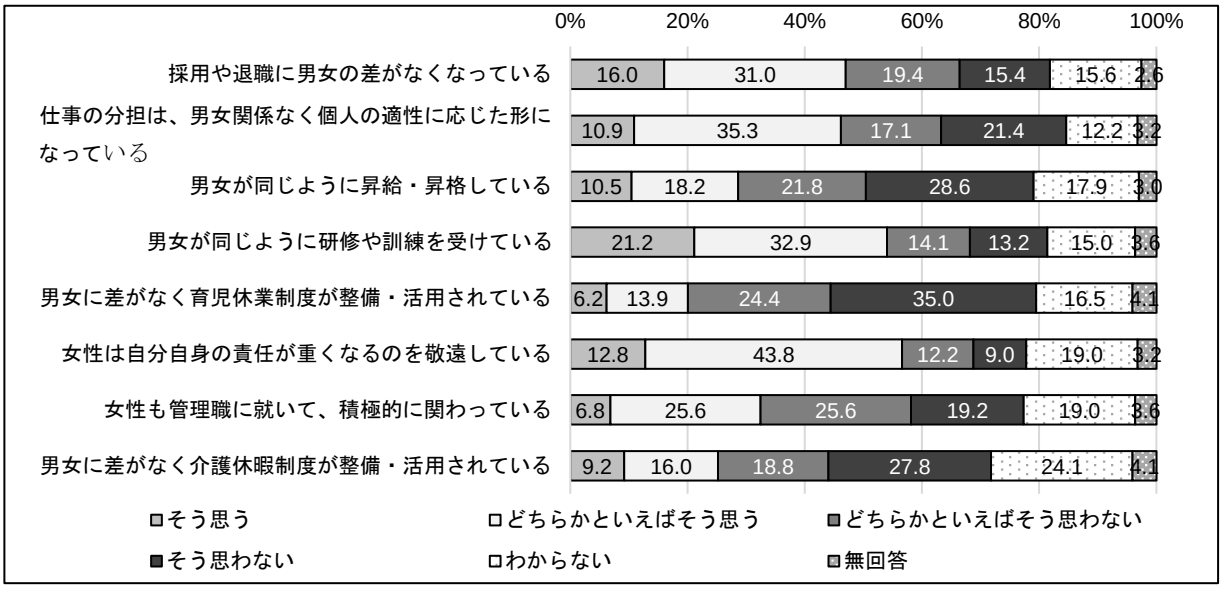
前回の調査と比べると、全体的に少しずつではありますが職場における男女差は解消される傾向にあります。

女性が職場で活躍するために必要なことでは、「能力や実績に応じた評価（給料の面を含む）がなされること」が 45.0%ともっとも高くなっています。

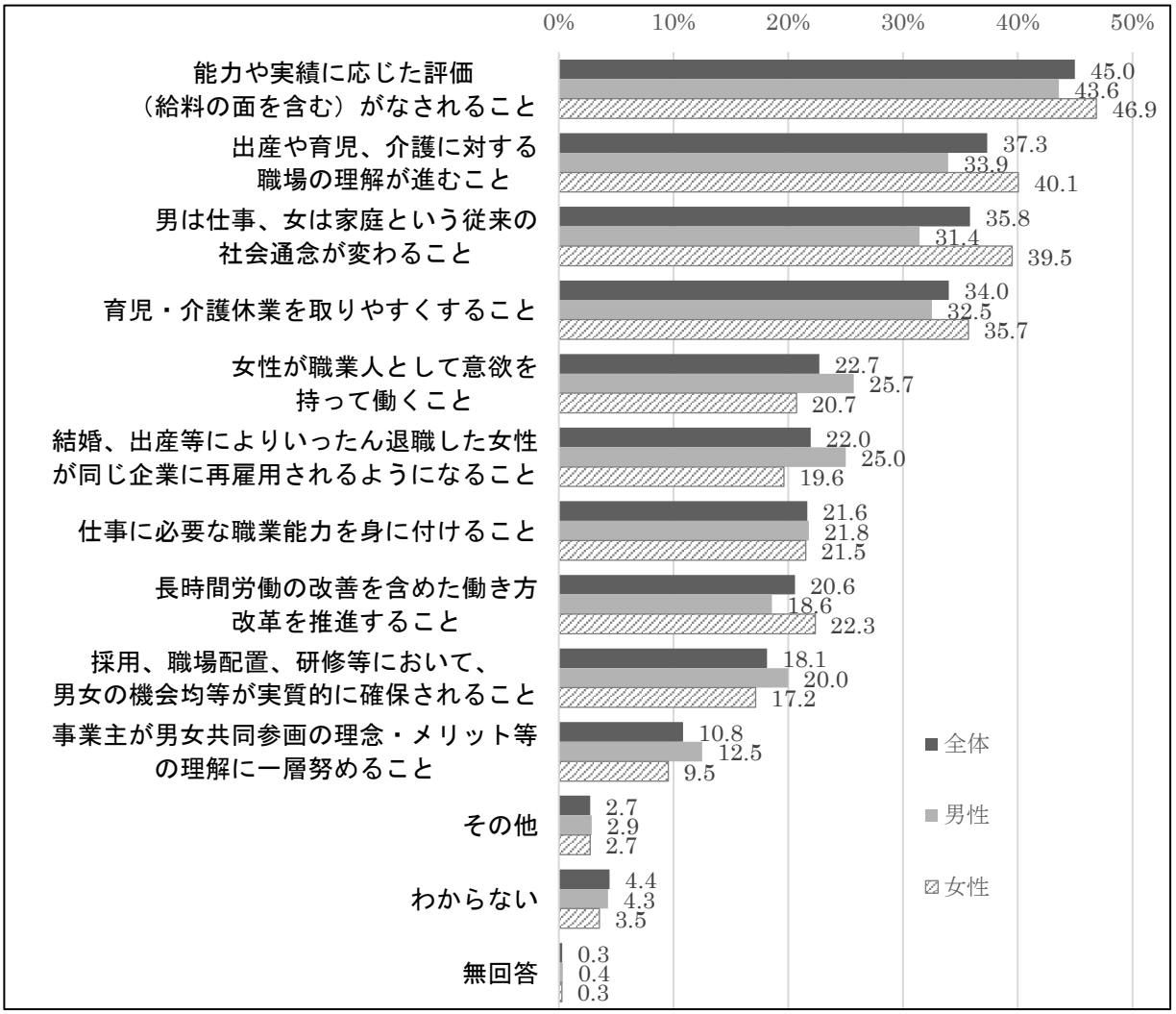
就業・就労の場での男女の平等感



前回調査（令和３年度実施）



女性が職場で活躍するための必要事項



○仕事と生活の調和

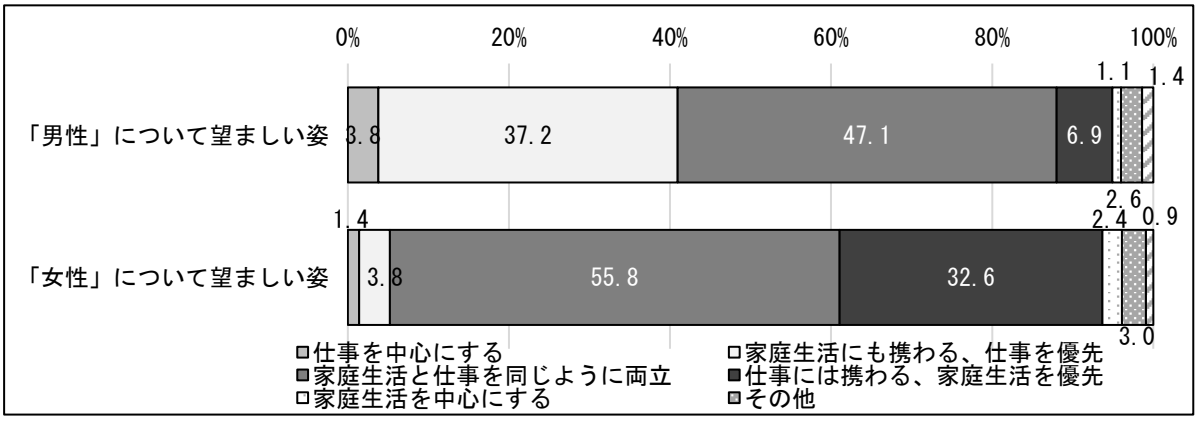
「仕事と家庭生活」について、望ましいあり方は、男女とも「家庭生活と仕事を同じように両立させる」（男性 47.1%、女性 55.8%）がもっとも高くなっています。

一方、実際の状況では、男性は仕事を優先とする回答（仕事を中心にする、家庭生活には携わるが仕事を優先させる）が 60.0%、女性は家庭を優先とする回答（家庭生活を中心にする、仕事には携わるが家庭生活を優先させる）が 48.2%と高くなっています。

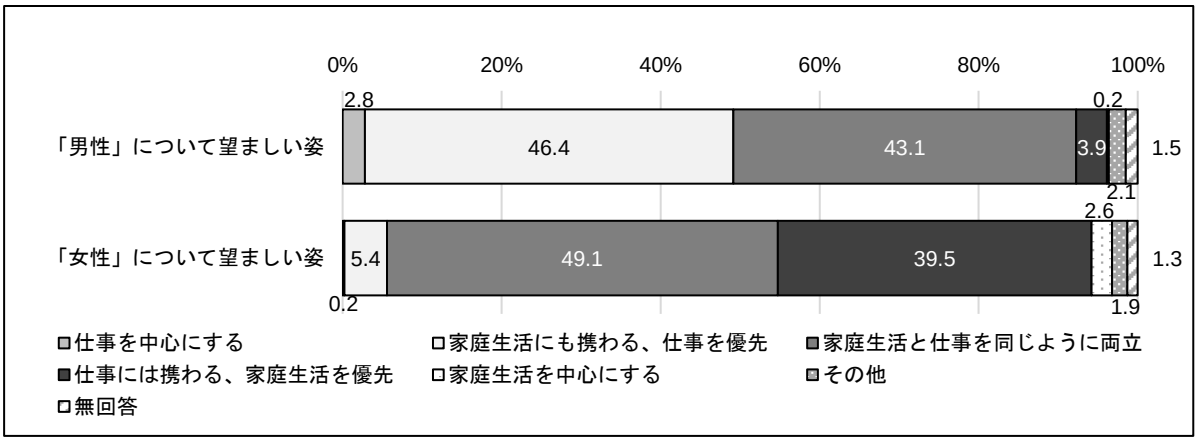
年代別では、「女性の仕事と家庭生活」の望ましいあり方は、全年代で「家庭生活と仕事を同じように両立させる」が半数以上を占めていますが、「男性の仕事と家庭生活」の望ましいあり方は、60 代以降は仕事を優先とする回答が半数以上となっています。

前回の調査と比べると、望ましいあり方では、「家庭生活と仕事を同じように両立させる」の回答が男性・女性ともに約５ポイント増加したのに対し、実際の状況ではほとんど変わりませんでした。

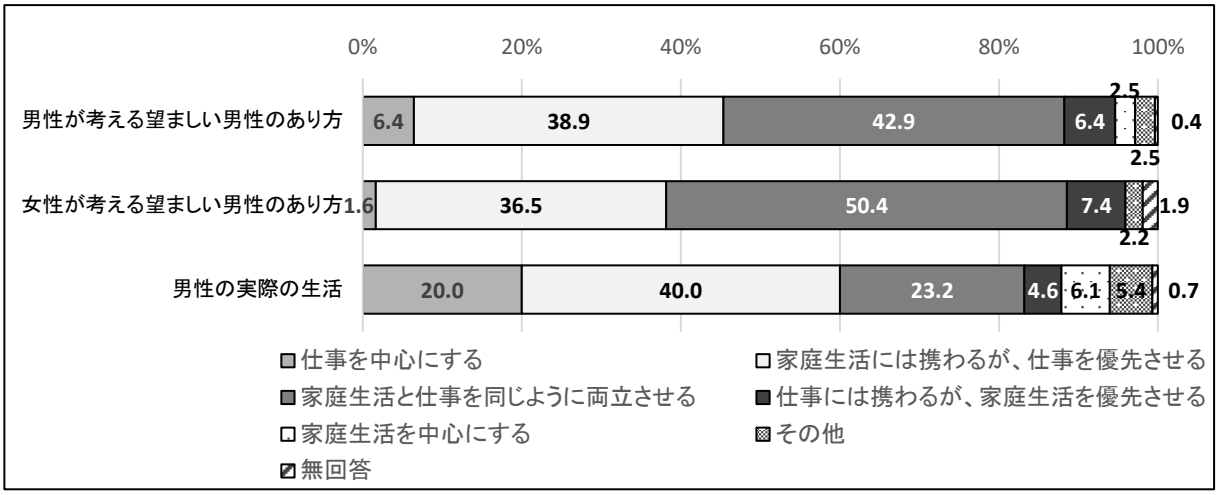
仕事と家庭生活の望ましいあり方



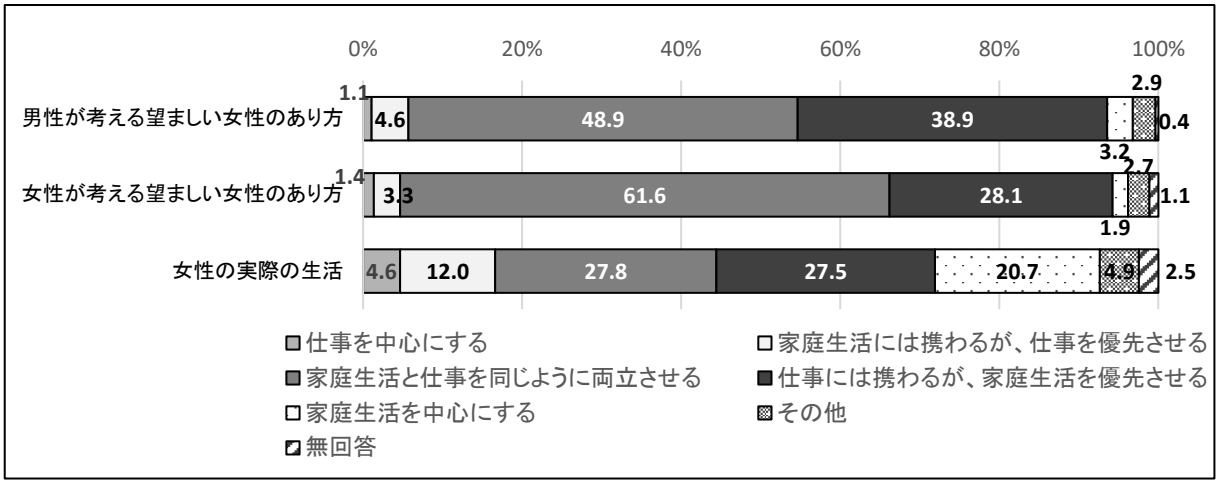
前回調査（令和３年度実施）



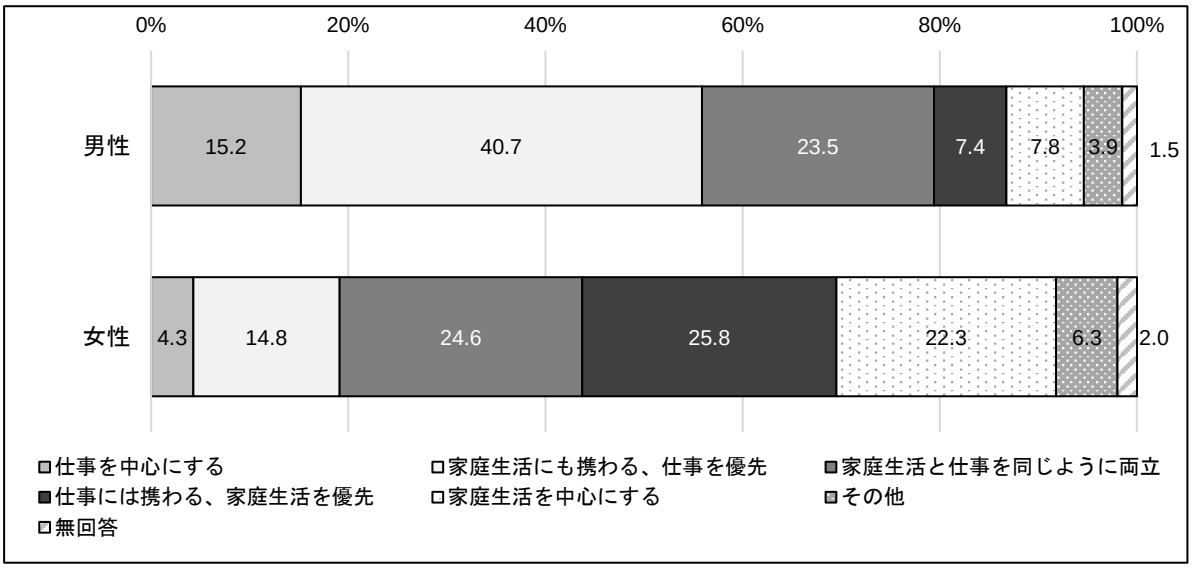
望ましい生活と現実との比較（男性について）



望ましい生活と現実との比較（女性について）



前回調査（令和３年度実施）「実際の生活」



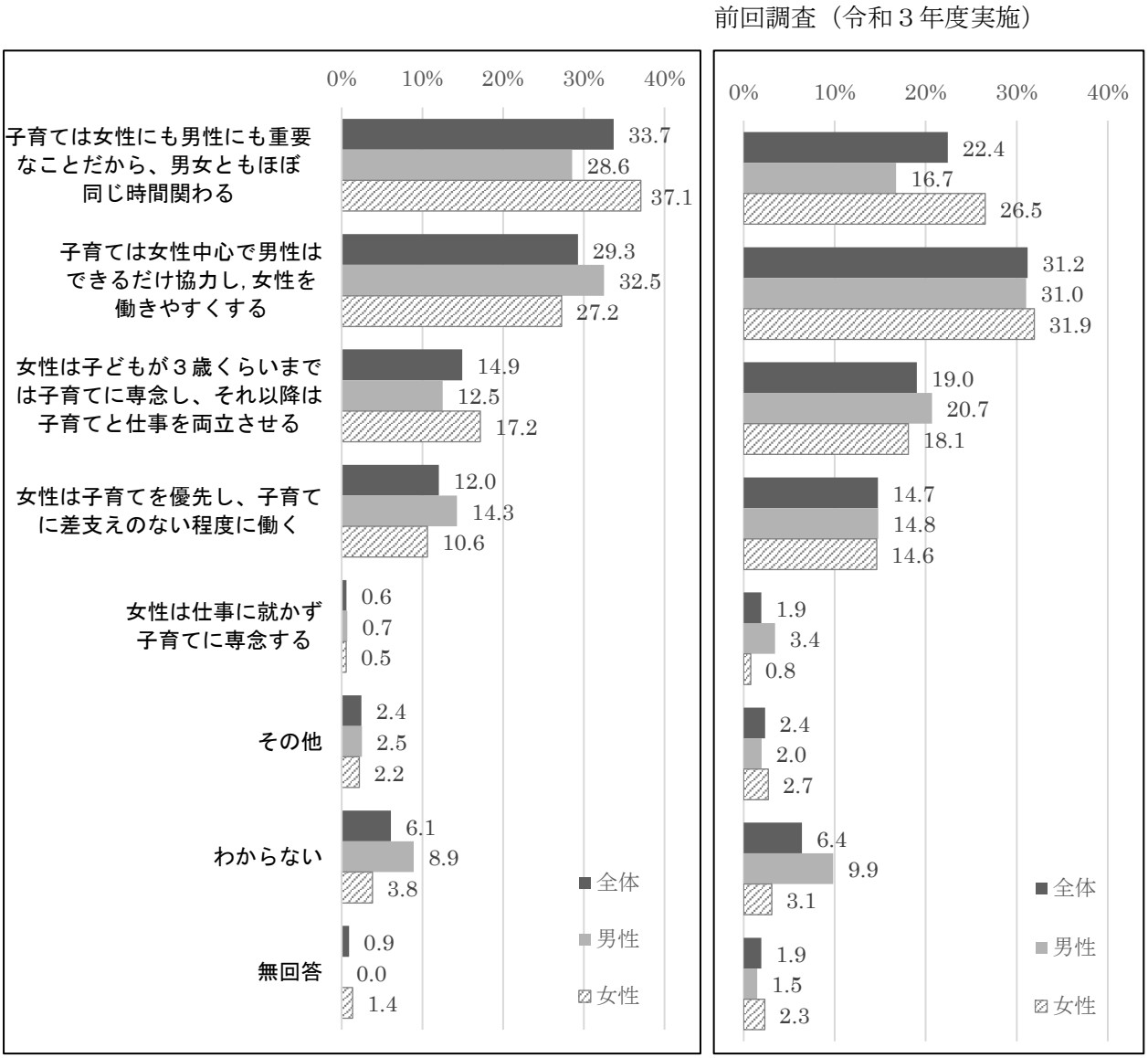
○子育てと仕事の両立に対する意識

子育てについて、「女性にも男性にも重要なこと、ほぼ同じ時間関わる」33.7%、次いで「女性中心で男性はできるだけ協力する」29.3%となっています。

前回の調査では、「女性中心で男性はできるだけ協力する」が 31.2%と最も高く、「女性にも男性にも重要なこと、ほぼ同じ時間関わる」が 22.4%だったことから、男性も子育てに関わることへの意識が高くなっていることが伺えます。

男女別では、男性は「女性中心で男性はできるだけ協力する」がもっとも高いのに対し、女性は「女性にも男性にも重要なこと、ほぼ同じ時間関わる」がもっとも高くなっています。

年代別では、「女性にも男性にも重要なこと、ほぼ同じ時間関わる」が年代があがるごとに減少し、「女性中心で男性はできるだけ協力する」が増加しています。

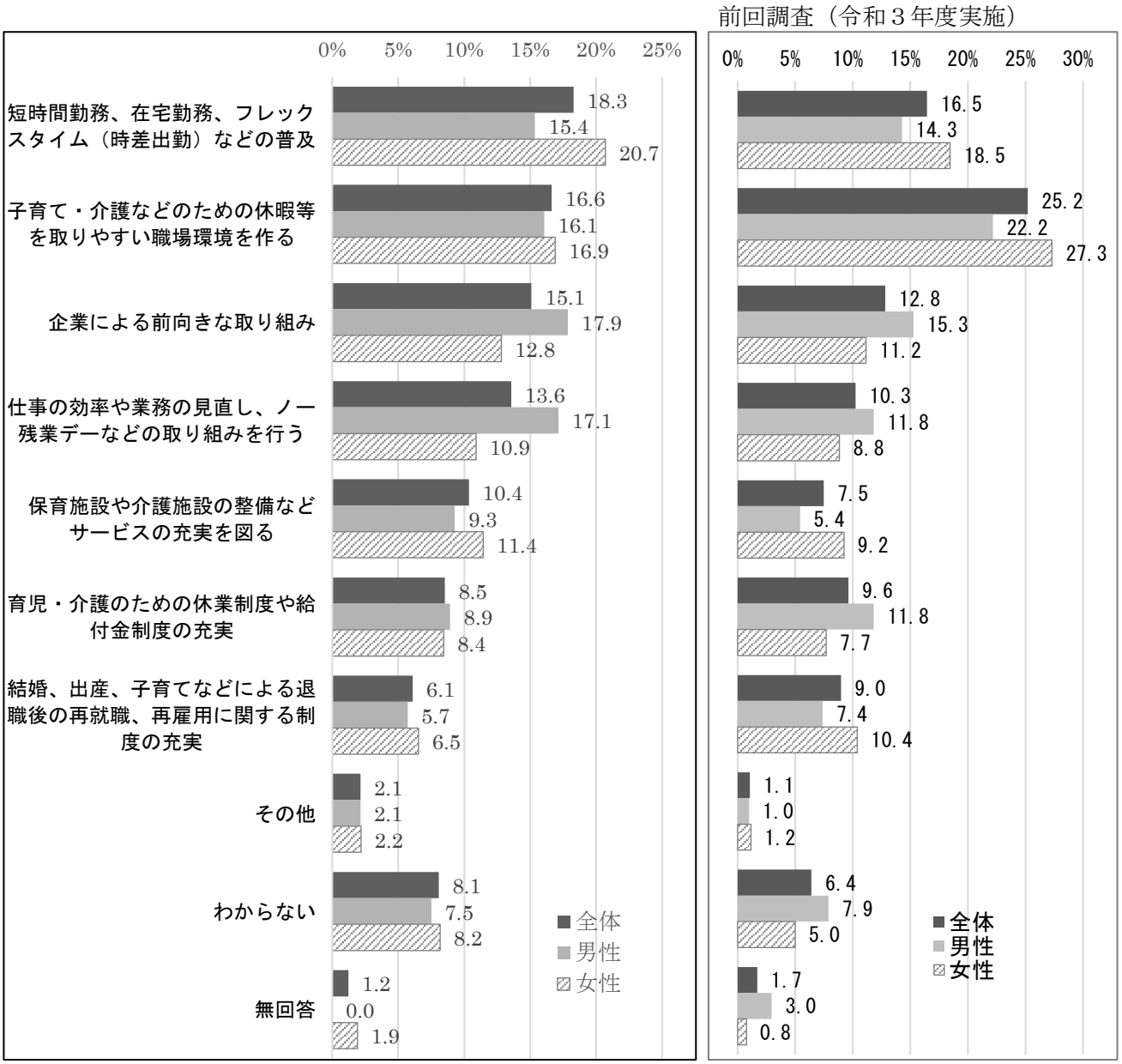


○仕事と生活の調和の実現に必要なこと

全体では、「短時間勤務、在宅勤務、フレックスタイムなどの普及」18.3%「子育て・介護などのための休暇等を取りやすい職場環境を作る」16.6%、「企業による前向きな取り組み」15.1%の順になっています。

男女別では、男性は「企業による前向きな取り組み」が最も高いのに対し、女性は「短時間勤務、在宅勤務、フレックスタイムなどの普及」が最も高くなっています。

前回の調査と比べると、「子育て・介護などのための休暇等を取りやすい職場環境を作る」が 8.6 ポイント減少し、「短時間勤務、在宅勤務、フレックスタイムなどの普及」が 1.8 ポイント増加しています。

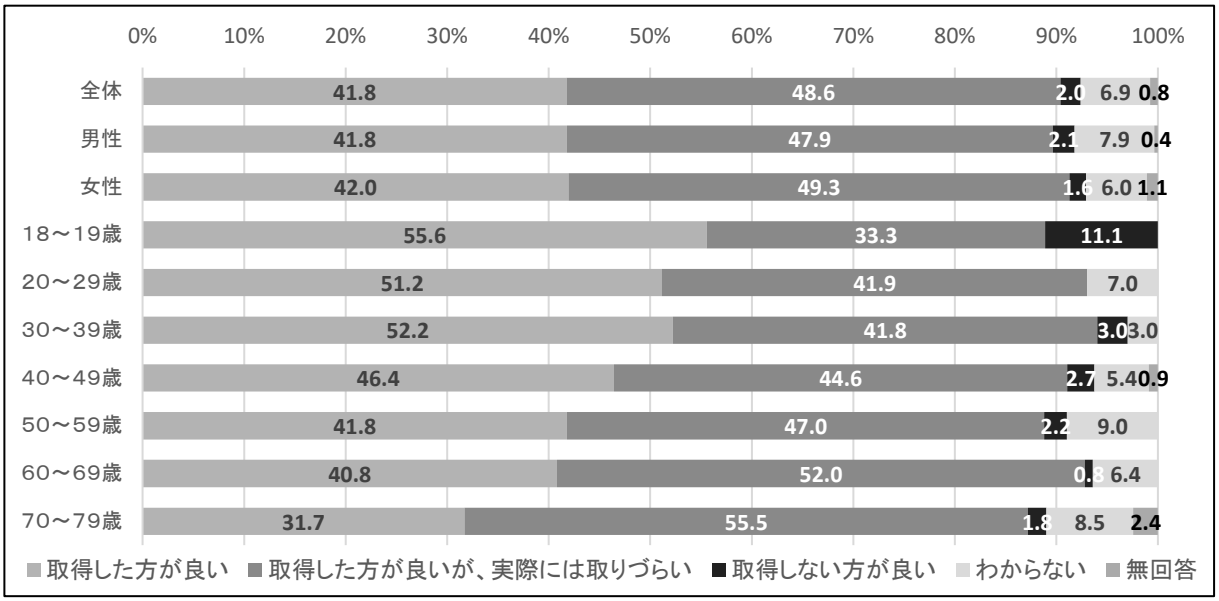


○男性の育児・介護・家事への参加のために必要なこと

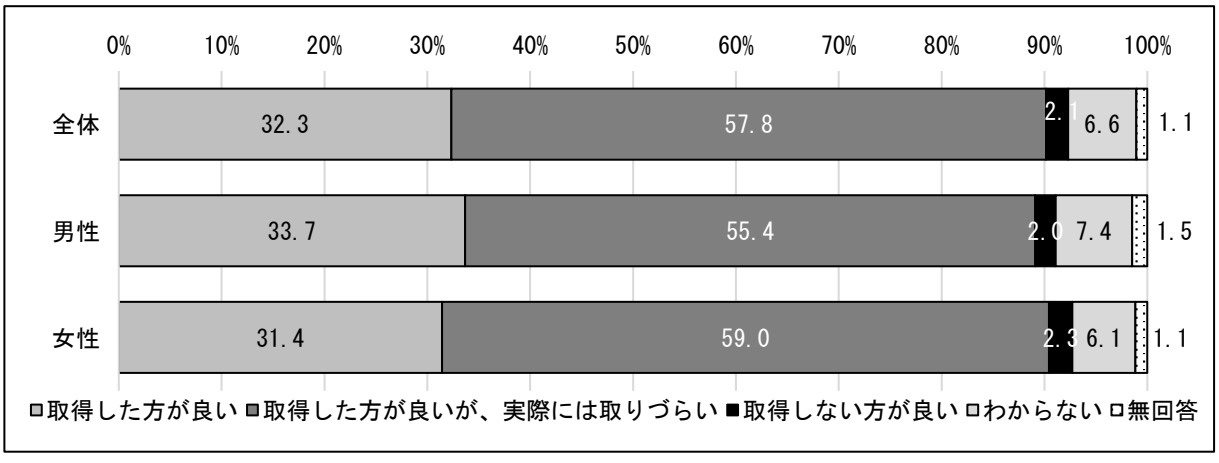
男性が育児や介護を行うために休暇を取得することについて、「取得した方が良いが、実際には取りづらい」と回答した人が男女ともにもっとも多く、年代があがるごとに増加しています。前回の調査と比較すると、男女ともにその回答割合は約 10 ポイント減少しています。

今後、男性が育児・介護などに積極的に参加するために必要なことは、「男性が育児・介護・家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」54.1%、「職場における上司や周囲の理解を進めること」45.9%、「夫婦や家族間でのコミュニケーションを図ること」42.2%の順になっています。男女別、年齢別では、大きな差はありませんでした。

男性が育児・介護・家事に積極的に参加するための必要事項



前回調査（令和３年度実施）



○ＤＶに関する状況

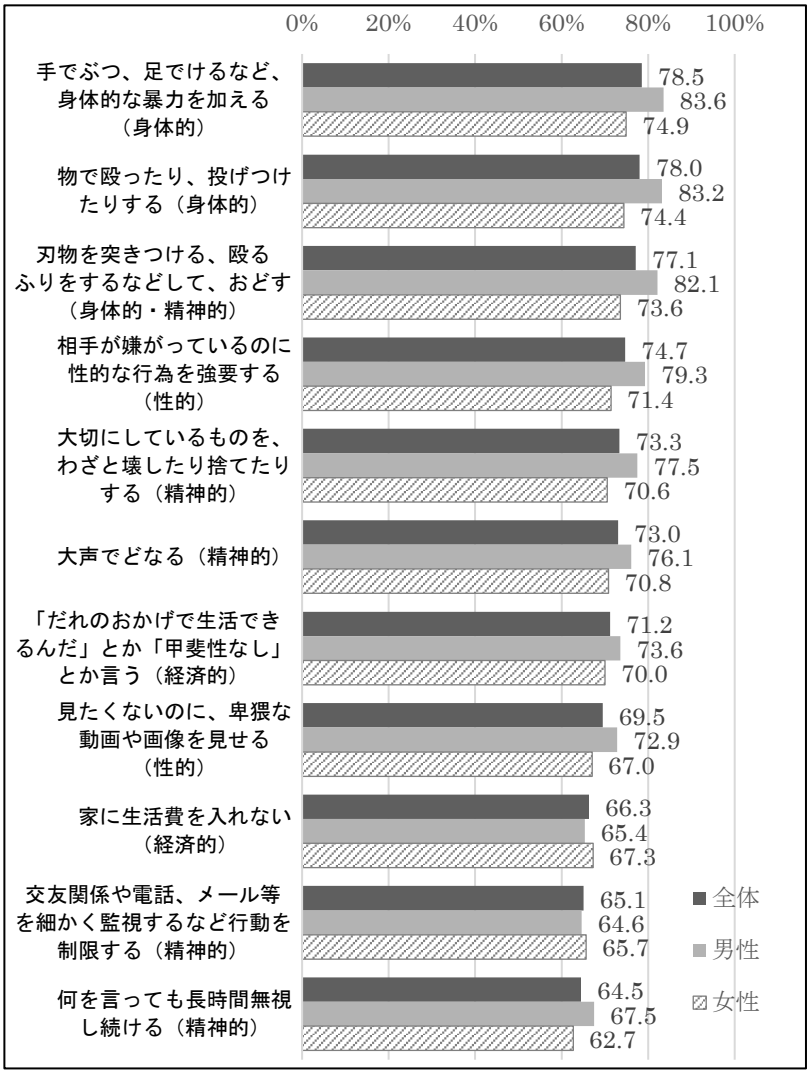
(1)夫婦間の暴力についての認識

暴力にあたると思う行為では、「手でぶつ、足でけるなど、身体的な暴力を加える」78.5%、「物で殴ったり、投げつけたりする」78.0%、「刃物を突きつける、殴るふりをするなどして、おどす」77.1%の順であり、身体的暴力が高くなっています。

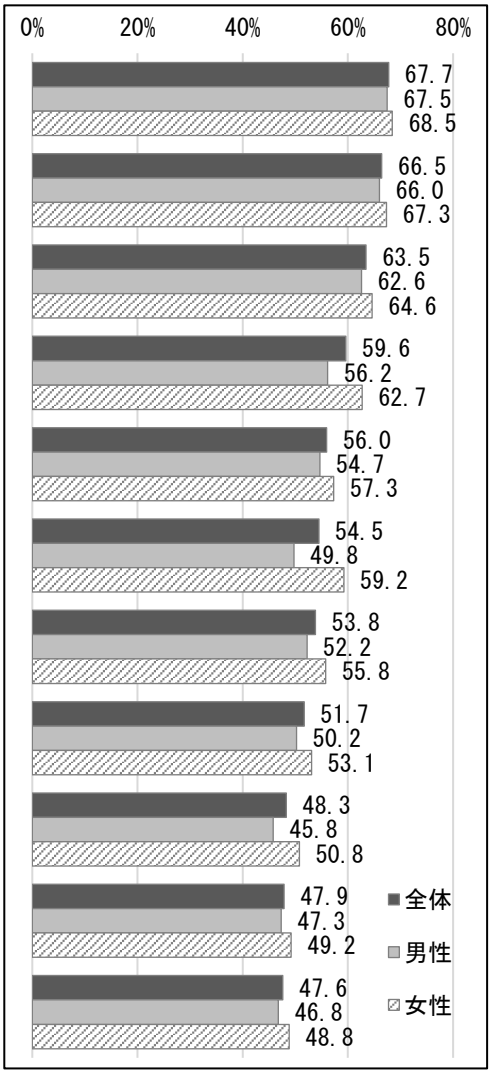
男女別では、「家に生活費を入れない」「交友関係や電話、メール等を細かく監視するなど行動を制限する」を除くすべての項目で男性の方が「暴力にあたると思う」の回答割合が高くなっています。

前回の調査と比べると、11 の全行為において暴力と認識する割合は高くなっており、身体的暴力をＤＶと認識する割合は約 10 ポイント増加、精神的暴力や性的暴力、経済的暴力についてＤＶと認識する割合は、20 ポイント近く増加しています。

暴力にあたると思う行為（複数回答）



前回調査（令和３年度実施）



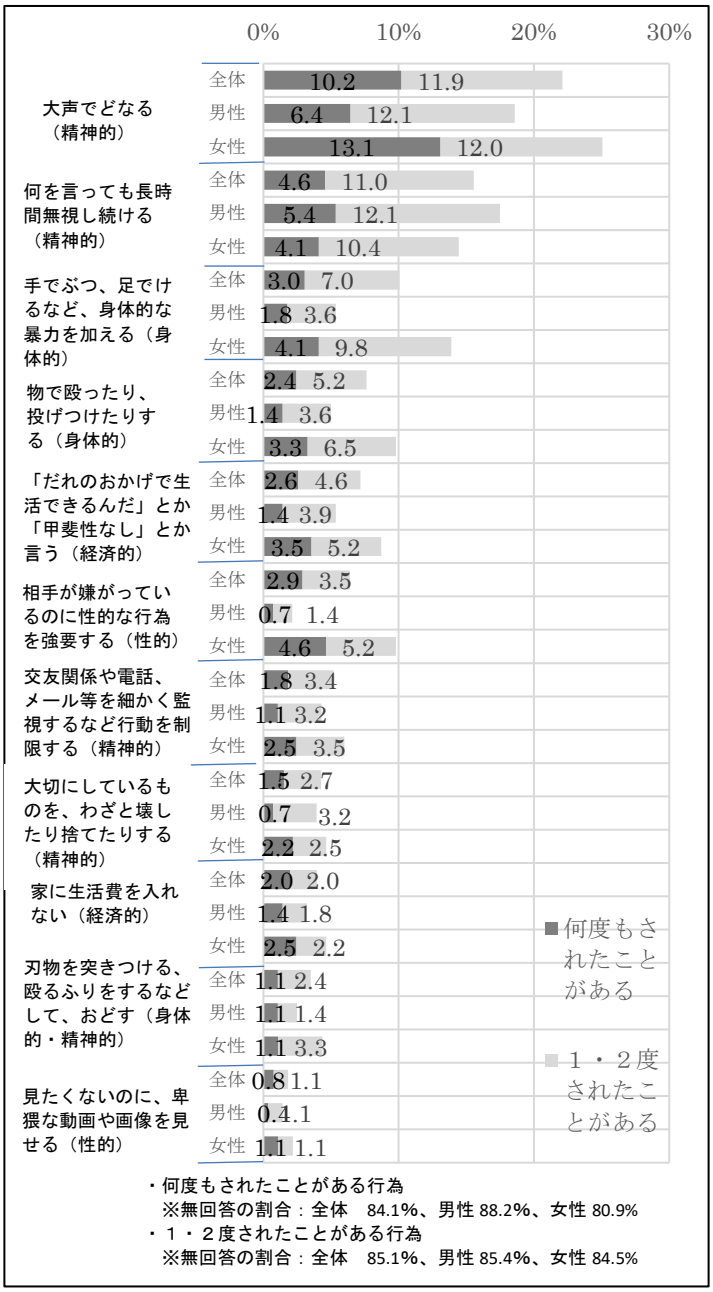
⑵　ＤＶ被害経験の状況

配偶者・パートナー等からされたことがある行為では、「大声でどなる」22.1%、「何を言っても長時間無視し続ける」15.6%、「手でぶつ、足でけるなど、身体的な暴力を加える」10.0%の順であり、精神的暴力が高くなっています。

男女別では、「何を言っても長時間無視し続ける」を除くすべての項目で女性の方が「されたことがある」の回答割合が高くなっています。

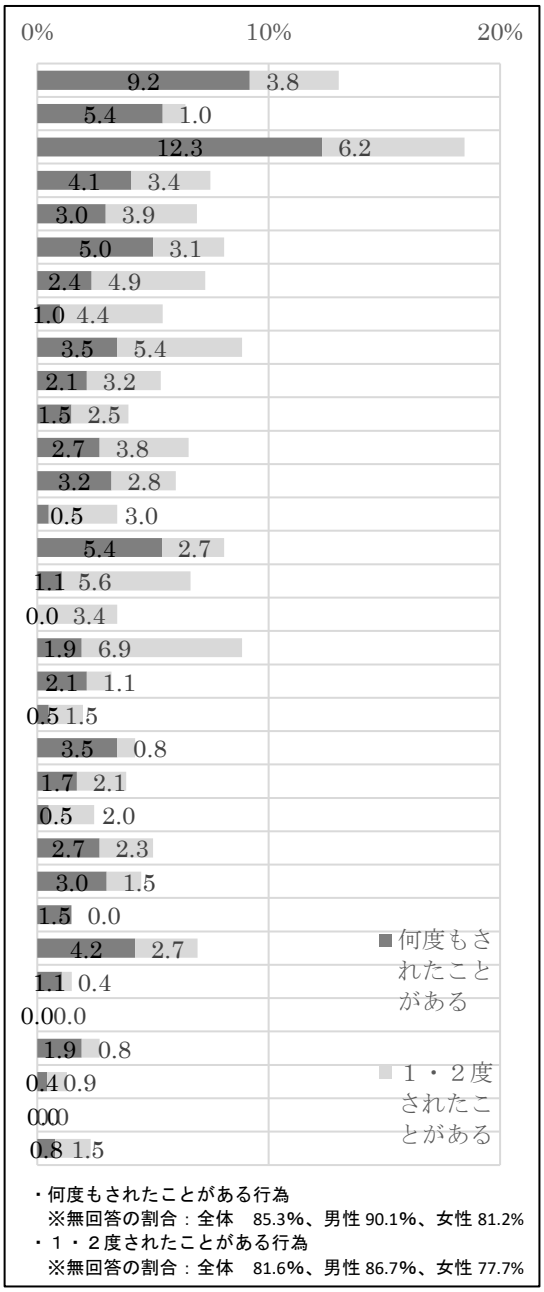
前回の調査と比べると、主に精神的暴力についてされたことがあると回答した人の割合が男女ともに増加しています。

配偶者等からされたことがある行為（複数回答）



・何度もされたことがある行為
※無回答の割合：全体　84.1%、男性 88.2%、女性 80.9%
・１・２度されたことがある行為
※無回答の割合：全体　85.1%、男性 85.4%、女性 84.5%

前回調査（令和３年度実施）



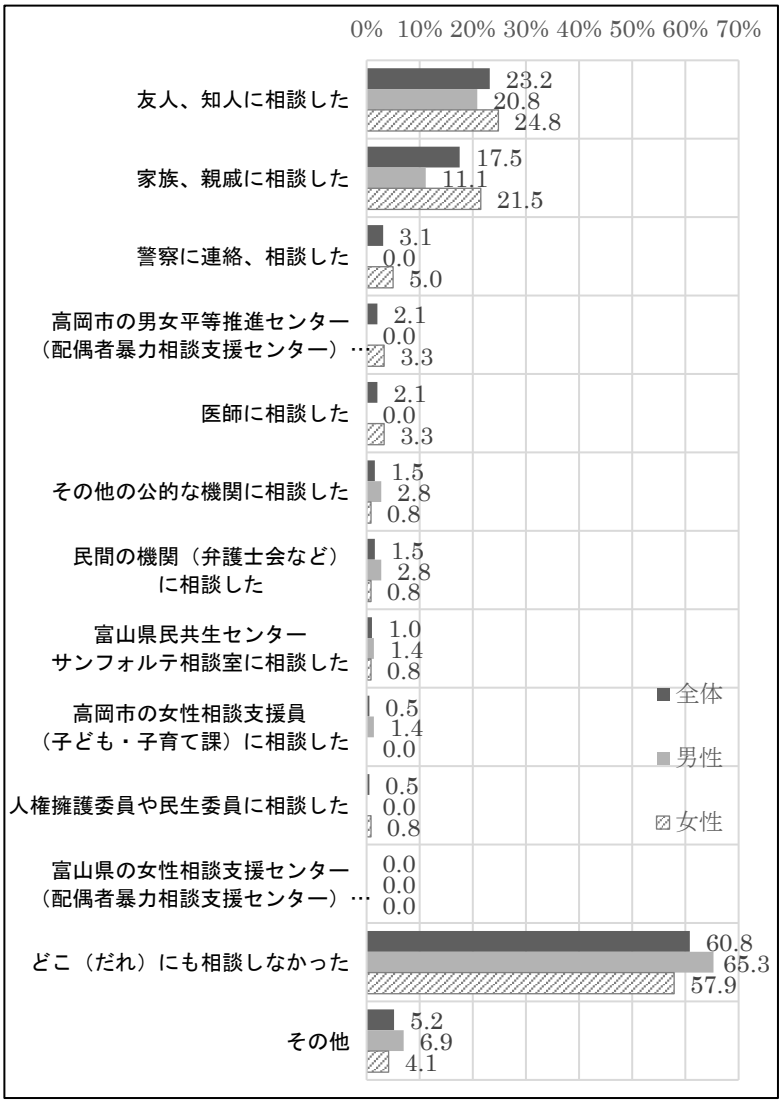
・何度もされたことがある行為
※無回答の割合：全体　85.3%、男性 90.1%、女性 81.2%
・１・２度されたことがある行為
※無回答の割合：全体　81.6%、男性 86.7%、女性 77.7%

⑶　ＤＶの相談先

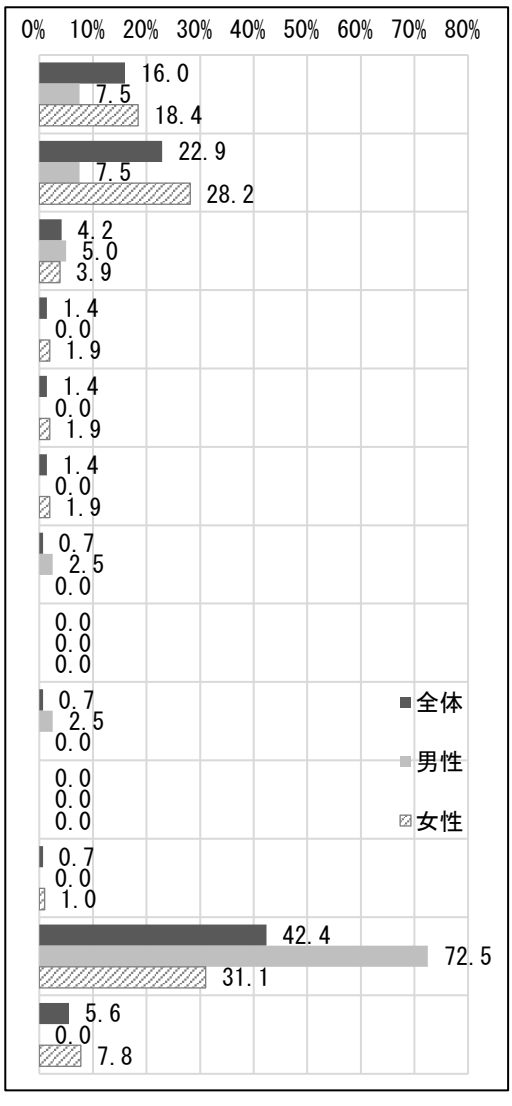
暴力を受けた際、「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した人の割合は 60.8%（男性 65.3%、女性 57.9%）でした。前回の調査では、「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した人の割合について、女性よりも男性が大幅に高かったが、今回の調査では、男女ともに高くなっています。

また、相談しなかった理由は、「相談するほどのことではないと思った」43.4%、「相談しても無駄だと思った」36.1%、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思った」27.0%の順となっています。男女別では、相談しなかった理由について、男性は「相談するほどのことではないと思った」がもっとも高いのに対し、女性は「相談しても無駄だと思った」がもっとも高くなっています。

相談相手・窓口（複数回答）



前回調査（令和３年度実施）



○性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）

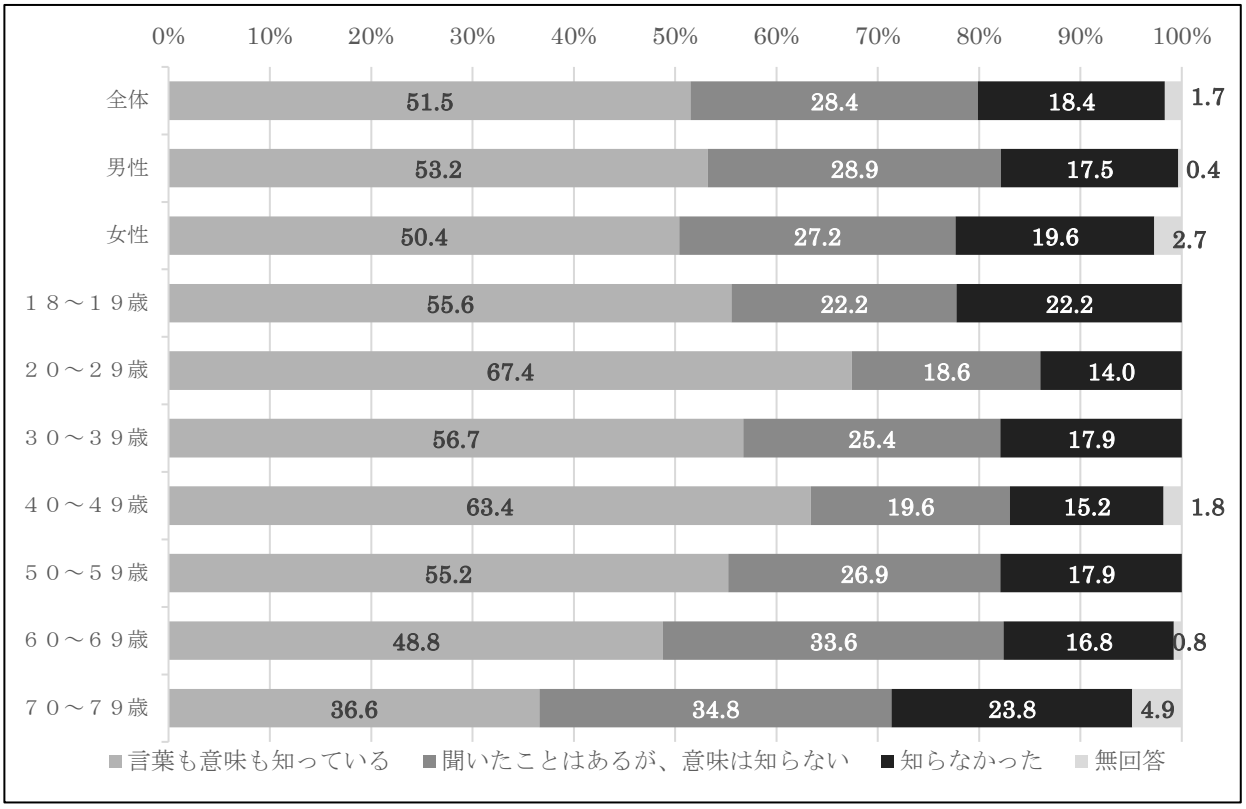
「言葉も意味も知っている」と回答した人の割合は、全体の 51.5%でした。

年齢別では、「言葉も意味も知っている」と回答した人の割合は、若年層や中年層より高齢層が低くなっています。

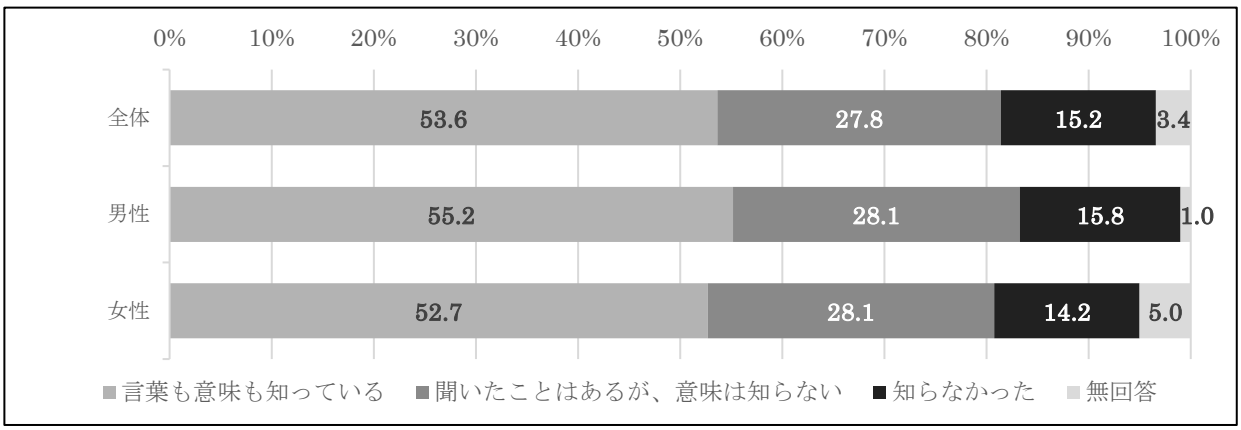
前回の調査と比べると、ほとんど変化がありませんでした。

性的少数者の人権を守るために必要なことについては、「周知・啓発」63.2%、「環境整備」47.5%、「学校教育」47.0%の順となっています。

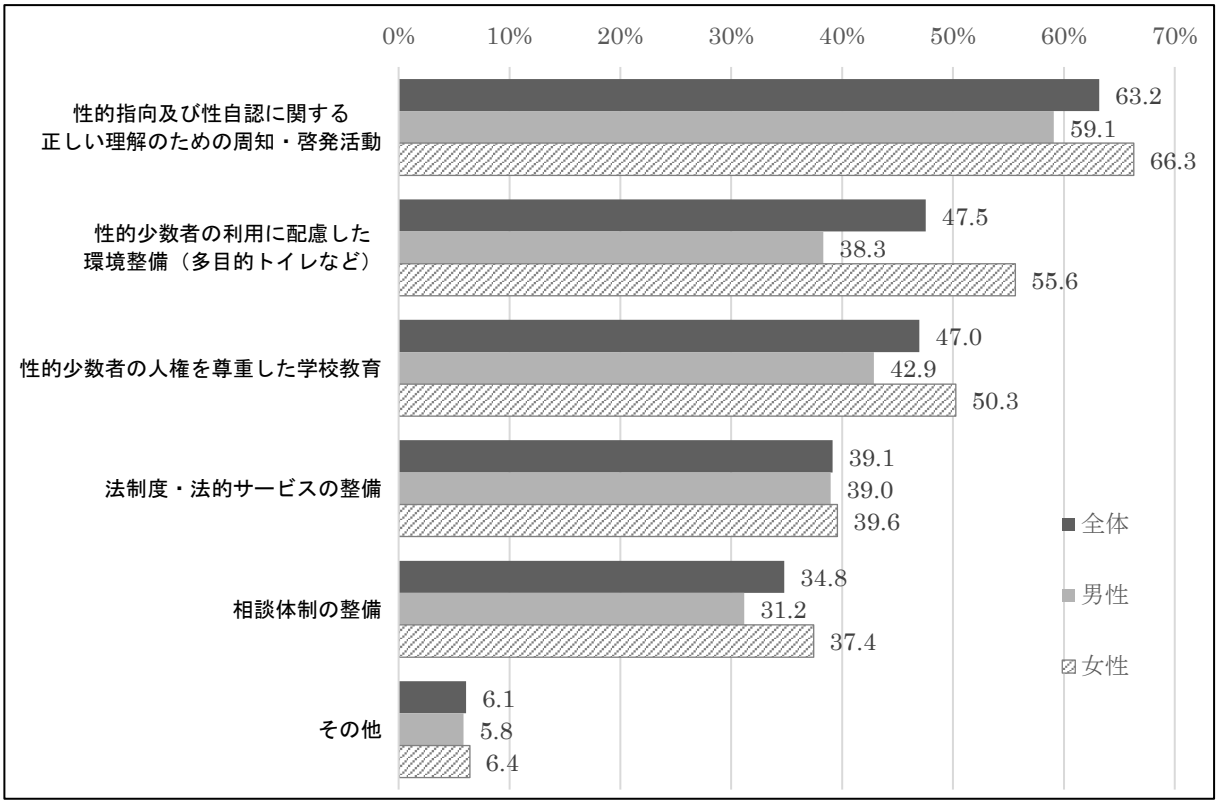
性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）という言葉の認知度



前回調査（令和３年度実施）



性的少数者の人権を守るために必要なこと（複数回答）



○防災・災害復興対策で必要な取り組み

防災・災害復興対策で男女の性別に配慮して取り組む必要のあることは「避難所内の生活環境」74.8%、「女性のニーズの把握、支給に対する配慮」50.2%が高くなっており、いずれも女性の方が男性より６ポイント以上高くなっています。

年齢別では、「女性のニーズの把握、支給に対する配慮」が必要と回答した人の割合は、年齢が下がるごとに高くなっています。

今後の防災に関して男女共同参画を推進するために必要なことは「防災訓練や防災研修会、地域の自主防災活動に男性も女性も積極的に参加する」44.4%、「備蓄品に男女双方の視点を入れる」42.1%、「男女別のニーズに配慮した避難所等での支援マニュアルの充実」41.6%の順となっています。

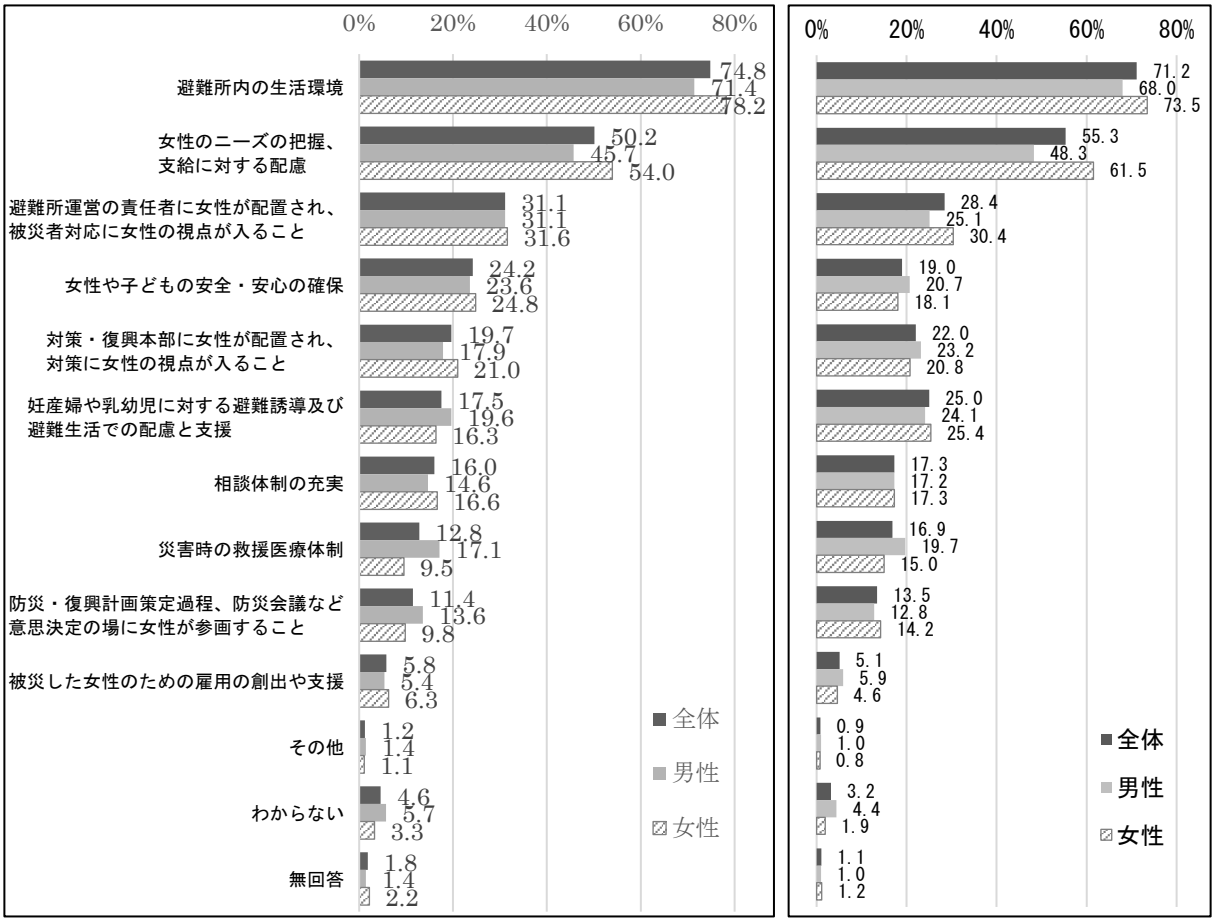
男女別では、男性は「防災訓練や防災研修会、地域の自主防災活動に男性も女性も積極的に参加する」がもっとも高いのに対し、女性は「備蓄品に男女双方の視点を入れる」がもっとも高くなっています。

年齢別では、「備蓄品に男女双方の視点を入れる」が必要と回答した人の割合は、年齢が下がるごとに高くなっています。

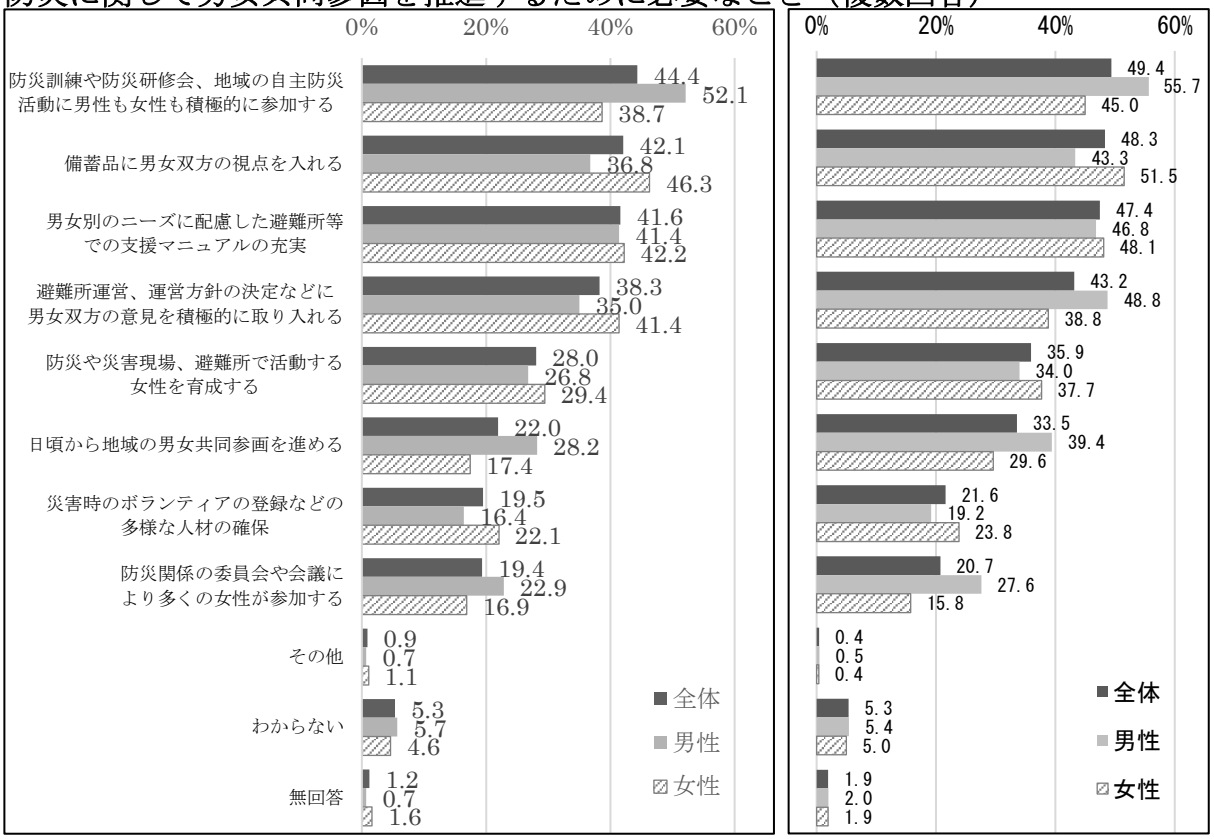
前回の調査と比べると、どちらもほとんど変化がありませんでした。

防災・災害復興対策で配慮すること（複数回答）

前回調査（令和３年度実施）



防災に関して男女共同参画を推進するために必要なこと（複数回答）



○地域活動・社会参画の状況

地域活動への参加は、53.4%（男性 60.0%、女性 49.0%）が参加していると回答しています。

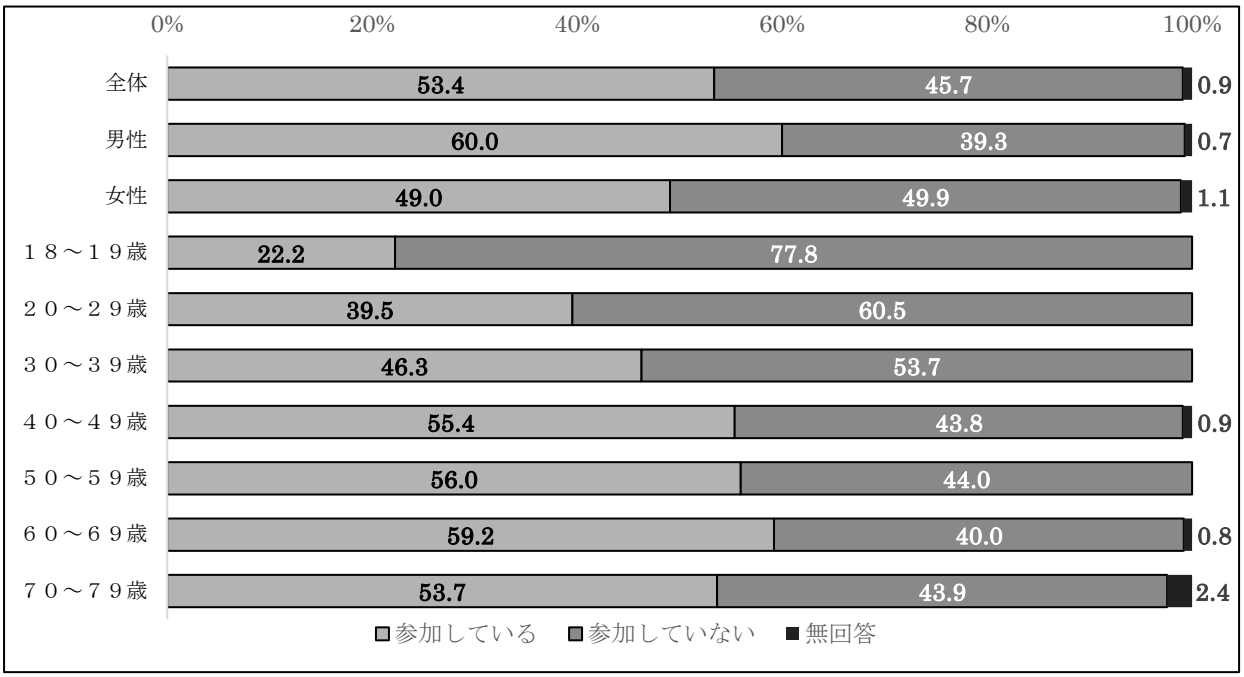
年代別では、10 代から 60 代にかけて「参加している」と回答した人の割合は年代が上がるにつれて上昇しています。

地域活動に参加していない理由では、「時間がない」25.4%、「特に理由はない」23.0%が高くなっており、「時間がない」と回答した人の割合は男性より女性の方が 4.4 ポイント高くなっています。

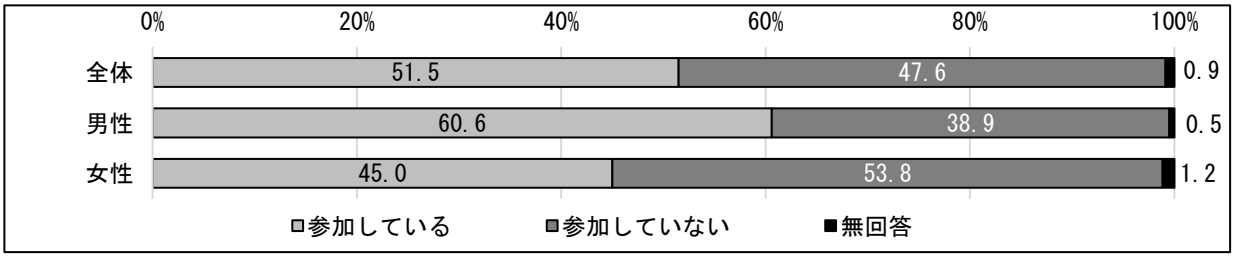
男女別では、「人間関係がわずらわしい」と回答した割合は女性より男性の方が 11.4 ポイント、「特に理由はない」と回答した人の割合は男性より女性の方が 9.1 ポイント高くなっています。

前回の調査と比べると、「人間関係がわずらわしい」と回答した人の割合について、男性が 9.3 ポイント増加しています。

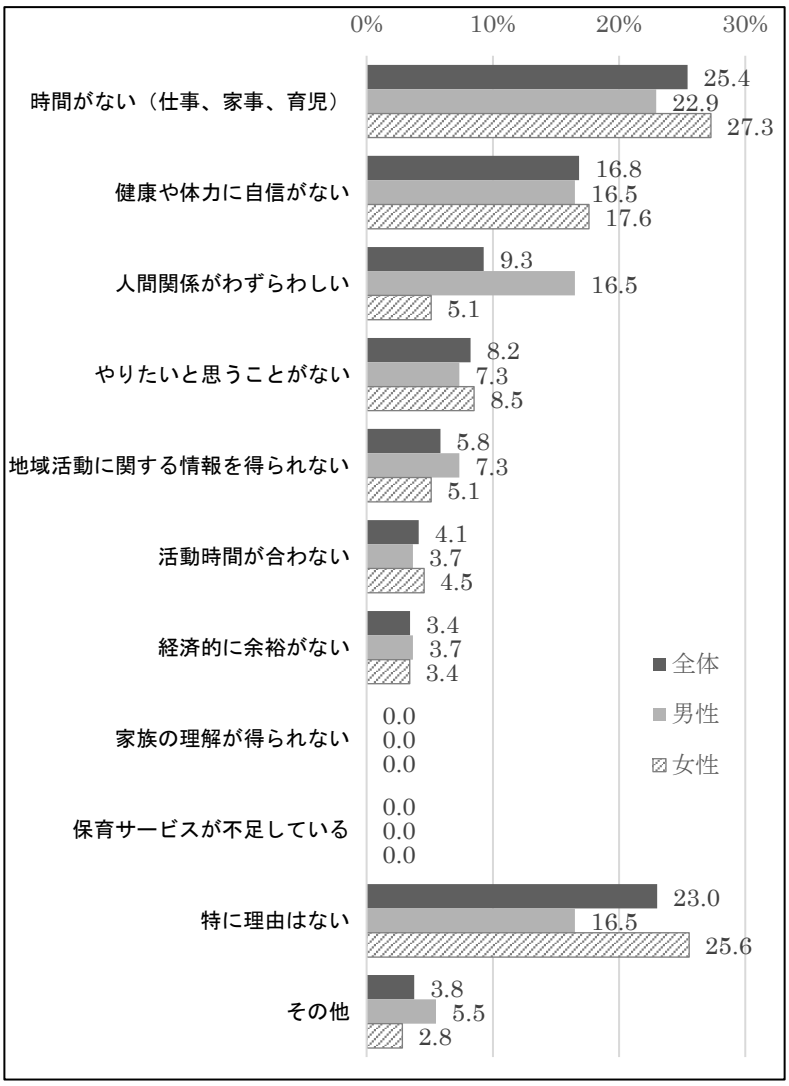
地域活動への参画状況



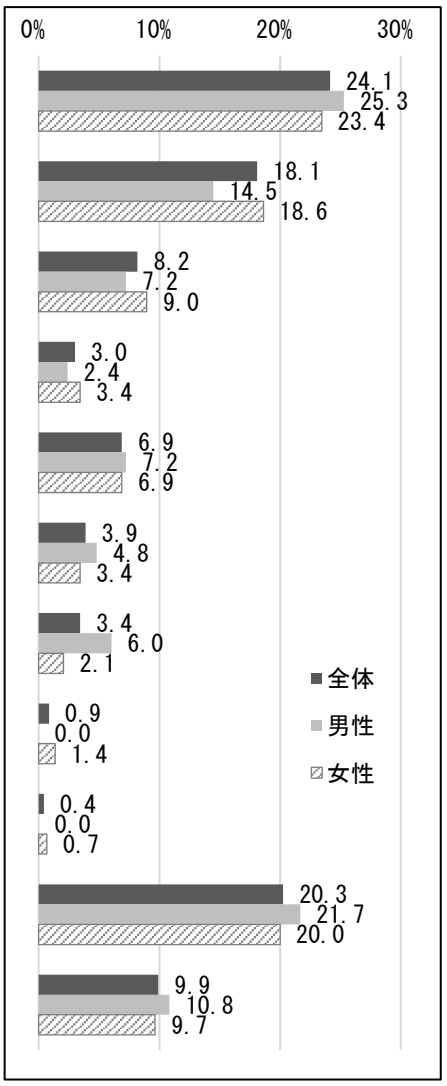
前回調査（令和３年度実施）



参加できない理由



前回調査（令和３年度実施）



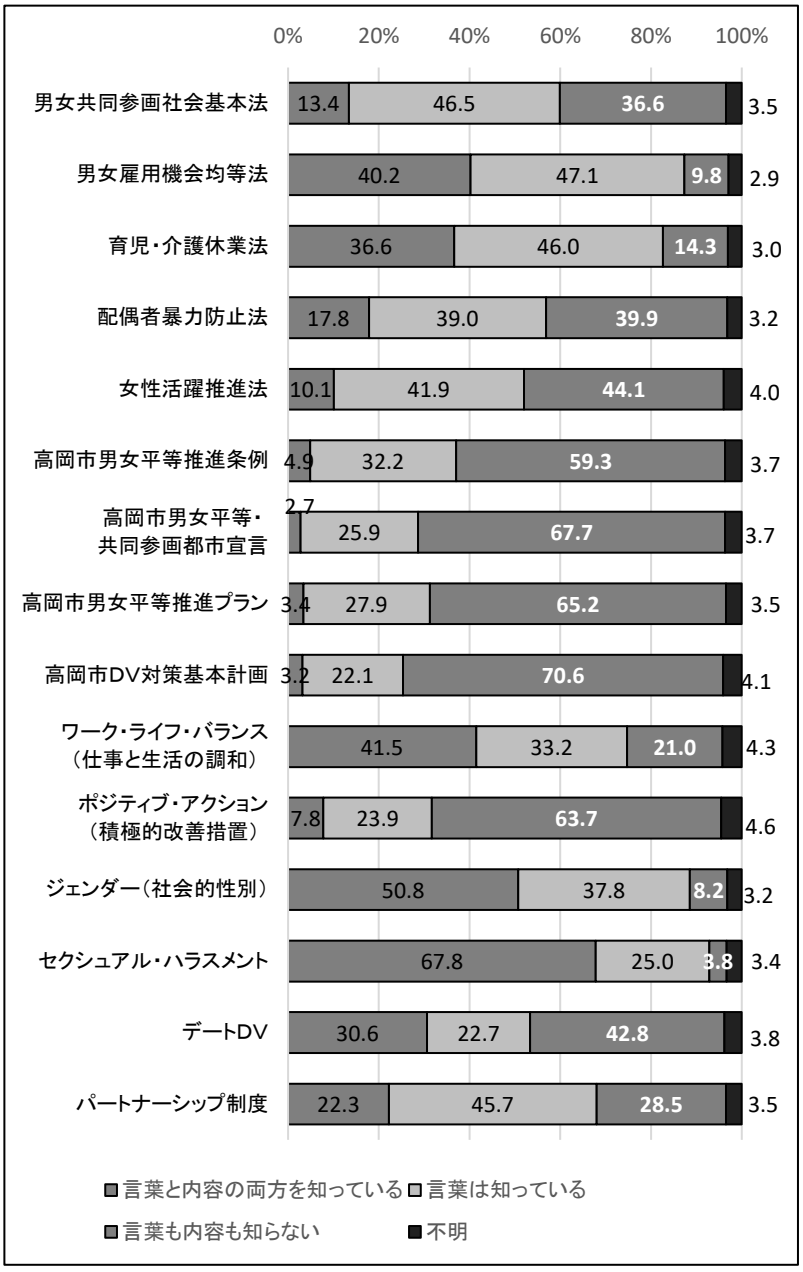
○男女平等・共同参画に対する考え

言葉と内容の両方を知っていると回答した人の割合は、「セクシュアル・ハラスメント」67.8%、「ジェンダー」50.8%、「ワーク・ライフ・バランス」41.5%の順となっています。

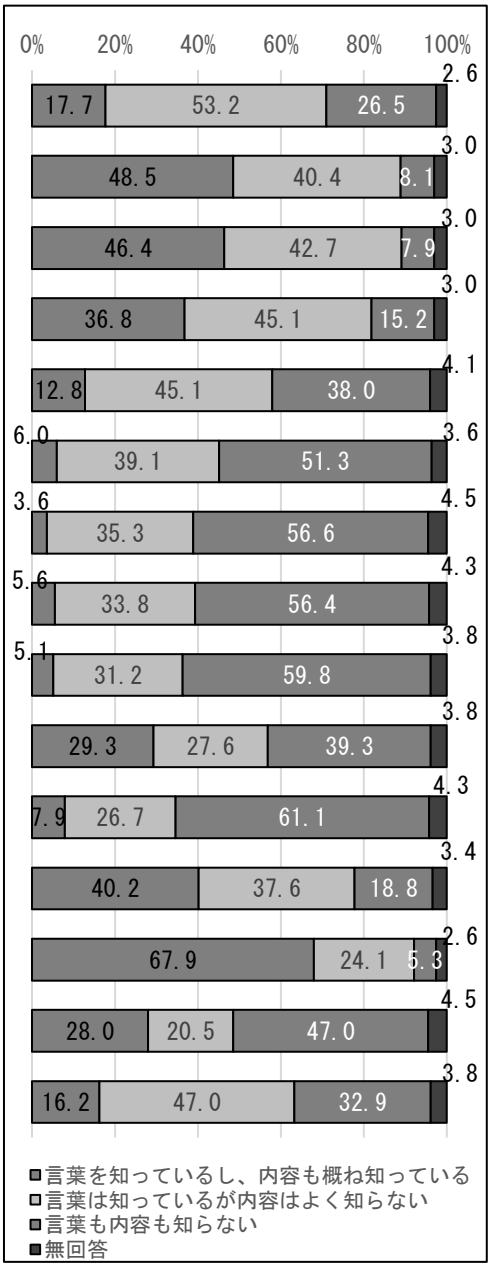
一方、「高岡市ＤＶ対策基本計画」「高岡市男女平等・共同参画都市宣言」「高岡市男女平等推進プラン」は言葉も内容も知らないと回答した人が多くなっています。

前回の調査と比べると、「ワーク・ライフ・バランス」の認知度は上昇していますが、その他の項目についてはほとんど変化がありませんでした。

男女共同参画に関する言葉の認知度（複数回答）



前回調査（令和３年度実施）

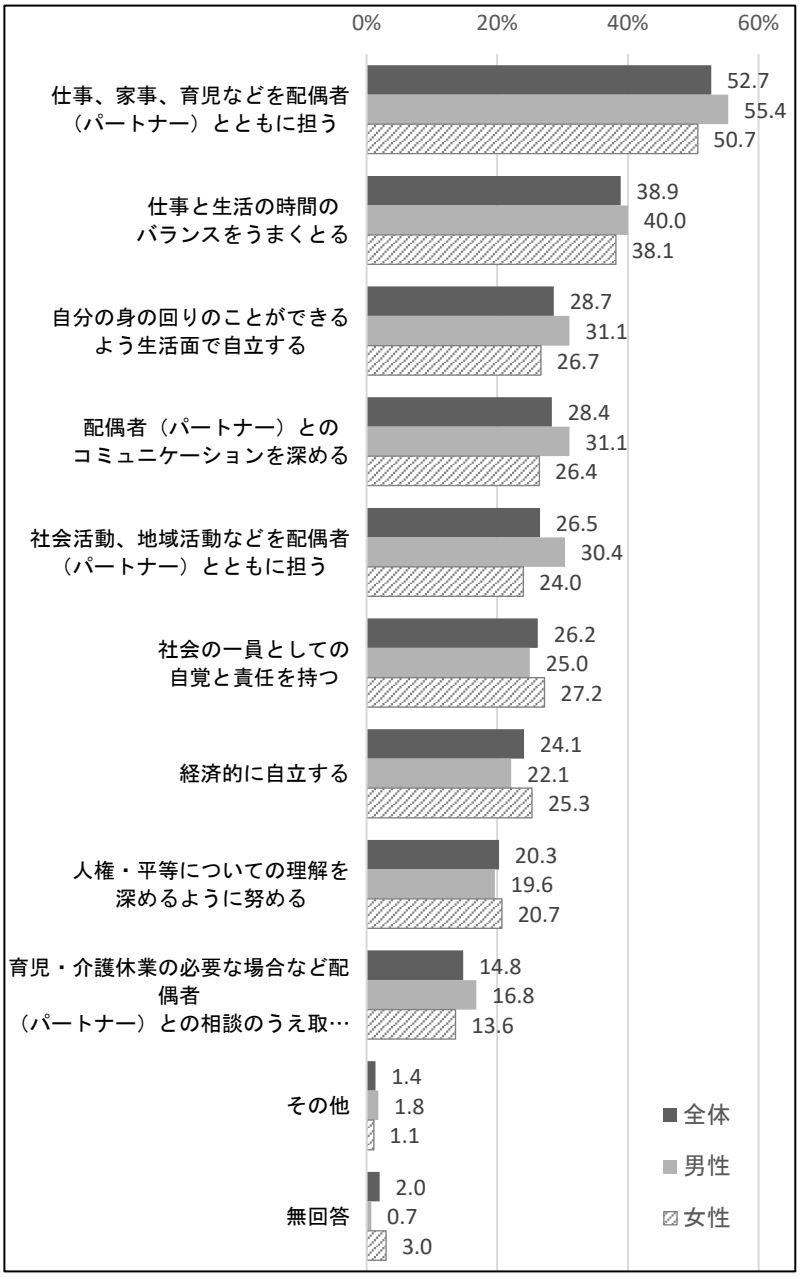


○男女共同参画を推進するために必要なこと（個人）

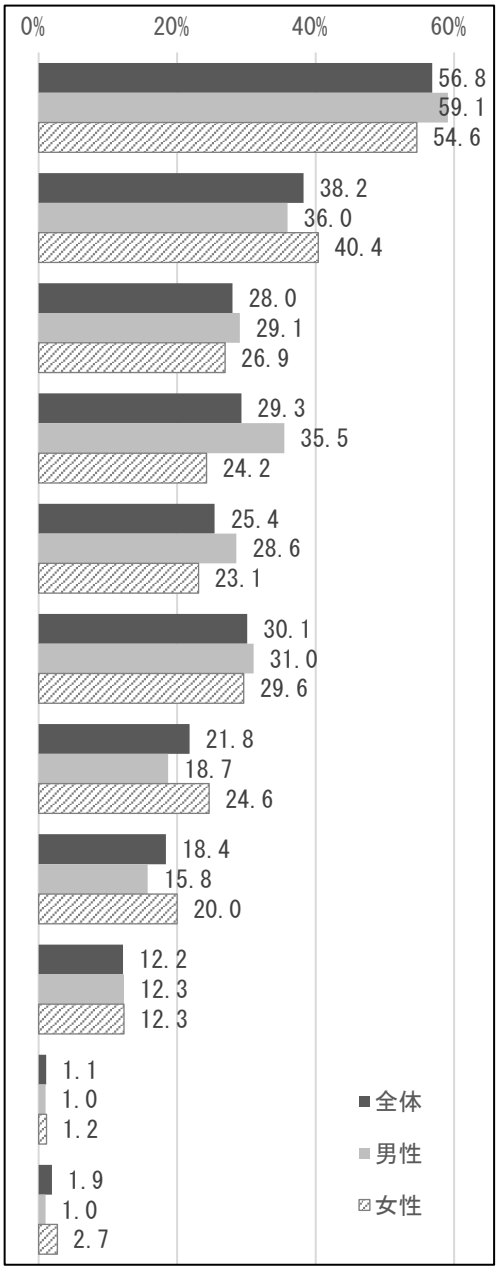
男女平等・共同参画を推進するために自身でできることは、「仕事、家事、育児などを配偶者（パートナー）とともに担う」52.7%、「仕事と生活の時間のバランスをうまくとる」38.9%が高くなっています。

男女別では、大きな差は見られず、前回の調査と比べるとほとんど変化がありませんでした。

男女共同参画推進のために必要なこと（複数回答）



前回調査（令和３年度実施）



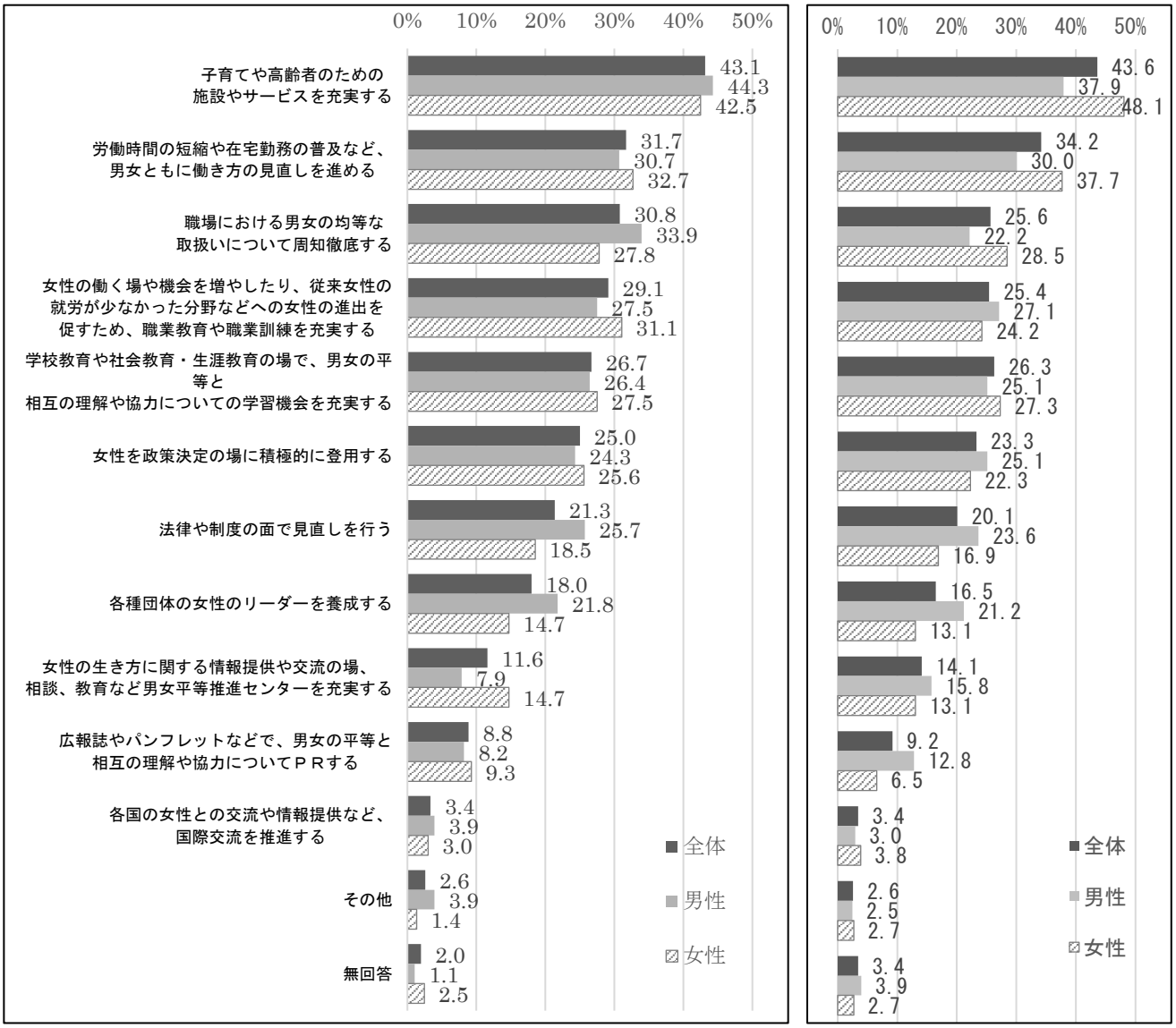
○男女共同参画を推進するために必要なこと（行政）

高岡市が力を入れるべき施策では「子育てや高齢者のための施設やサービスを充実する」43.1%、「労働時間の短縮や在宅勤務の普及など男女ともに働き方の見直しを進める」31.7%、「職場における男女の均等な取扱いについて周知徹底する」30.8%の順となっています。

男女別では、「子育てや高齢者のための施設やサービスを充実する」に次いで、男性は「職場における男女の均等な取扱いについて周知徹底する」が高くなっているのに対し、女性は「労働時間の短縮や在宅勤務の普及など男女ともに働き方の見直しを進める」が高くなっています。

前回の調査と比べると、ほとんど変化がありませんでした。

男女共同参画社会形成のために行政に求めること（複数回答） 前回調査（令和３年度実施）

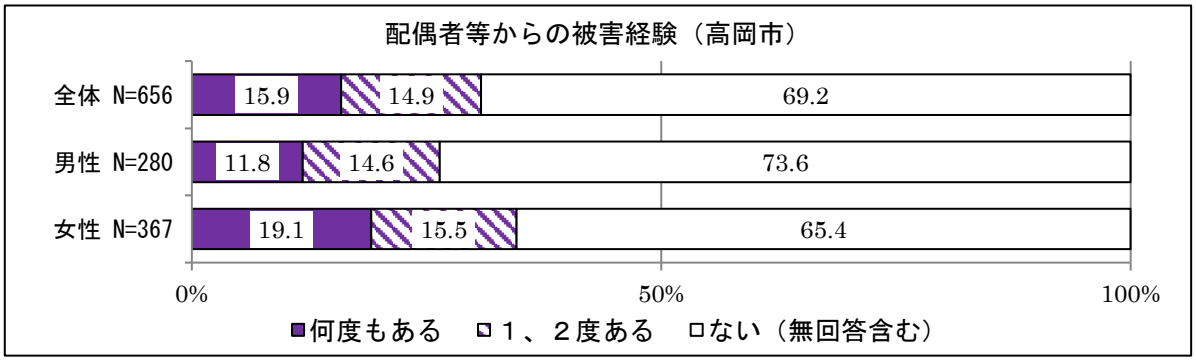


（４）　ＤＶの状況

配偶者からの被害経験状況

○ＤＶ被害経験の状況

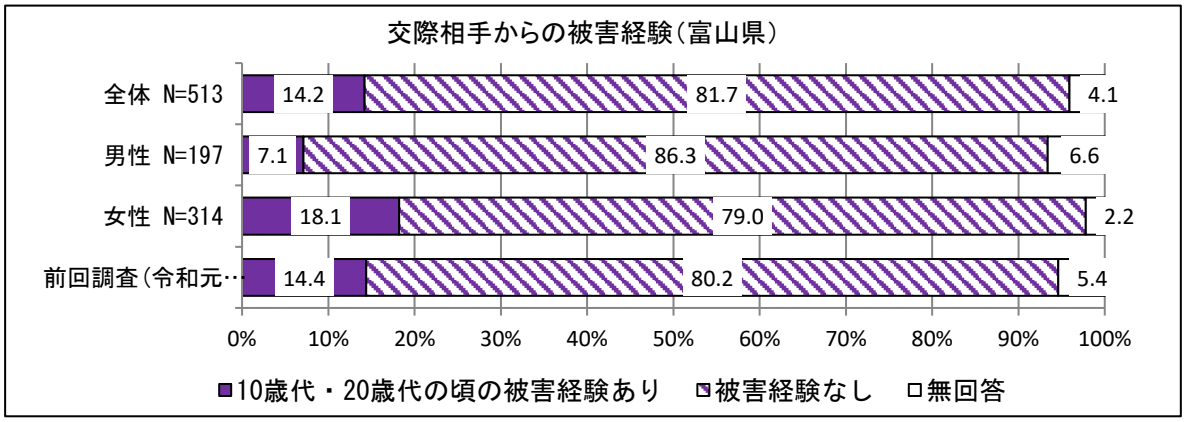
高岡市が令和７年度に実施した意識実態調査では、これまでに夫や妻、パートナー、恋人との間で、「身体的暴力」「精神的暴力」「性的暴力」「経済的暴力」のいずれかについて「何度もされた」あるいは「１、２度された」との回答は 30.8％（男性 26.4％、女性 34.6％）となっています。令和３年度意識実態調査結果の 33.1％（男性 23.2％、女性 41.1％）と比較すると、女性の被害経験について減少しているものの、男性の被害経験が増加しています。



資料：令和７年度「高岡市男女平等・共同参画に関する意識実態調査」

○交際相手からの暴力（デートＤＶ）被害経験の状況

富山県が令和６年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」（以下、富山県調査）では、10歳代から20歳代の頃に、恋人との間で、「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれかについて「被害経験がある」との回答は14.2％（男性7.1％、女性18.1％）となっています。令和元年度の調査結果の14.4％（男性9.9％、女性17％）と比較すると男性が減少し、女性は増加しています。



資料：富山県令和６年度「男女間における暴力に関する調査」

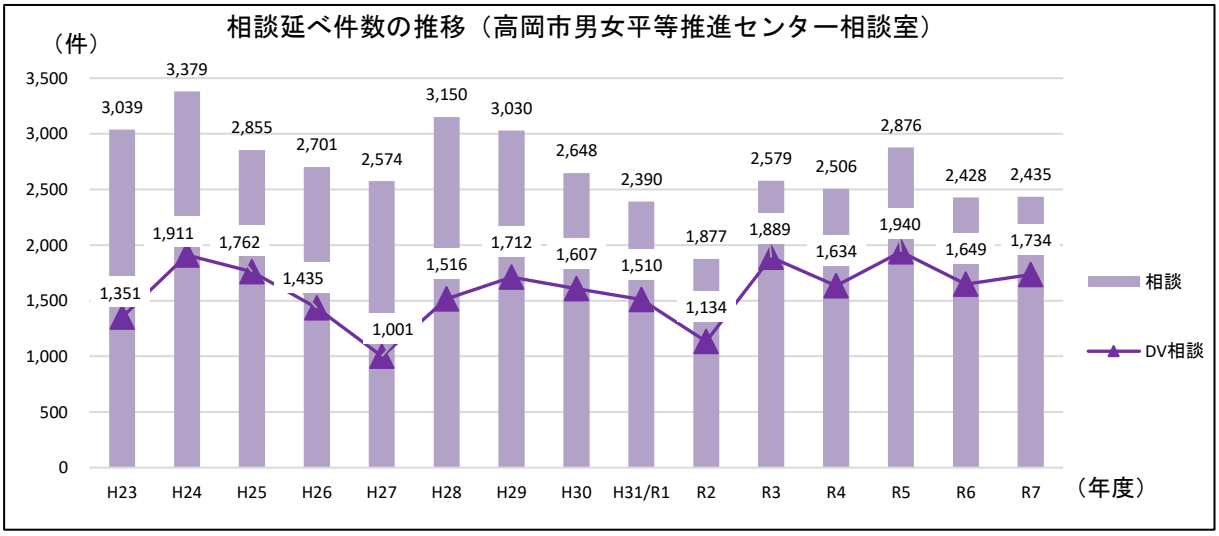
相談の状況

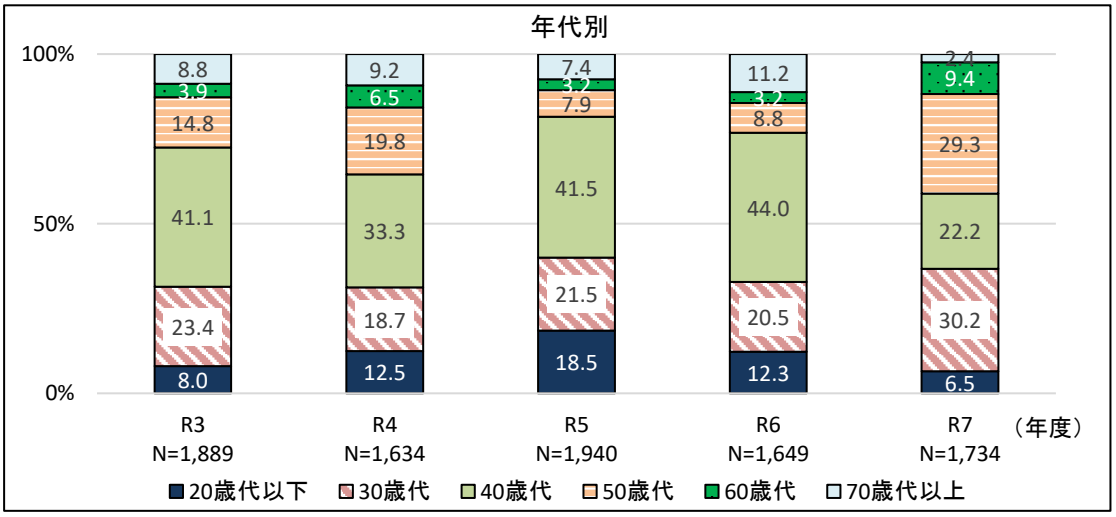
○相談件数

高岡市男女平等推進センターの相談室は、平成 16 年４月に開設し、悩み事相談として専任の相談員が、電話相談と面接相談を行ってきました。

全相談件数は、同センターが配偶者暴力支援センターの機能を配置した平成 24 年度がピークとなりました。令和２年度には新型コロナウイルス感染症の影響もあり、ピーク時の６割程度になったものの、近年は 2,500 件前後で推移しています。ＤＶの相談件数については、令和５年度の 1,940 件が最も多く、令和２年度以降、全相談件数に占めるＤＶ相談の割合が６割以上となっており、令和３年度、令和７年度については７割を超えています。

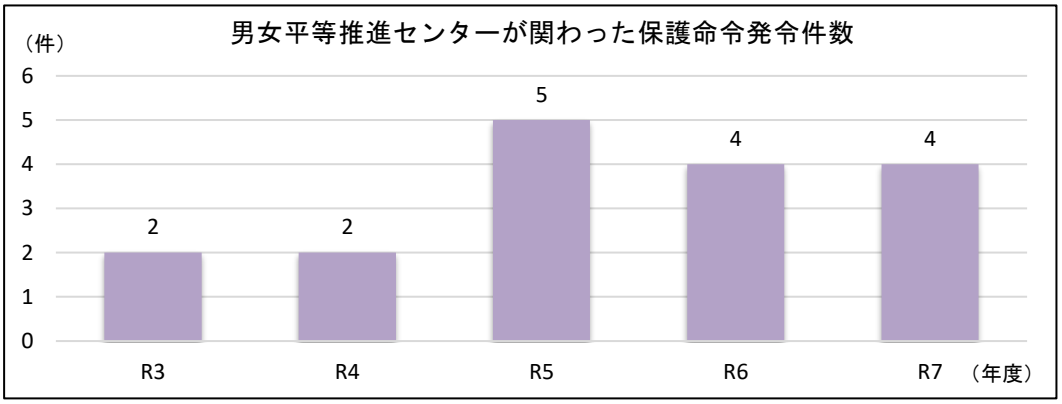
ＤＶ相談の相談者の年代は、30 代、40 代の占める割合が５割以上となっていますが、直近の令和７年度では 50 代、60 代の割合が増加しており、若年層から高齢者まで幅広い年齢層からの相談が増えている状況です。





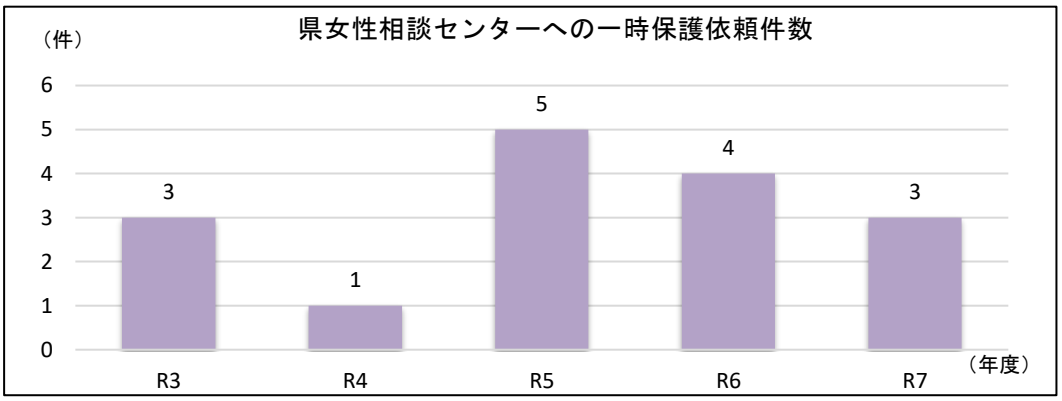
○保護命令の状況

ＤＶにより被害者の生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときに、裁判所が被害者からの申し立てにより、加害者に対して被害者への接近禁止等を命令します。



○一時保護の状況

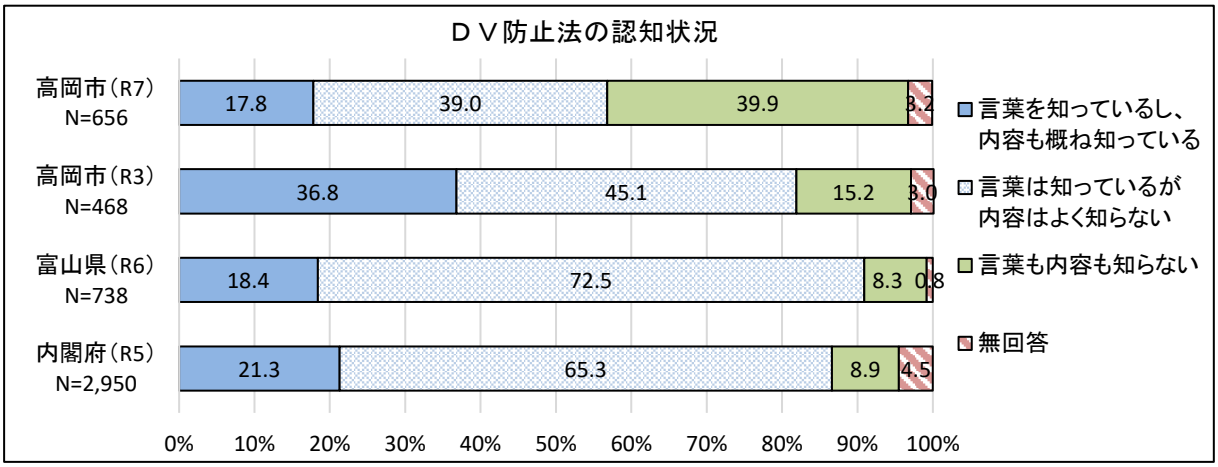
高岡市では、富山県女性相談支援センターへ一時保護を依頼し、被害者の安全確保を行っています。



ＤＶに関する認知度

○ＤＶ防止法の認知状況

令和７年度に実施した意識実態調査では、ＤＶ防止法の認知度は、「言葉も内容も知らない」との回答が全体の 39.9％と最も多く、前回の調査時よりも大きく増加しており、また、国や県と比べると、その割合は大きくなっています。（富山県、内閣府調査は「法律があることも、その内容も知っている」「法律があることは知っているが、内容はよく知らない」「法律があることも、その内容も知らない」を取りまとめたもの）

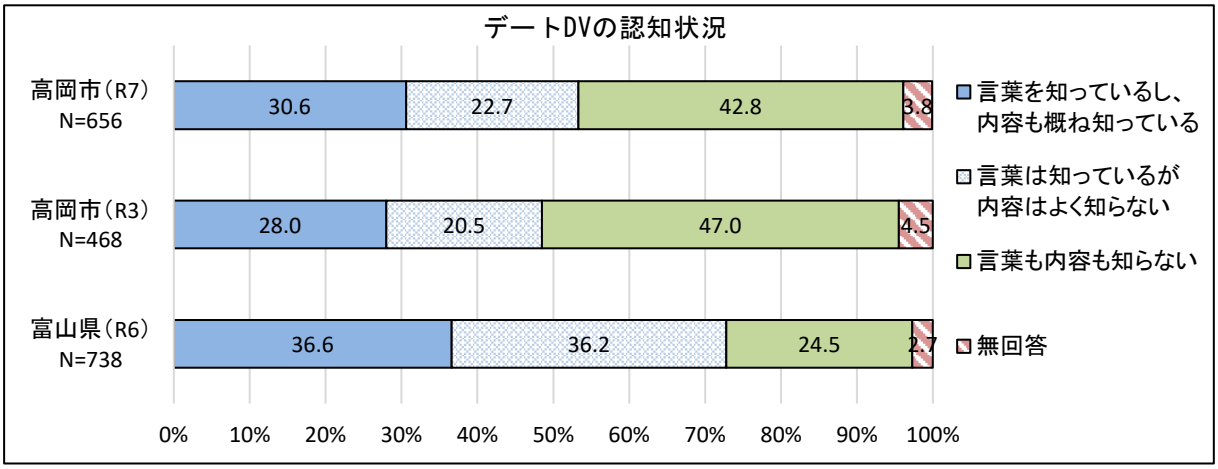


資料：令和７年度「高岡市男女平等・共同参画に関する意識実態調査」
富山県令和６年度「男女間における暴力に関する調査」
内閣府令和５年度「男女間における暴力に関する調査」

○デートＤＶの認知状況

令和７年度に実施した意識実態調査では、デートＤＶ※の認知度は、「言葉も内容も知らない」との回答が全体の 42.8％と最も多く、次いで「言葉を知っているし、内容も概ね知っている」が 30.6％、「言葉は知っているが内容はよく知らない」が 22.7％となっています。令和３年度の意識実態調査と比較すると、「言葉を知っているし、内容も概ね知っている」と、「言葉は知っているが内容はよく知らない」が増加しており、「言葉も内容も知らない」は減少しました。（富山県調査は「言葉もその内容も知っている」「言葉があることは知っているが、内容はよく知らない」「言葉があることを知らなかった」を取りまとめたもの）

※デートＤＶ＝恋人間で起こるＤＶのこと



資料：令和７年度「高岡市男女平等・共同参画に関する意識実態調査」
富山県令和６年度「男女間における暴力に関する調査」

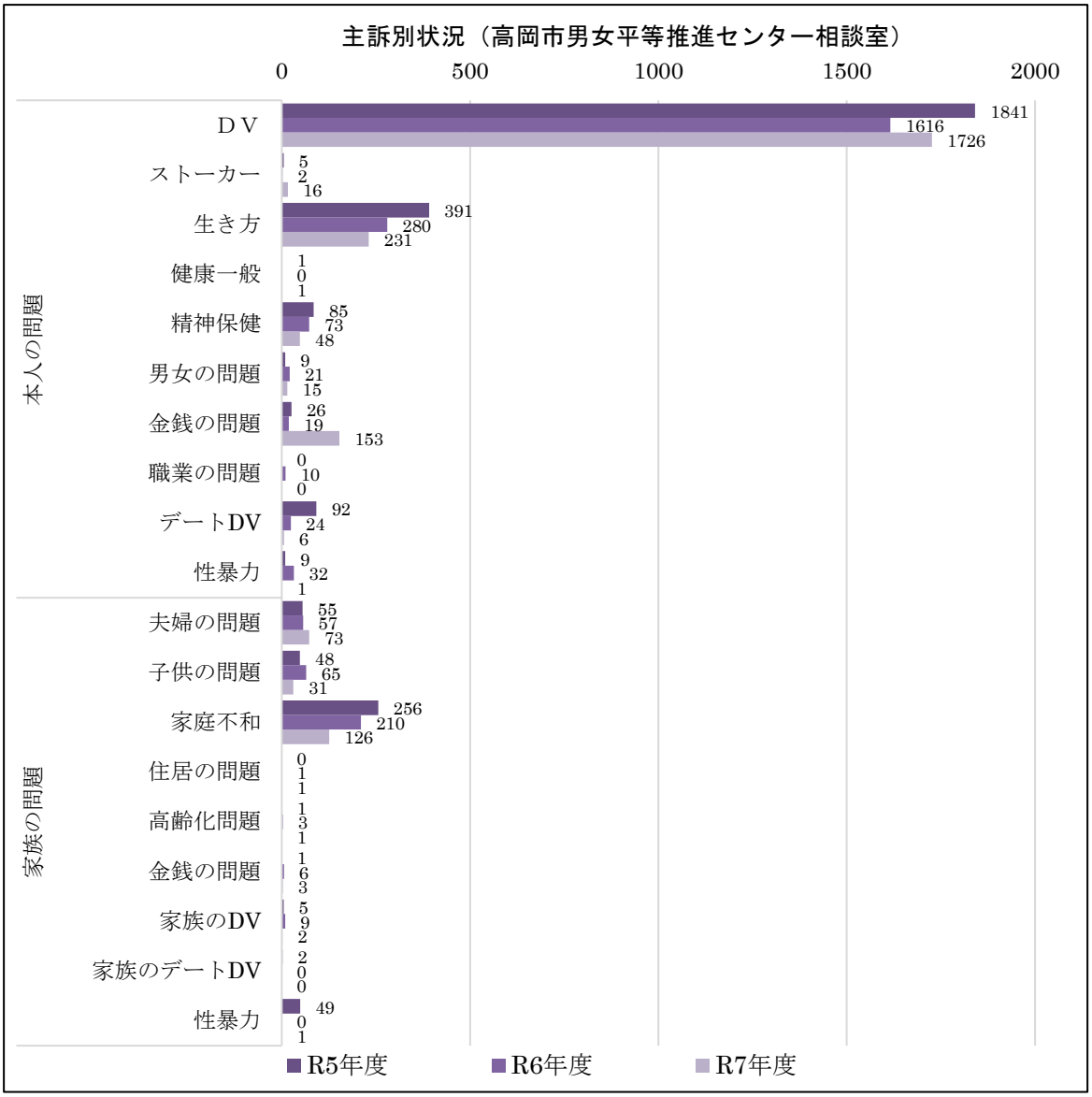
（５） 困難な問題を抱える女性の状況

現状

○相談状況

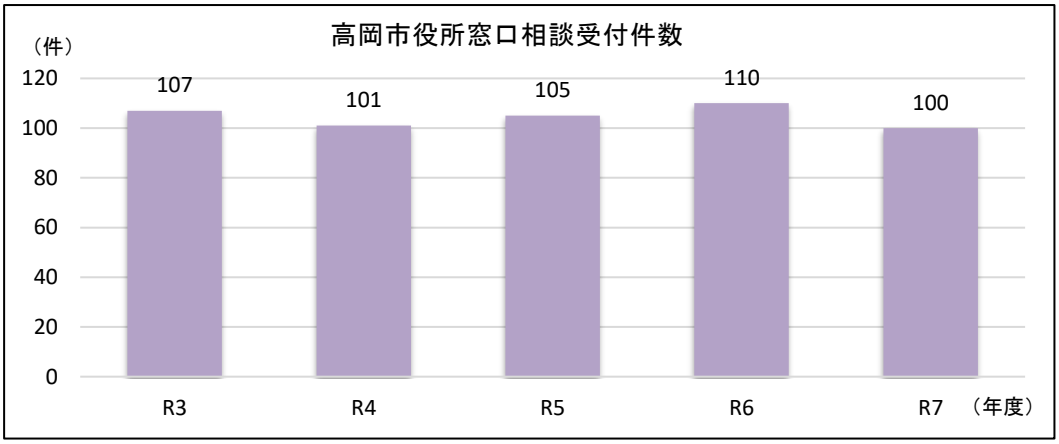
センター相談室における相談の中には、ＤＶ以外にも金銭の問題や家庭内での問題など、困難な問題を抱えて相談に来られる方もいます。

令和７年度のセンター相談室における主訴別状況では、夫等からの暴力などＤＶが半数以上を占めており、夫等以外の子どもや親族等からの暴力も含めると暴力に関する相談が全体の７割以上となっています。また、ＤＶ相談があった場合のその後の対応については、傾聴や支援制度等の情報提供などの助言や指導等を行う場合がほとんどですが、相談の内容によっては富山県女性相談支援センターへの一時保護や、民間の支援団体等と連携を図るなど、切れ目ない支援に努めています。



○市役所窓口での相談件数

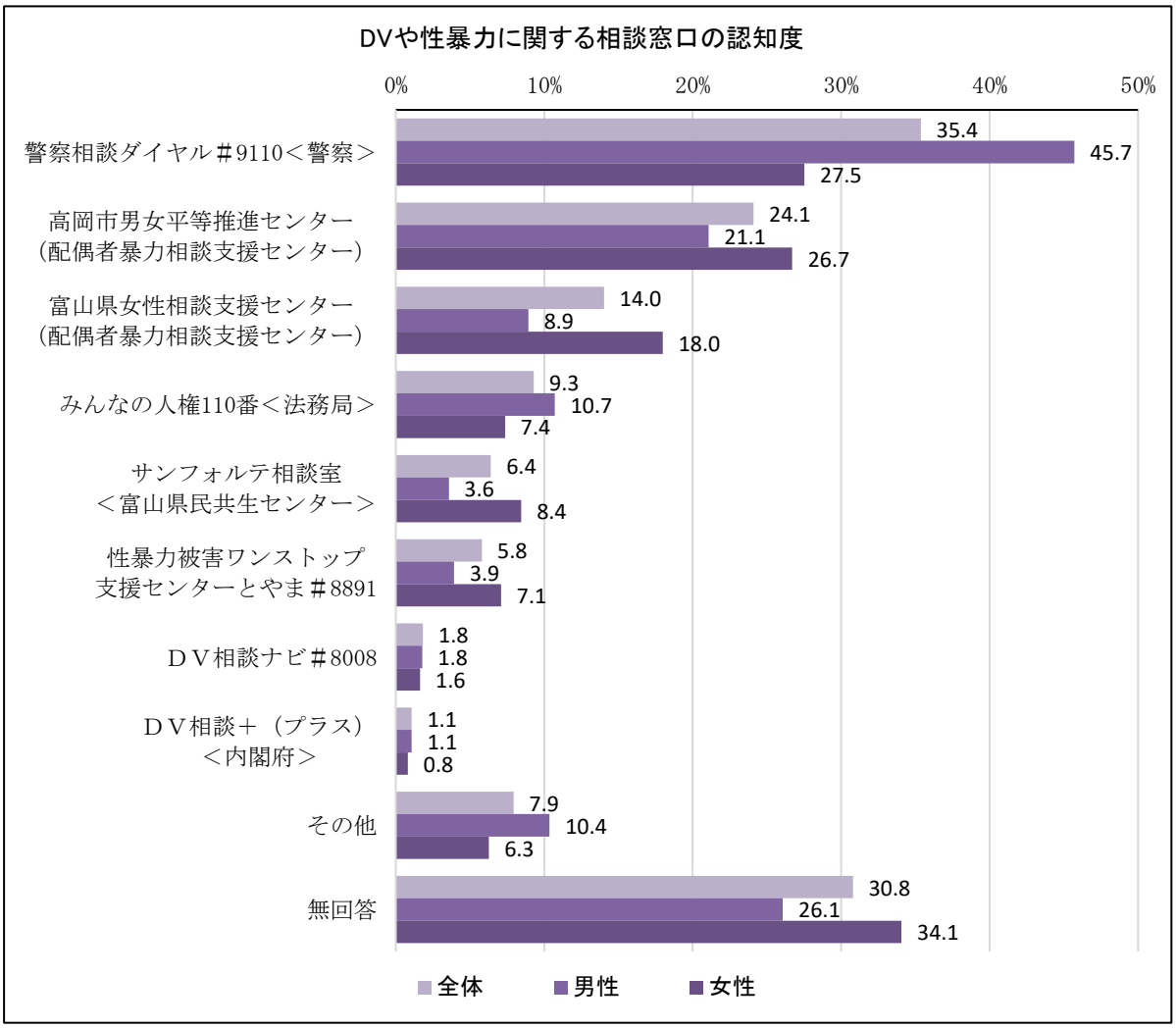
男女平等推進センター相談室のみならず、市役所の窓口でＤＶや虐待、家庭の問題等に関する様々な相談があり、過去５年間をみると毎年100件以上の相談があります。センターだけではなく、市役所全体で相談者に対し適切に対応することが重要です。



○相談窓口の認知度

令和７年度に実施した意識実態調査では、ＤＶや性暴力に関する相談窓口の認知度については、全体は「警察相談ダイヤル」が 35.4％と最も高く、次いで配偶者暴力相談支援センターの機能をもつ「高岡市男女平等推進センター」が 24.1％、「富山県女性相談支援センター」が 14.0％となっています。しかし、相談窓口としては配偶者暴力相談支援センターの認知度が低いため、今後も周知に努めることが重要です。

また、富山県が令和５年度に県内の女性を対象に行ったアンケートの結果によると、不安に感じていることや困っていることに対して望む支援として、ＳＮＳ相談なども含めた「相談体制の充実、強化」に関することが最も多く、次いで、「居場所や交流の場の提供」となっています。



資料：令和７年度「高岡市男女平等・共同参画に関する意識実態調査」

○民間支援団体の状況

市内でＤＶや困難な問題を抱える女性等への支援に取り組む民間支援団体は、ＤＶ被害者、性的被害者、ひとり親などを対象として、居場所や生活物資の提供などの支援を行っています。

富山県が令和５年度に困難な問題を抱える女性の支援を行う民間支援団体等を対象に実施した民間支援団体の活動状況に関する調査の結果によると、各団体が接する機会の多い困難な問題を抱える女性は、複合的な課題を抱えており、他者とコミュニケーションが取りづらい、支援をうけることに抵抗がある、こどもの頃から抱えてきた背景（いじめ、性被害など）が解決できていない、障がいを抱えており居場所がないなどの状況にあることが分かっています。

今後も民間支援団体とも連携を図りながら、困難な問題を抱える女性への支援を拡充していく必要があります。

（６） 前計画の成果と課題

本市では、平成 29 年に策定した男女平等推進プラン（第２次）に基づき、男女平等・共同参画社会の実現に向けた取り組みを総合的、計画的に進めてきました。

また令和４年策定の後期事業計画では事業計画の見直しを図っており、一層の取り組みに努めてきました。

後期事業計画は、４つの基本目標、11 の重点課題で構成しており、85 の事業を掲げ、また、令和８年度までに達成を目指す成果指標を16 設定し、進捗管理を行ってきたところです。

令和７年度末時点で、すでに目標数値をクリアしている指標は６項目、令和７年度数値が令和２年度の基準数値よりも上回っている指標は６項目、令和７年度数値が令和２年度の基準数値よりも下回っている指標は２項目などとなっています。

基本目標		成果指標	基準値 (R2)	目標数値 (R8)	令和７年度	
					実績	達成状況
Ⅰ	あらゆる分野において、男女が平等に参画できる環境づくり	審議会等の女性委員比率	28.6%	33.0%	31.9%	↑
		女性委員がいない審議会等の数	3委員会	0委員会	５委員会	↓
Ⅱ	仕事と生活の調和が保たれ、男女がともに活躍できる環境づくり	ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定数	35事業所 （累計）	30事業所 （累計）	22事業所 （累計）	－
		市男性職員の育児休業等取得率	31.6%	40.0%以上	74.3%	達成
		市の職員1人当たりの年次有給休暇取得日数	10.5日	10.0日以上	12.1日	達成
		病児・病後児対応型実施施設数	5施設	6施設	6施設	達成
		子育て支援センターの施設数	3施設	3施設	3施設	達成
		放課後児童育成クラブの受入れ児童数	1,290人	1,630人	1,481人	↑
		関係機関との連携による男女の雇用機会の均等などに関するセミナー等の開催	4回 （累計）	10回 （累計）	8回 （累計）	－
		粋メンプロジェクトの実施事業数	6事業所 （累計）	10事業所 （累計）	16事業所 （累計）	達成
Ⅲ	個人が尊重され、能力が発揮できる環境づくり	子宮がん検診の受診率	27.6%	50.0%	30.7%	↑
		乳がん検診の受診率	28.6%	50.0%	35.5%	↑
Ⅳ	計画の総合的な推進	男女平等ＥＸＰＯ高岡参加者数	60人	200人	119人	↑
		男女平等・共同参画に関する講座等の参加者数	195人	455人	575人	達成
		男女平等推進センターの利用者数	4,397人	12,000人	7,156人	↑
		男女平等推進センター講座における男性参加率	36.0%	40.0%	26.6%	↓

【達成状況凡例】

達成：令和７年度において目標数値をクリアしているもの　　６項目
↑　：令和７年度数値が令和２年度基準数値を上回るもの　　６項目
→　：令和７年度数値と令和２年度基準数値が同じもの　　０項目
↓　：令和７年度数値が令和２年度基準数値を下回るもの　　２項目
－　：計画期間（５年間）の累計数により目標達成するもの　　２項目

基本目標Ⅰ　あらゆる分野において、男女が平等に参画できる環境づくり

（１）政策・方針決定過程への男女平等・共同参画の推進

No.	成果指標	基準値 (R2)	目標数値 (R8)	R4	R5	R6	R7	R8	達成状況
1	審議会等の女性委員比率	28.6%	33.0%	31.6% 95.7%	30.9% 93.6%	30.8% 93.3%	31.9% 96.7%	―	↑
2	女性委員がいない審議会等の数	３委員会	０委員会	２委員会 0%	１委員会 0%	４委員会 0%	５委員会 0%	―	↓

成果指標の状況（各年度　上段：実績値　　下段：目標数値に対する達成率）

審議会・委員会の女性委員比率 33%を目標に庁内での啓発に取り組んできました。庁内各部局において、各審議会等の女性登用への意識向上は図られてきており、徐々に目標数値に近づいてきている状況にあります。

一方で、女性委員がいない審議会等の解消を目標に掲げているものの、解消には至っておりません。

各関係団体からの推薦により委員を選任している審議会等の中では、推薦される代表者や役職員に男性が多い場合もあり、女性登用の増加に結び付きにくい審議会もあります。関係団体に委員の推薦を依頼する際は、役職にこだわらず所属する女性メンバーに対象を広げ女性委員の推薦を働きかけることが必要です。

また、「高岡市委員会等の設置及び運営に関する基本方針」に基づき、委員会等の設置のあり方や選定方法の見直しなど、新たな工夫の検討も必要です。

（２）固定的な性別役割分担意識等による慣行等の解消

これまで、性別による役割分担意識の払拭のため、講座・情報誌等による啓発をはじめとした取り組みを進めてきました。しかし、「男性は仕事を優先し、女性は家庭生活を優先すべき」という考え方は依然として根強く残っており、本市で実施した男女平等・共同参画に関する意識・実態調査での回答でもその傾向が見られました。

男女平等・共同参画社会の実現のため、あらゆる機会をとらえて意識啓発の取り組みを進めていく必要があります。

（３）地域活動の場での協働や男女平等・共同参画の推進

少子高齢化社会による地域の活力の衰退が懸念される中、これまでの男性主体となっている地域活動において、女性の参画による男女共同参画の必要性は高まっています。男女平等・共同参画の推進に向け、様々な分野で活動する団体の事業への支援や女性リーダーの育成など、今後も引き続き、団体の育成や活動支援に取り組んでいく必要があります。

基本目標Ⅱ　仕事と生活の調和が保たれ、男女がともに活躍できる環境づくり

（４）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

No.	指　標	基準値 (R2)	目標 数値 (R8)	R4	R5	R6	R7	R8	達成 状況
3	ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定数	35 事業所 (H29-R2 累計)	30 事業所 (累計) ※年換算 ６事業所	４事業所 13.3%	８事業所 (累計) 26.6%	18 事業所 (累計) 60.0%	22 事業所 (累計) 73.3%	―	―
4	市男性職員の育児休業等取得率	31.6%	40.0%以上	33.3% 83.2%	52.3% 130.7%	66.7% 160.0%	74.3% 185.8%	―	達成
5	市の職員 1 人当たりの年次有給休暇取得日数	10.5 日	10.0 日以上	11.3 日 113.0%	11.0 日 110.0%	11.3 日 113.0%	12.1 日 121.0%	―	達成
6	病児・病後児対応型実施施設数	５施設	６施設	５施設 83.3%	５施設 83.3%	６施設 100.0%	６施設 100.0%	―	達成

7	子育て支援センターの施設数	３施設	３施設	３施設 100.0%	３施設 100.0%	３施設 100.0%	３施設 100.0%	―	達成
8	放課後児童育成クラブの受入れ児童数	1,290 人	1,630 人	1,316 人 80.7%	1,341 人 82.2%	1,332 人 81.7%	1,481 人 90.9%	―	↑

成果指標の状況（各年度　上段：実績値　　下段：目標数値に対する達成率）

本市では、ワーク・ライフ・バランスの取り組みを進める企業を「ワーク・ライフ・バランス推進事業所」として認定し、事業者がその推進に向け積極的に取り組むよう働きかけを行っています。

目標数値 30 事業所の達成を目指し、取組を進めていますが、直近の状況では、令和６年度の新規認定数が 10 事業所に対し、令和７年度の新規認定数は４事業所であり、若干伸び悩んでいる状況です。引き続き、ホームページやＳＮＳ、高岡商工会議所の会報掲載協力等をいただきながら、当該制度の周知を行っていく必要があります。また、啓発セミナーなど、様々な機会を捉えて事業所等に対し認定申請の働きかけを行っていく必要があります。

加えて、引き続き、男女平等推進センターの講座やイベントの実施や認定事業所の取組紹介を通じて、市民や事業所等に対し、仕事と生活の調和についての意識啓発を図る必要があります。

さらに、仕事と生活の調和の一層の推進を図るため、事業所等と市との連携した普及啓発の取り組みを進める必要があります。

市男性職員の育児休業等取得率など、本市職員にかかるワーク・ライフ・バランスに関する成果指標では既に目標数値を達成しており、当事者の意識の変化とそれを容認・推奨する職場のマインドは醸成されてきていると考えられます。

核家族化の進行や女性の社会進出、就労形態の多様化などにより、様々な保育ニーズがある中、そういったニーズに対応できるよう病児・病後児保育や休日一時預かりの実施、放課後児童育成クラブの受け入れ態勢の拡充など、多様な保育サービスの整備・充実が図られてきており、徐々に仕事と家庭生活等を両立する基盤は整ってきているものと考えられます。

本市では、「高岡市こども計画」、「高岡市障がい者基本計画・高岡市障がい者福祉計画・高岡市障がい児福祉計画」、「高岡市高齢者保健福祉計画・高岡市介護保険事業計画」を策定しており、これらの計画に基づき、引き続き、仕事と家庭生活等を両立する環境づくりに努める必要があります。

（５）働く場における女性の活躍支援

No.	指　標	基準値 (R2)	目標 数値 (R8)	R4	R5	R6	R7	R8	達成 状況
9	関係機関との連携による男女の雇用機会の均等などに関するセミナー等の開催	４回 (H29-R2 累計)	10 回 (累計) ※年換算 ２事業	１回 10.0%	４回 (累計) 40.0%	６回 (累計) 60.0%	８回 (累計) 80.0%	―	―

成果指標の状況（各年度　上段：実績値　　下段：目標数値に対する達成率）

関係機関との連携により男女の雇用機会の均等などに関するセミナーを開催するなど、雇用の場における男女平等・共同参画の推進に取り組むほか、富山県女性就業支援センターと連携して事業所・求人説明会を開催し、女性登用、女性活躍に関する意識啓発に努めてきており、目標数値 10 回は達成できる見込みです。

令和５年度からは、「女性人材バンク事業」に取り組み、子育てや介護など限られた時間の中、自らの資格やスキルを活かして働きたい女性と、人材を求めている事業所等に登録を促し、マッチングを図っています。

また、事業所等における女性活躍を促進するため、市ホームページや情報誌、ＳＮＳを活用した情報提供を通じ、市民や事業所等に対し意識啓発を図ってきました。

今後も引き続き上記取組を進めるとともに、各事業の充実に努める必要があります。

（６）家庭・地域活動における男女の相互協力の推進

No.	指　標	基準値 (R2)	目標 数値 (R8)	R4	R5	R6	R7	R8	達成 状況
10	粋メンプロジェクトの実施事業数	６事業 (H29-R2 累計)	10 事業 (累計) ※年換算 ２事業	４事業 40.0%	８事業 (累計) 80.0%	12 事業 (累計) 120.0%	16 事業 (累計) 160.0%	―	達成

成果指標の状況（各年度　上段：実績値　　下段：目標数値に対する達成率）

本市では、高岡市男女平等推進センターネットワーク会議において、家事や育児はもとより、介護や地域活動にも積極的な高岡の男性を「粋メン」と命名し、男女の共同参画意識の促進を図るため、男性の家事や育児への参画を促す講座やイベントを開催してきました。

粋メンプロジェクトの実施事業数は、令和７年度までに 16 事業（累計）を行い、既に目標数値を達成している状況です。

性別に関わらず、家事・育児・介護等の参画を促す講座の開催などを通じ、男女の相互協力の意識醸成に取り組んでいく必要があります。

基本目標Ⅲ　個人が尊重され、能力が発揮できる環境づくり

（７）あらゆる人に対する人権の尊重

これまで、市民等を対象とした人権啓発の講演会・講座等の開催、学校教育の場での人権教育の推進などにより、人権尊重意識の醸成に取り組んできました。

また、人権にかかる相談の場として、市民生活相談、弁護士による法律相談、人権擁護委員による相談などの実施のほか、男女平等推進センター相談室において女性弁護士による相談日を設けるなど、人権擁護体制を整備し、人権の尊重に努めています。

また市が実施した意識・実態調査では、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）に対する理解が十分ではないことが表れており、全ての人がお互いを思いやり、助け合いながら、個性と能力を発揮していく男女平等・共同参画社会の実現のため、今後も人権尊重を基盤とした啓発や教育を進めていく必要があります。

（８）あらゆる暴力的行為や虐待等の根絶

平成 24 年に男女平等推進センター相談室に配偶者暴力相談支援センターの機能を設置しＤＶ相談体制の充実に努めるなど、被害者の支援に取り組んできました。

全国的にＤＶの相談件数の傾向と同様、高岡市男女平等推進センターへのＤＶの相談件数は、高止まりの傾向が続いています。

また、その相談内容は複雑化・多様化しており、引き続き、庁内関係課や関係機関、民間支援団体とも一層の連携を図りながら、被害者の個々のケースに応じた相談支援や自立支援などに取り組んでいく必要があります。

ＤＶをはじめとした暴力的行為や児童・高齢者・障がい者虐待などは、犯罪にあたる行為を含む重大な人権侵害であるとの認識に立ち、今後も社会全体の問題としてＤＶや虐待の根絶に取り組んでいく必要があります。

（９）国際化社会における理解と交流

高岡市には多くの外国籍市民が生活されており、グローバルな視点や異なる文化の理解とそれらを踏まえた協調が進められています。生活情報や申請手続きなどの多言語版の作成やホームページの掲載、生活相談など外国籍市民が地域社会の一員としてともに安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいます。

また、男女平等・共同参画の推進に関する国際的な理解を深めるため、情報の収集、提供等の環境づくりが今後重要になるものと考えられます。

（10）男女の生涯を通じた健康支援

No.	指　標	基準値 (R2)	目標 数値 (R8)	R4	R5	R6	R7	R8	達成 状況
11	子宮がん検診の受診率	27.6%	50.0%	30.2% 60.4%	30.3% 60.6%	30.5% 61.0%	30.7% 61.4%	―	↑
12	乳がん検診の受診率	28.6%	50.0%	33.1% 66.2%	33.7% 67.4%	34.8% 69.6%	35.5% 71.0%	―	↑

成果指標の状況（各年度　上段：実績値　　下段：目標数値に対する達成率）

子宮がん及び乳がん検診の受診率の向上のため、がん検診受診券の個別通知及び子宮がん・乳がん検診に節目年齢・重点年齢を設定し、費用の負担軽減などに取り組むとともに、集団検診時の託児サービスや土・日曜日の午前半日検診を行うなど、働く世代や子育て世代が受診しやすい体制を整えたことにより、令和７年度時点で目標数値に達していないものの、受診率は年々増加している状況です。

なお、保育園や学校祭など若い世代が集まる機会を捉え、関係団体と協働で受診の声かけやブレスト・アウェアネス（女性自身が日頃から乳房の状態について意識する生活習慣）の普及啓発に努めたところです。

男女平等・共同参画社会の実現には、男女がお互いの身体的特徴を十分に理解しあい尊重し、生涯にわたって心身の健康を保持・増進していくことが前提となります。

とりわけ女性には妊娠・出産といった特有の健康上の問題に直面することもあり、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点からの取り組みも重要です。

基本目標Ⅴ　計画の総合的な推進

（11）プランの総合的推進

No.	指　標	基準値（R2）	目標数値（R8）	R4	R5	R6	R7	R8	達成状況
13	男女平等ＥＸＰＯ高岡参加者数	60人	200人	99人 49.5%	116人 58.0%	159人 79.5%	119人 59.5%	―	↑
14	男女平等・共同参画に関する講座等の参加者数	195人	455人	575人 126.3%	713人 156.7%	723人 158.9%	575人 126.4%	―	達成
15	男女平等推進センターの利用者数	4,397人	12,000人	4,376人 36.4%	4,481人 37.3%	4,892人 40.8%	7,156人 59.6%	―	↑
16	男女平等推進センター講座における男性参加率	36.0%	40.0%	30.7% 76.8%	33.8% 84.5%	26.7% 66.8%	26.6% 66.5%	―	↓

成果指標の状況（各年度　上段：実績値　　下段：目標数値に対する達成率）

本市における男女平等・共同参画施策の拠点となる男女平等推進センターの利用者数は、近年４千人台で推移していましたが、令和７年度に同センターサロンの利用を促す館内案内掲示等を行い、学生等、若い世代への男女平等・共同参画の意識啓発も兼ねたセンター利用の拡大を図ったところ、利用者数が７千人台まで回復しました。今後も関係団体等の協力も得ながらの事業実施、また、様々な広報媒体を活用した周知の取組により、利用者数の増加を図る一方、同センター講座でのオンラインの活用など、市民等において男女平等・共同参画の意識醸成につながるための様々な取り組みも検討していく必要があります。

男女平等・共同参画社会の実現のためには、市が男女平等・共同参画の視点を持って諸施策を推進し、市民・事業者等との一層の連携による取り組みが重要であり、プランの総合的な推進が必要です。

第２章　計画の基本的な考え方

１　計画策定の基本理念

男女平等・共同参画の推進に当たり、高岡市男女平等推進条例第３条に掲げる次の６項目を基本理念とします。

（１）男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

（２）固定的な性別役割分担意識による慣行等の見直し

社会における制度又は慣行等が、固定的な性別役割分担意識を反映して、男女の社会における活動が制限されることのないよう見直し、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、自らの意志と責任において多様な活動が選択できるよう配慮されなければならないこと。

（３）政策・方針の立案及び決定への平等な参画機会の確保

男女が社会の対等な構成員として、市及び事業者等における政策又は方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されるよう努めなければならないこと。

（４）家庭生活や仕事、地域活動等における平等な参画とそれらの両立

男女が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、家庭生活においては家族の一員としての役割を果たし、かつ、職場や地域等のあらゆる分野における活動に平等に参画し、両立できること。

（５）男女の生涯にわたる健康の確保

女性の生涯にわたる健康を権利として保障する考え方を尊重し、男女が生涯を通じて身体的、精神的及び社会的に良好な状態であるよう図られること。

（６）国際的協調

男女平等・共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び高岡市の地域特性にかんがみ、地域の在住外国人と相互に理解と交流を深めつつ、その推進は国際的協調の下に行われること。

２　計画の基本目標

この計画では、**「だれもが自分らしく、安心できる社会へ」**を目指し、次の４項目をプランの基本目標とします。

Ⅰ　あらゆる分野において、男女が平等に参画できる環境づくり

Ⅱ　仕事と生活の調和が保たれ、男女がともに活躍できる環境づくり

Ⅲ　個人が尊重され、誰もが安心して暮らせる環境づくり

Ⅳ　計画の総合的な推進

３　計画の性格と役割

（１）市の男女共同参画計画

このプランは、男女共同参画社会基本法第 14 条第３項に基づく、高岡市における男女共同参画社会形成の促進に関する施策についての基本的な計画です。

（２）市民行動計画

このプランは、高岡市男女平等推進条例第８条に基づく、男女平等社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画です。

（３）市、市民及び事業者等の取組の指針

このプランは、男女平等・共同参画を推進する市、市民及び事業者等の主体的な取組や活動の指針となるものです。

（４）市の行政運営の基本方針

このプランは、高岡市総合計画や各分野の個別計画との整合性を図るものとします。

（５）女性活躍推進法に基づく市町村推進計画

このプランは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第６条第２項に基づき、高岡市における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画として、基本目標Ⅱを位置づけます。

（６）ＤＶ防止法に基づく市町村基本計画

このプランは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第２条の３第３項に基づき、高岡市における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画として、基本目標Ⅲを位置づけます。

（７）女性支援新法に基づく市町村推進計画

このプランは、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第８条第３項に基づき、高岡市における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画として、基本目標Ⅲを位置づけます。

4　計画期間

このプランの計画期間は、令和９年度から令和 18 年度までの 10 年間とします。事業計画は令和９年度から令和 13 年度までを前期期間、令和 14 年度から令和 18 年度までを後期期間とし、プランの前期期間の進捗状況を踏まえ、後期事業計画を策定するものとします。

また、計画期間中に社会情勢等に大きな変動があった場合は、必要に応じ計画内容の見直しを行います。

5　計画の体系（基本目標・重点課題・施策の方向）

基本目標	重点課題	施策の方向
Ⅰ あらゆる分野において、男女が平等に参画できる環境づくり	1 政策・方針決定過程への男女平等・共同参画の推進	(1)　市の施策・方針決定過程への共同参画の促進 (2)　あらゆる分野での方針決定過程への共同参画の促進
	2 無意識の思い込みの気づき、固定的な性別役割分担意識等による慣行等の解消	(1)　あらゆる場における男女平等・共同参画の視点・気運の醸成や配慮 (2)　多様な選択を可能にする教育、学習等の充実
	3 地域活動の場での協働や男女平等・共同参画の推進	(1)　市民の参画への支援 (2)　参画とまちづくりの総合的な連携の推進 (3)　地域防災における男女平等・共同参画の推進
Ⅱ 仕事と生活の調和が保たれ、男女がともに活躍できる環境づくり	4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	(1)　ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 (2)　子育て・介護支援の整備・充実
	5 働く場における女性の活躍支援	(1)　新規採用・起業・再就職の支援 (2)　女性の能力開発・育成の促進 (3)　雇用の場における男女平等の視点の促進
	6 家庭・地域活動における男女の相互協力の推進	(・)　家事・育児・介護等への参画・活躍の促進

Ⅲ 個人が尊重され､誰もが安心して暮らせる環境づくり	7 あらゆる人に対する人権の尊重	(1)　人権尊重を進める教育・学習の推進 (2)　人権擁護体制の推進
	8 困難な問題を抱える女性への支援	(1)　困難な問題を抱える女性に対する包括的な支援の提供 (2)　関係機関や民間団体等との連携･協働による支援体制の充実・強化
	9 あらゆる暴力的行為や虐待等の根絶	(1)　暴力を生み出さない意識づくりの推進 (2)　身近で安心して相談できる体制の充実 (3)　被害者の自立を支援する体制の強化 (4)　暴力を許さない高岡ネットワーク
	10 国際的な取組への理解と協調	(・)　国際的な男女平等･共同参画の取組への理解の促進
	11 男女の生涯を通じた健康支援	(1)　健康管理・保持増進のための支援 (2)　妊娠・出産等に関する健康支援
Ⅳ 計画の総合的な推進	12 プランの総合的推進	(1)　男女平等・共同参画の理解・促進 (2)　推進体制の充実・強化

第３章　計画の内容（基本計画）

第３次プランのポイント

第３次プランでは、これまでの「男女平等推進センターに来てもらう」といった形に加え、地域や事業所等の研修の機会に積極的に出向き、普及啓発等の取組を行うという考え方をより重視し、取り組みます。

基本目標Ⅰ　あらゆる分野において、男女が平等に参画できる環境づくり

多様な意見や意思を反映するため、男女が性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込みにしばられず、政策や方針等の決定の場に対等に参画し、十分に能力を発揮しながら活動し、ともに責任を担うしくみのあるまちを目指します。

これを実現していくために、平等を推進するしくみをつくり、いろいろな分野において男女の平等や共同参画を阻んでいる制度・慣行や無意識の思い込み等の見直しを進めていくこととします。

さらに、男女平等・共同参画の視点や気運の醸成に努め、女性の職域拡大や政策、方針決定過程への参画を促進するとともに、依然として残る性別による固定的な役割分担意識の払拭を図っていきます。

重点課題１　政策・方針決定過程への男女平等・共同参画の推進

行政分野をはじめ、社会のあらゆる分野で男女が平等に参画し、多様な意見が反映されるよう取り組みを進めます。

＜施策の方向＞

・　市の審議会、委員会や行政委員会等の女性委員の比率について、委員の選出方法や運営方法を見直し、目標の達成を図ります。

・　企業等に対し、事業活動において女性の意見や意思を反映することの重要性・必要性並びに女性の登用促進について意識の啓発に努めます。

・　自治会やＰＴＡなど、地域活動の場において男女の平等な参画がより積極的、主体的に進むよう、啓発活動を通じて理解と周知を図ります。

・　ボランティアグループ、市民活動団体、ＮＰＯ法人及び事業者等の多様な主体が連携して共創の取り組みを行うため、情報の共有化とネットワークづくりに努めます。

重点課題２　無意識の思い込みの気づき、固定的な性別役割分担意識等による慣行等の解消

男性は仕事、女性は家事・育児といった性別による固定的な役割分担意識を含む固定観念や偏見は、男女平等・共同参画を阻害する一因です。本市においても現行プランに基づく様々な取り組みを通じて啓発を行い、意識の払拭に努めてきました。

無意識の思い込みに気づき、固定的役割分担意識を解消し、男女が互いを尊重し協力しあえる関係を築けるよう、引き続き啓発活動の推進が必要です。

＜施策の方向＞

・　性別による固定的な役割分担意識等を払拭し、性別にとらわれない視点や考え方を持つよう、様々な機会をとらえて啓発を行い、あらゆる分野での共同参画を進めて行きます。

・　福祉、保健、スポーツ、文化などの活動を地域で行うボランティアグループ、市民活動団体等について、その活動が男女それぞれの視点をもって行われるよう理解と周知を図ります。

・　ホームページや広報紙など様々な媒体を用いて情報発信を行います。また、情報発信を行う際は、男女の人権の尊重に十分配慮します。

・　職への理解を深めるため、インターンシップや体験学習などの就業体験・職場訪問事業の普及を図るとともに、市においても大学生、高校生等の受け入れに努めます。

・　幼児教育、義務教育段階において、性別による固定観念や偏見によらない職業観を養い、主体的に多様な選択ができる能力を身につけることができるよう、指導に努めます。

重点課題３　地域活動の場での協働や男女平等・共同参画の推進

地域の福祉やまちづくりを進めていくうえで、性別や世代の偏りなく広く市民が主体的に活動に加わり、行政と連携を深めながら取り組んでいくことが求められます。特に、地域に新たな活力をもたらすものとして、女性の考え方や視点を取り入れていくことが大切です。

女性も男性も地域活動への参画が進むよう取り組むとともに、男女相互の協力や事業者、市等の連携により、共創の取り組みにより新たなまちの魅力や価値を創り上げていくことが必要です。

＜施策の方向＞

・　男女平等・共同参画の推進に取り組む団体を支援します。

・　共創のまちづくりを推進するため、市民活動団体等の自立・連携と組織化に関する相談や情報提供等を行い支援します。

・　福祉、まちづくり、防災、復旧・復興、観光、環境保全など様々な分野での市民の自主的な取り組みを支援し、女性をはじめ新たな市民の参画を促進します。

・　災害予防、災害発生時の対応、復旧・復興等の防災分野の全ての面において、男女それぞれの視点を取り入れた防災対策の必要性について理解を促進する取り組みを進めます。

・　避難所運営等において男女のニーズの違いに対応した配慮が行き届くよう女性の参画を推進します。

基本目標Ⅱ　仕事と生活の調和が保たれ、男女がともに活躍できる環境づくり

これまで家事・育児・介護といった家事労働は、依然として多くの家庭では女性に負担が偏っており、働く場において活躍を望む女性の就業を阻む要因の一つとなっています。また、長時間労働を前提とした従来の働き方は、家庭や地域での活動から男性を遠ざけてきました。

従来の働き方を見直し、男女が互いに責任を分かち合いながら家事・育児・介護等に参画し、仕事と生活の調和のとれた生活を送ることが必要です。

仕事と生活の調和の推進には、趣味やレジャー、自己啓発など個人の生活の充実も重要です。個人の生活の充実は生産性の向上や従業員の勤労意欲の増進につながり、企業にとっても経営に良い影響をもたらすものであることから、取り組みの重要性について広く周知を図ります。

重点課題４　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事と生活の二者択一を迫られることなく働き続けることができる社会づくりに向け、多様な働き方の推進とワーク・ライフ・バランスの実現が重要な課題となっています。

市民、地域、事業者が協力し合い、事業所の規模や業種に関わらず、全ての人々が仕事と生活の調和の取れた、いきいきと暮らすことができる社会を目指し、ワーク・ライフ・バランスを推進していきます。

＜施策の方向＞

・　企業等に対し、ワーク・ライフ・バランスの推進を働きかけ、積極的に取り組む事業所をワーク・ライフ・バランス推進事業所として認定するとともに、認定事業所において普及啓発に取り組みます。

・　市においては、特定事業主行動計画に基づく各施策を推進し、市職員に対しワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。

・　保育サービス、介護保険サービスの充実を図り、仕事と育児や介護等を両立できる環境を整備します。

重点課題５　働く場における女性の活躍支援

女性が生涯を通じて経済的に自立し、その能力と個性を十分に発揮できる職場環境を整えることは、暮らしやすい社会の実現につながります。

結婚、出産、育児など様々な理由で離職し再就職を希望する女性や、さらなるキャリアアップを目指す女性に対する支援に取り組みます。

＜施策の方向＞

・　女性の能力開発や就職、再就職、起業等について各種講座やセミナー等の開催情報などを収集し、ニーズに応じた情報提供を行います。

・　個人の資格やスキル等を活かせるよう、「女性人材バンク」の登録対象を拡大するとともに、当該取組により、働きたい女性と人材を求めている事業所等とのさらなるマッチングを図ります。

・　企業に対し、男女雇用機会均等法など関係法令の周知・徹底を図るとともに、男女平等・共同参画の推進に向けた意識啓発を図ります。

重点課題６　家庭・地域活動における男女の相互協力の推進

男女平等・共同参画社会の実現には、家族を構成する男女が協力しあい子育てや介護等にあたることが必要です。多くの家庭では男性は仕事に注力し、子育てをはじめとした家事等は女性が負担する場合が多く、男性が働き方を見直し、家庭・地域活動へ参加できる環境づくりを図ることが必要です。

＜施策の方向＞

・　家庭生活等への参画を促すため、家事・育児・介護等に関する講座やイベント、夫婦間の家事・育児分担に関するワークショップの開催や情報提供などの取組みを進めます。また、男性の育児休業等の取得を促す普及啓発活動に取り組みます。

基本目標Ⅲ　個人が尊重され、誰もが安心して暮らせる環境づくり

男女平等・共同参画社会の形成には、個人がそれぞれ等しく尊重されること、性別等（性的指向、性自認を含む）にとらわれず多様な生き方を認め合うことが前提となります。

人権尊重を進める取り組みにより、家庭、職場、地域などあらゆる場において、あらゆる人が等しく個人として尊重され、いきいきと豊かで健康に生活できる社会を目指します。

すべての人の人権が尊重され、安心かつ自立して暮らすことができる社会の実現に向けて、ＤＶ被害者など様々な困難な問題を抱える女性等への相談・支援に取り組みます。

重点課題７　あらゆる人に対する人権の尊重

男女平等・共同参画社会の実現には、男女が互いに思いやりを持ち、助け合い、互いに人権を尊重する意識を高めることが必要です。

幼少期からのあらゆるライフステージにおいて、多様な学習機会を提供し、人権尊重意識の醸成に努めます。

＜施策の方向＞

・　学校教育の場において、児童生徒の発達段階に応じた人権尊重を進める学習に取り組み、意識の向上を図ります。

・　社会教育等に携わる人に対し、様々な機会をとらえて人権尊重についての学習機会を提供します。

・　人権への配慮や、多様な性を認めあうことが大切であることから、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）に対する理解を深めるための啓発に取り組むとともに、あらゆる人の人権を尊重する意識醸成のため、障がいや病気などと向き合いながら活躍する人について積極的に発信します。

・　人権に係る相談への対応と処理等について、人権擁護委員や関係機関等も含めた行政による連携体制の充実を図ります。

重点課題８　困難な問題を抱える女性への支援

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）の福祉の増進を図り、女性が安心して、かつ、自立して暮らせるよう支援します。

＜施策の方向＞

・　困難な問題を抱える女性に対し、相談しやすい環境づくりに努めるとともに、相談者の意思に寄り添った切れ目のない包括的な支援の提供を行います。

・　関係機関や民間団体等との連携・協働による支援体制の充実・強化を図ります。

重点課題９　あらゆる暴力行為や虐待等の根絶

本市では、これまで「高岡市ＤＶ対策基本計画」を策定し、ＤＶに対する防止・被害者対応の強化に努めてきました。また、こども・高齢者の虐待に対しても「高岡市こども計画」「高岡市高齢者保健福祉計画・高岡市介護保険事業計画」のもと取り組みを進めています。ＤＶをはじめとした暴力的行為やこども・高齢者への虐待行為は、犯罪にあたる行為を含む重大な人権侵害であるとの認識に立ち、今後も社会全体の問題としてＤＶや虐待の根絶に取り組む必要があります。

また、セクシュアル・ハラスメントも男女平等・共同参画社会の形成を阻害する要因の一つであり、市においてもセクシュアル・ハラスメントの予防啓発等の取り組みを進めます。

＜施策の方向＞

・　ＤＶの未然防止に努めるとともに、関係機関とも連携し、被害者に対する支援の充実を図ります。

・　こども・高齢者の虐待については、関係機関との連携により早期発見、対応、防止策を進めます。

・　セクシュアル・ハラスメントは人権問題であり、男女平等・共同参画の実現を阻むものであるとの認識に立ち、防止に関する啓発や相談対応に努めます。

重点課題１０　国際的な取組への理解と協調

あらゆる分野に男女平等・共同参画、女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会とは、「多様性が尊重され、すべての人がその能力を最大限に発揮できる持続可能な社会」です。それは、単に女性の権利を保障するだけでなく、社会全体の質を高め、より良い未来を築くための不可欠な要素です。

男女共同参画社会基本法第７条では、我が国の男女共同参画社会の形成は、国際的な協調の下に行わなければならないとされています。

引き続き、男女平等・共同参画にかかる国際的な議論や政府の取組を注視します。

＜施策の方向＞

・　国際的な男女平等・共同参画の取組について情報収集に努め、市民への理解の促進を図ります。

重点課題１１　男女の生涯を通じた健康支援

心身の健康は、人間にとってあらゆる活動の根幹に関わる重要な要素であります。

男女が自分のからだについて正確な情報と知識を持ち、お互いの健康について理解しあい、相手に対する思いやりを持って、生涯にわたって心身の健康な状態を保つことができる社会を目指します。

＜施策の方向＞

・　男女が生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、関係機関等と連携を取りながら支援の充実に努めます。

・　生涯にわたる健康づくりのため、日常的なスポーツ活動に親しめる機会の提供等の支援を図るとともに、市民の自主的な健康づくりの取組を支援します。

・　妊娠・出産期の健康診査に対する助成、相談、指導等の母子保健サービスの充実に努めます。

・　女性の健康を生涯にわたり包括的に支援するための取り組みを進めます。

・　男女がそれぞれの性差について理解を深め、互いを尊重するよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報収集、提供に努めます。

基本目標Ⅳ　計画の総合的な推進

基本目標Ⅰ～Ⅲに掲げる施策を推進するためには、市民や関係団体等との連携、庁内での組織的な体制の構築が必要です。

男女平等・共同参画施策の展開に当たり、庁内においては高岡市男女平等推進庁内連絡会議により関係部局との調整を図り、有識者や市民、各団体の代表で構成された高岡市男女平等推進市民委員会を通じて推し進めます。

重点課題１２　プランの総合的な推進

男女平等・共同参画の推進施策は、広く行政全般に関わるものであり、庁内各部局、市民、事業者などそれぞれが連携をとって進めていくことが必要です。

計画を広く周知し、男女共同参画の推進に市民意識の醸成を図るとともに、市民等の積極的な実践活動を促進します。

＜施策の方向＞

・　本市における男女平等・共同参画推進の拠点施設である男女平等推進センターを中心として各種施策を総合的に推進するとともに、男女平等・共同参画を推進する市民の活動を支援します。

・　本プランの進捗状況は、有識者や市民公募委員、各界各層の団体の代表者から構成される男女平等推進市民委員会で定期的に報告します。また、プランを着実に進行していくため、庁内で組織する男女平等推進庁内連絡会議を適宜開催するなどして関係部局間の連携を図ります。

第４章　計画の内容（事業計画）

基本目標Ⅰ　あらゆる分野において、男女が平等に参画できる環境づくり

重点課題１　政策・方針決定過程への男女平等・共同参画の推進

※基準数値については特段の記載のあるものを除き令和７年度のもの、目標値については令和 13 年度のもの

<table>
<tr><th>施策の方向</th><th>主要な事業</th><th>担当部署</th></tr>
<tr><td>(1)
市の施策･方針決定過程への共同参画の促進</td><td>
【1】 積極的改善措置（ポジティブアクション）の実施及び各分野で活躍する女性の人材情報を収集、管理する「女性人材バンク」を作成し、審議会等委員の候補者を関係課に情報を提供

「高岡市の委員会等の設置及び運営に関する基本方針」に基づき、女性委員の登用促進を図るとともに、「クリティカルマス」の考え方に基づき、女性委員登用率が 30%に満たない審議会等の減少に努めます。
<table>
<tr><th>成果指標</th><th>基準数値</th><th>目標数値</th></tr>
<tr><td>■ 女性委員比率が 30%に満たない審議会等の数</td><td>29 委員会
(R8.9)</td><td>19 委員会</td></tr>
</table>
<table>
<tr><th>参考指標</th><th>基準数値</th></tr>
<tr><td>□ 官公庁職員を除いた場合の審議会等の女性委員比率</td><td>33.7%</td></tr>
<tr><td>□ 行政委員会の女性委員比率</td><td>24.3%</td></tr>
<tr><td>□ 官公庁職員や選挙による選出者を除いた場合の行政委員会の女性委員比率</td><td>21.9%</td></tr>
</table>
</td><td>男女平等・共同参画課
関係各課</td></tr>
</table>

	【2】国・県の委員への推薦の際の配慮 行政相談委員、人権擁護委員などを国や県に推薦する際には、女性の参画に配慮します。 参考指標：□ 行政相談委員（総務省）の女性比率 ／ 基準数値：40.0% 参考指標：□ 人権擁護委員（法務省）の女性比率 ／ 基準数値：57.1%	市民生活課
	【3】市政への参画意識の啓発及び共同参画しやすい環境整備 市長と市民との対話活動やまちづくり出前講座などを通じ、市民の市政への参画意識の醸成を図ります。 ア　市長と市民との対話活動 イ　まちづくり出前講座の開催 ウ　審議会・委員会における委員公募の実施 エ　審議会・委員会における資料等の公表 オ　市の計画策定時等における市民意見の募集 カ　二十歳の集いにおける選挙・投票に関するパンフレットの配布	広報発信課 チェンジ推進課 総務課（選挙管理委員会事務局）
	【4】 職員の能力等に応じた適正な職員採用・登用 職員採用・登用時には、職員個々の能力、意欲、適性等に十分に配慮し、男女平等な登用を進めます。 参考指標：□ 係長以上の職員の女性比率 ／ 基準数値：39.2% 参考指標：□ 管理職（課長級）以上の職員の女性比率 ／ 基準数値：37.9%	人事課

<table>
<tr><td></td><td>【5】 適正な管理監督教職員登用についての働きかけ
市立小・中・義務教育学校・特別支援学校の管理監督教職員（校長・教頭）については、性別にかかわらず、学校の管理運営における見識と指導力、統率力を有する人の登用を図るよう富山県教育委員会へ働きかけます。
<table><tr><th>参考指標</th><th>基準数値</th></tr><tr><td>□ 市内市立学校の女性校長比率</td><td>39.4%
(R8.4)</td></tr><tr><td>□市内市立学校の女性教頭比率</td><td>54.1%
(R8.4)</td></tr></table></td><td>学校教育課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(2)
あらゆる分野での方針決定過程への共同参画の促進</td><td>【6】 事業者への女性登用促進に関する意識啓発
企業等において、性別にかかわらず、能力や適性を重視した登用が行われるよう、セミナーの開催や情報提供の充実を図り、啓発に努めます。
ア 関係機関との連携による女性登用促進セミナーの開催
イ 男女平等推進センターにおける企画講座・展示の実施</td><td>男女平等・共同参画課
男女平等推進センター</td></tr>
<tr><td>【7】 地域活動組織等への女性登用促進に関する意識啓発
自治会やＰＴＡなど、地域活動組織と連携・協力し、男女平等・共同参画をテーマとした出前講座を開催し、女性の参画や女性リーダーの必要性について、理解と周知を図ります。
<table><tr><th>参考指標</th><th>基準数値</th></tr><tr><td>□ 連合自治会長の女性比率</td><td>0.0%
(R8.5)</td></tr><tr><td>□ 自治会長の女性比率</td><td>1.8%
(R8.5)</td></tr></table></td><td>男女平等・共同参画課
地域課
生涯学習・スポーツ課</td></tr>
</table>

重点課題２　無意識の思い込みの気づき、固定的な性別役割分担意識等による慣行等の解消

施策の方向	主要な事業	担当部署
(1) あらゆる場における男女平等・共同参画の視点・気運の醸成や配慮	**【8】　団体活動における共同参画の理解促進** 民生委員・児童委員、健康づくり推進員、スポーツ推進員、富山県男女共同参画推進員などの団体活動が、男女共同参画の視点を持って取り組まれるよう、理解と周知を図ります。	社会福祉課 健康増進課 生涯学習・スポーツ課 男女平等・共同参画課
	【9】 各種講座・出前講座・情報誌等による啓発 無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に気づき、固定的な役割分担意識を見直していくため、男女平等推進センターにおける対面での講座やオンライン講座の実施、情報誌の発行、市内公共施設でのパネル展示などを通じて、一層の啓発に努めます。 ア　男女共同参画週間企画講座の実施 イ　男女平等推進センター企画講座の実施（オンライン講座の併用） ウ　地域における出前講座の実施 エ　男女平等推進プラン情報誌「ありーて」の発行 オ　男女平等推進センター等市内公共施設でのパネル展示	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター
	【10】 男女平等・共同参画の視点での事業検討・実施及び適切な表現による情報発信 市において事業を実施する際、男女平等・共同参画を妨げる状況がないか、常に検討・配慮を行います。また、市の広報紙をはじめとした配布物及びインターネットからの情報発信について、人権の軽視や固定的な性別役割分担意識につながる表現がないよう留意します。	男女平等・共同参画課 広報発信課

	【11】 研修機会等を通じての男女の共同参画の理解促進 市職員や、保育士など、こどもの育成支援に携わる者への研修を通して、男女の共同参画の理解促進に努めます。 ア　市職員研修 イ　保育士等研修 ・　保育士研修 ・　学童保育指導員研修 ・　放課後子ども総合プラン指導者等研修	人事課 男女平等・共同参画課 子ども・子育て課
(2) 多様な選択を可能にする教育、学習等の充実	**【12】一人ひとりの個性に応じた指導の実施** 幼稚園・学校教育の場において、幼児及び児童生徒一人ひとりの個性を活かし、多様な選択ができるよう学習や進路の指導を行います。	学校教育課 子ども・子育て課
	【13】 男女平等・共同参画意識の向上を図る研修会等への参加配慮 幼稚園・高岡市立学校の教諭の男女平等・共同参画意識の向上を図る研修や学習会への参加に配慮します。	学校教育課 子ども・子育て課
	【14】 インターンシップ・体験学習等の実施 インターンシップの推進に取り組み、職場訪問や就業体験の事業所として、学生を受け入れます。また、高岡市立学校で「ものづくり・デザイン科」の授業を実施し、市の優れた伝統工芸や産業について体験学習を実施します。	人事課 学校教育課 健康増進課 市民病院 上下水道局 消防本部

重点課題３　地域活動の場での協働や男女平等・共同参画の推進

施策の方向	主要な事業	担当部署
(1) 市民の参画への支援	**【15】 団体活動育成・支援** 男女平等・共同参画推進のため、グループや市民が自主的に企画・実施する事業の講師協力を行うとともに、芸術・文化・スポーツ及び伝統産業の振興や育成に携わる団体等が実施する事業に対し支援します。 ア　市民団体等が独自に企画する講座への講師協力 イ　芸術・文化団体への助成 ウ　体育団体への育成助成 エ　伝統産業等振興団体への助成	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター 生涯学習・スポーツ課 産業企画課
	【16】 市民活動相談・情報提供及び講座等の促進 市民活動やＮＰＯ設立に関する相談や情報提供及び活動団体等の自立・連携や共創意識の啓発を図る講座・フォーラム等を開催します。 ア　市民活動に関する相談及び情報提供 イ　ＮＰＯ法人設立に関する情報提供等の支援	チェンジ推進課
(2) 参画とまちづくりの総合的な連携の推進	**【17】 市民等との共創事業の実施** 市民・団体・企業等の多様な主体が連携し、新たなまちの魅力や地域の価値を共に創り上げていくため、市民がより主体的にまちづくりを進めることができるよう、共創の取り組みを行います。	チェンジ推進課
	【18】 市民活動団体の活動情報発信等 市民活動団体の活動情報等をポータルサイトなどから発信することで、市民活動の活性化を支援します。	チェンジ推進課
	【19】市長と市民との対話活動やまちづくり出前講座の開催、市民からの手紙やメールへの対応 市民の意見や要望を、市政やまちづくりに反映していくため、市長と市民との対話活動やまちづくり出前講座を開催するとともに、市民からの手紙やメール等を通じて、市民の意見を聞き市政に反映します。 ア　市長と市民との対話活動（再掲） イ　まちづくり出前講座の開催（再掲） ウ　市民からの手紙、メールへの対応	広報発信課

(3) 地域防災における男女平等・共同参画の推進	**【20】 地域における女性防災リーダーの育成促進** 出前講座や講演会の開催により自主防災組織等における女性の参画を促進し、女性リーダーの育成を図ります。	危機管理課 男女平等・共同参画課
	【21】 男女平等・共同参画の視点からの防災施策の推進 防災分野における男女平等・共同参画の視点の必要性について高岡市総合防災訓練等の機会を活用した啓発をはじめ、理解促進のための取組を充実します。 災害時の避難所運営の際は、男女別のニーズを把握し、男女双方の視点等に配慮した男女の参画体制での管理運営を図ります。	危機管理課 男女平等・共同参画課 男女平等推進センター

基本目標Ⅱ　仕事と生活の調和が保たれ、男女がともに活躍できる環境づくり

重点課題４　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

施策の方向	主要な事業	担当部署
(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	**【22】 仕事と生活の調和に関する意識啓発** セミナーの開催や情報提供に努め、企業や個人事業所等における仕事と生活の調和についての意識啓発を図ります。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター 商業雇用課
	【23】 中小事業者への一般事業主行動計画策定の呼びかけ 女性活躍推進法で努力義務とされている、従業員 100 人以下の企業の一般事業主行動計画について、周知啓発に努め、計画の策定を促します。	男女平等・共同参画課 商業雇用課

【24】 ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定及び認定事業所における普及啓発講座の実施

男女平等・共同参画課
男女平等推進センター
管財契約課

ワーク・ライフ・バランスの取り組みを進める企業を「ワーク・ライフ・バランス推進事業所」として認定するとともに、認定事業所へ出向き、他事業所でのワーク・ライフ・バランスの推進にかかる好事例を紹介するなど、普及啓発の取組を実施します。また、認定された事業所の事例紹介、啓発セミナーの開催などの機会を設け、市と事業所の連携により他事業所への啓発を図ります。

加えて、入札制度におけるワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定に関する評価項目を設けることで、事業者が積極的に取り組むよう働きかけます。

成果指標	基準数値	目標数値
■ ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定数	累計 22 事業所	累計 30 事業所
■ ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業所での普及啓発事業数	―	年間 ２事業

【25】 市職員における仕事と子育ての両立支援

人事課

高岡市特定事業主行動計画に基づき、市職員の子育てと仕事の両立支援の取り組みを行います。

ア　男性の子育て目的の休暇等の取得促進

イ　年次有給休暇の取得促進

ウ　超過勤務時間の縮減

成果指標	基準数値	目標数値
■ 市男性職員の育児休業等取得率	74.3%	100%
■ 市の職員１人当たりの年次有給休暇取得日数	12.1 日	11 日以上

参考指標	基準数値
□ 年間超過勤務時間が 360 時間以上の市職員数	128 人

<table>
<tr>
<td>(2)
子育て･介護支援の整備・充実</td>
<td>
【26】 教育・保育の一体的提供の推進とサービスの充実

保育園等における保育サービスの充実を図ります。

ア　認定こども園への移行推進

就学前の教育・保育を一体的に考え、保護者の就労状況に関わらず教育･保育を一体的に提供する認定こども園への移行を推進します。

イ　多様な保育サービスの充実

保護者が必要とする保育ニーズに応えることができるよう、多様な保育サービスを更に充実させます。

・病児保育事業

・休日一時預かり事業

ウ　放課後児童クラブの充実

児童の受入れが困難になると見込まれる校区については、民間学童、小学校の余裕教室等の活用などを検討しながら、計画的に受け入れ体制の確保に努めます。

エ　子育て情報交換会（ファミリーポケット）の開設・運営
<table>
<tr><th>成果指標</th><th>基準数値</th><th>目標数値</th></tr>
<tr><td>■ 病児・病後児対応型実施施設数</td><td>６施設</td><td>６施設</td></tr>
<tr><td>■ 子育て支援センターの施設数</td><td>３施設</td><td>３施設</td></tr>
</table>
</td>
<td>子ども・子育て課
生涯学習・スポーツ課</td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td>
【27】 地域住民の参加・協力による児童の健全育成活動の実施

地域住民の参加・協力により、ファミリーサポートセンターを運営するとともに放課後児童育成クラブ、放課後子ども教室、土曜活動などにより児童の健全育成活動の充実を図ります。

ア　ファミリー・サポート・センターの運営

イ　放課後児童育成クラブの実施

ウ　放課後子ども教室、土曜学習の開設・運営
<table>
<tr><th>成果指標</th><th>基準数値</th><th>目標数値</th></tr>
<tr><td>■放課後児童クラブ数</td><td>41 クラブ</td><td>45 クラブ</td></tr>
</table>
</td>
<td>子ども・子育て課
生涯学習・スポーツ課</td>
</tr>
</table>

【28】 育児不安及び児童生徒・青少年問題への相談対応

生後３か月までの乳児のいる家庭を保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行います。

また、各種相談員の配置や相談機会を設け、児童生徒やその保護者（家族）の様々な不安や悩みに対応します。

ア　生後３か月までの乳児の家庭訪問の実施

イ　育児相談の実施

ウ　家庭児童相談の実施

エ　専任の家庭児童相談員の配置

オ　青少年の悩み事相談の実施

カ　カウンセリング指導員（教員）の配置

キ　スクールカウンセラー（公認心理師等）の配置

ク　いじめ対策カウンセラー（公認心理師等）の配置

ケ　スクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）の配置

コ　いじめ対策ソーシャルワーカー（社会福祉士等）の配置

サ　巡回型スクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）の配置

シ　心の教室相談員の配置

参考指標	基準数値
□ カウンセリング指導員配置校	６校
□ スクールカウンセラー配置校	32 校
□いじめ対策カウンセラー配置校	3 校
□ スクールソーシャルワーカー配置校	32 校
□いじめ対策ソーシャルワーカー配置校	2 校
□巡回型スクールソーシャルワーカー配置校	2 校
□ 心の教室相談員の人数	3 人

健康増進課
こども家庭センター
学校教育課

【29】 講座開催時の託児実施

男女平等推進センターが講座を開催する際に、乳幼児を対象とした託児を実施します。

男女平等・共同参画課
男女平等推進センター

【30】　市職員における仕事と子育ての両立支援

高岡市特定事業主行動計画に基づき、市職員の子育てと仕事の両立支援の取り組みを行います。

ア　男性の子育て目的の休暇等の取得促進

イ　年次有給休暇の取得促進

ウ　超過勤務時間の縮減

成果指標	基準数値	目標数値
■ 市男性職員の育児休業等取得率（再掲）	74.3%	100%
■ 市の職員１人当たりの年次有給休暇取得日数（再掲）	12.1 日	11 日以上

参考指標	基準数値
□ 年間超過勤務時間が 360 時間以上の市職員数（再掲）	128 人

人事課

【31】　高齢者、障がい者の在宅介護サービス等の整備・充実

高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、在宅介護サービス等の充実に努めます。

また、一人暮らし高齢者や障がい者に対し、地域での見守り・声かけを行うなど、お互いに助け合い支え合える地域づくりに取り組むとともに、相談窓口体制の充実を図ります。

ア　介護保険・障がい者福祉サービスの提供

イ　地域包括支援センター及び市役所各課での相談対応

ウ　民生委員・児童委員及び地域包括支援センター職員による見守り

長寿福祉課
社会福祉課

【32】　介護予防事業の実施

高齢者の自立と生活機能の向上のため、介護予防事業を実施します。

ア　高齢者健康づくり教室の開催

イ　住民主体の介護予防活動の実施

長寿福祉課

重点課題５　働く場における女性の活躍支援

<table>
<tr><th>施策の方向</th><th>主要な事業</th><th>担当部署</th></tr>
<tr><td>(1)
新規採用･起業･再就職の支援</td><td>

【33】　女性の就労に関する情報提供等

結婚、出産、育児等で離職した女性の再就職支援、就労に有効な資格取得などに関する情報の収集･提供に努めるとともに、個人の資格やスキル等を活かせるよう「女性人材バンク」の登録対象を拡大するとともに、当該取組により働きたい女性と人材を求めている事業所等とのさらなるマッチングを図ります。

ア　キャリアカウンセリングによる支援

イ　登録事業所と求職者のマッチングイベントの開催

ウ　企業への職場見学の実施

エ　働きたい女性同士及び働きたい女性とすでに働いている女性との交流会・情報交換会等の実施

<table>
<tr><th>成果指標</th><th>基準数値</th><th>目標数値</th></tr>
<tr><td>■ 女性人材バンク成約数</td><td>年間４件</td><td>年間８件</td></tr>
<tr><td>■登録事業所と求職者のマッチングイベントの開催数</td><td>累計３回</td><td>累計５回</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>参考指標</th><th>基準数値</th></tr>
<tr><td>キャリアカウンセリング件数</td><td>年間 13 件</td></tr>
<tr><td>マッチングイベント参加者の満足度</td><td>90%以上</td></tr>
<tr><td>交流会・情報交換会参加者の満足度</td><td>―%</td></tr>
</table>

</td><td>男女平等・共同参画課
男女平等推進センター
商業雇用課</td></tr>
<tr><td></td><td>

【34】　起業者等への支援

起業者や農業従事者への支援を行います。

ア　創業資金の融資あっ旋の実施

イ　創業者への補助の実施

ウ　商店街等での開業支援から、開業後の伴走支援に至るまでの一貫した支援

エ　女性農業者への支援

</td><td>産業企画課
商業雇用課
農業水産課</td></tr>
<tr><td></td><td>

【35】　企業への啓発活動

企業等に対し、男女が職場において性別による差別を受けることがないよう労働に関する各種制度の周知を図ります。

</td><td>男女平等・共同参画課
商業雇用課</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">(2)
女性の能力開発・育成の促進</td><td>【36】 事業者への女性活躍推進に関する意識啓発
男女平等推進センターの企画講座・展示、市内事業所等に勤める女性で活躍されている方などの発掘・発信を通して、事業者への意識啓発を図ります。
また、働く女性のためのセミナーを開催し、企業、個人事業所等における女性活躍推進を図ります。<table><tr><th>成果指標</th><th>基準数値</th><th>目標数値</th></tr><tr><td>■働く女性のためのセミナー実施数</td><td>累計
４回</td><td>累計
５回</td></tr></table></td><td>男女平等・共同参画課
男女平等推進センター
商業雇用課</td></tr>
<tr><td>【37】 市職員の専門・実務研修等の実施
市職員の専門・実務研修や事務の分掌は、性別にこだわらず行い、人材の育成に努めます。</td><td>人事課</td></tr>
<tr><td>【38】 女性の能力開発に関する講座等の開催
企業や関係機関と連携し、スキルアップ研修など女性の能力開発に関する講座等の開催や情報提供に努めます。<table><tr><th>成果指標</th><th>基準数値</th><th>目標数値</th></tr><tr><td>■スキルアップ研修の実施数</td><td>年間４回</td><td>年間４回以上</td></tr></table></td><td>男女平等・共同参画課
商業雇用課</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(3)
雇用の場における男女平等の視点の促進</td><td>【39】 男女の雇用機会の均等などに関する意識啓発
庁内の関係課が連携し、セミナーの開催や情報提供の充実に努め、企業や個人事業所等における男女の雇用機会の均等や、女性の能力開発などについて意識啓発を図ります。
ア　男女の雇用機会の均等などに関するセミナーの開催
イ　男女平等推進センターにおける企画講座・展示の実施</td><td>男女平等・共同参画課
男女平等推進センター</td></tr>
<tr><td>【40】 家族経営協定の締結の促進
農家における家族労働者の労働時間や報酬、休日について取り決める家族経営協定について情報提供を行うなどして、締結を促進します。</td><td>農業水産課</td></tr>
<tr><td>【41】 労働相談及び弁護士相談の実施
労働相談や弁護士相談の開催の周知に努めます。</td><td>商業雇用課</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td></td>
<td>
【42】 適切な職員採用・配置及び就業環境についての配慮

性別にとらわれず、市職員（会計年度任用職員等を含む）の採用や配置を行うとともに、働きやすい就業環境について配慮します。
<table>
<tr><th>参考指標</th><th>基準数値</th></tr>
<tr><td>□ 市保育職における男性職員数</td><td>7人</td></tr>
<tr><td>□ 市看護職における男性職員人数</td><td>33人</td></tr>
<tr><td>□ 市土木・建築等技術職における女性職員人数</td><td>20人</td></tr>
</table>
</td>
<td>人事課</td>
</tr>
</table>

重点課題６　家庭・地域活動における男女の相互協力の推進

<table>
<tr><th>施策の方向</th><th>主要な事業</th><th>担当部署</th></tr>
<tr><td>（・）
家事・育児・介護等への参画・活躍促進</td><td>
【43】　みんなでＩ・ＫＡ・Ｓプロジェクト等の推進

家事、育児、介護及び仕事と生活の調和等をテーマとした講座やイベント、夫婦間の家事・育児分担に関するワークショップを開催し、家事・育児・介護等への参画・活躍を促します。

ア　みんなでＩ・ＫＡ・Ｓプロジェクト事業の実施

イ　夫婦間の家事・育児分担に関するワークショップの開催

ウ　プレママ・プレパパ教室の開催

エ　農業センターにおける農産物加工教室（お父さんの料理教室）の開催
<table>
<tr><th>成果指標</th><th>基準数値</th><th>目標数値</th></tr>
<tr><td>■ みんなでＩ・ＫＡ・Ｓプロジェクトの実施事業数</td><td>累計 16 事業</td><td>累計 20 事業</td></tr>
<tr><td>■ 夫婦間の家事・育児分担に関するワークショップの開催数</td><td>―</td><td>年間
１回</td></tr>
</table>
<table>
<tr><th>参考指標</th><th>基準数値</th></tr>
<tr><td>□家事・育児シェアシート配布数</td><td>―</td></tr>
<tr><td>□夫婦間の家事・育児分担に関するワークショップ参加者数</td><td>―</td></tr>
<tr><td>□プレママ・プレパパ教室への夫婦での参加率</td><td>92.9%</td></tr>
<tr><td>□協力し合って家事・育児をしている夫婦の割合</td><td>94.3%</td></tr>
</table>
</td><td>男女平等・共同参画課
男女平等推進センター
健康増進課
農業水産課</td></tr>
</table>

	【44】 ボランティア養成・情報発信支援 ボランティアの養成・育成講座を開催するとともに、ボランティア情報の発信を支援します。	社会福祉課
	【45】 男性の子育て目的の休暇等の取得促進・啓発活動 父親も母親も子育てに参加できる機会を確保できるよう、特に男性の子育て目的の休暇等の取得が促進されるよう普及啓発活動に努めます。また、市職員についても、イクボス宣言などの取り組みを通じて子育てを応援する職場環境づくりに努めます。	人事課 男女平等・共同参画課

基本目標Ⅲ　個人が尊重され、誰もが安心して暮らせる環境づくり

重点課題７　あらゆる人に対する人権の尊重

施策の方向	主要な事業	担当部署
(1) 人権尊重を進める教育・学習の推進	**【46】 高岡市立学校における人権教育・福祉活動の推進** 高岡市立学校において、人権教育を推進します。また、児童の友愛訪問活動や地域福祉活動への参加・協力の促進を支援します。 ア　ジュニア福祉活動員の育成	学校教育課 社会福祉課（社会福祉協議会）
	【47】 人権尊重にかかる研修・学習に対する配慮 保育士及び高岡市立学校の教諭における人権尊重意識の向上を図る研修会への参加に配慮します。 また、介護保険サービス事業者に対し、人権尊重意識の向上を図る研修や学習の必要性について、理解と周知を図ります。	子ども・子育て課 学校教育課 長寿福祉課
	【48】 市民等への人権尊重意識の啓発 市民等を対象とした人権に関する講演会・講座等を開催するとともに、チラシ等を配布し、人権尊重意識の啓発に努めます。	市民生活課

	【49】 多様な性・生き方に対する理解の浸透 性の多様なあり方を認識し、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）に対する理解を進めるための啓発を図るとともに、県のパートナーシップ制度について、理解と周知を図ります。 また、あらゆる人の人権を尊重する意識醸成のため、障がいや病気などに向き合いながら活躍する人を講師に招き、講座を開催するとともに、意識啓発のための情報発信に努めます。	市民生活課 男女平等・共同参画課 男女平等推進センター
(2) 人権擁護体制の推進	**【50】 人権教育推進事業協力者会議及び人権擁護連絡会議の開催** 人権教育推進事業協力者会議及び人権擁護連絡会議を開催し、庁内及び関係機関との連携の強化を図ります。	市民生活課
	【51】 人権にかかる市民相談及び弁護士による法律相談の実施 市役所や男女平等推進センターにおいて、人権にかかる市民相談や弁護士による法律相談を実施します。	市民生活課 男女平等・共同参画課 男女平等推進センター
	【52】 男女平等問題処理委員会の設置・運営 男女平等問題処理委員会を設置し、人権侵害にかかる苦情の申し出を公平に処理します。	男女平等・共同参画課

重点課題８　困難な問題を抱える女性への支援

施策の方向	主要な事業	担当部署
(1) 困難な問題を抱える女性に対する包括的な支援の提供	**【53】　未然防止と早期に相談につながるための環境づくり** 女性が困難な問題を抱えた場合に、男女平等推進センター、市役所福祉・教育等関係部署及び民間支援団体等へ相談できることや、支援を受けることができることについて、幅広く周知に取り組みます。 こどもがいる女性宅や、一人暮らしの高齢女性宅への家庭訪問を通じ、問題の早期発見に取り組みます。加えて、コンビニエンスストアなど、困難な問題を抱える女性がいると想定される場での夜間巡回を実施する民間支援団体に対し、活動場所の提供を行うなど、後方支援に取り組みます。 また、こどもへの発達段階にあわせた命の大切さを伝える教育や他人を思いやる教育、次世代を担う若者などへの人権啓発などの取組みを通して、幅広い世代において自己がかけがいのない個人であること、困難に直面した場合には支援を受けることができることなどの意識の醸成を図ります。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター 社会福祉課 福祉連携推進室 子ども・子育て課 長寿福祉課 健康増進課 こども家庭センター 学校教育課 市民生活課
	【54】　行政と関わりが持ちづらい女性への居場所の提供 行政の相談窓口での相談にしづらさを感じたり、支援を受けられることに気づいていなかったり、女性自身が困難に気づいていない、または、気づきを避けているなど、様々な理由により行政機関に支援を求めることができない、あるいは求めないなど、相談には至っていないが支援が必要な女性に対し、民間支援団体と連携し、気軽に立ち寄り相談できる場や交流の場の提供に取り組みます。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター

	【55】 女性の意思を尊重した相談及び関係機関との調整 男女平等推進センター、市役所の福祉・教育等関係部署では、困難な問題を抱える女性の立場に寄り添い、その課題や背景等の内容を本人とともに整理し、最大限に本人の意思を尊重しながら支援方針の検討や支援に必要な関係機関との調整などを進めます。 高齢者や障がい者、妊産婦、外国人、性自認が女性であるトランスジェンダーの方など多様な支援対象者についても個々の状況に配慮するとともに、関係機関との連携体制の強化を図ります。 本人のニーズに即した必要な情報提供を行い、公的手続き、各種手当の申請、住まい、福祉サービス等の調整など自立に向けた支援を行います。 ＤＶ被害者など秘匿性を担保する必要がある女性や通学・通勤等の社会生活を担保することが優先される女性など、支援を必要とする女性それぞれの状況に応じた一時保護委託先の確保に努めます。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター 社会福祉課 福祉連携推進室 子ども・子育て課 長寿福祉課 健康増進課 こども家庭センター 学校教育課 市民生活課 文化国際課 建築政策課
	【56】 同伴児童への支援 同伴児童の支援は、児童の状況を児童本人や保護者等からよく聞き取ったうえで、必要に応じて医療機関や児童相談所、関係機関等とも連携しつつ、心的外傷へのケアや相談支援等を行います。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター 子ども・子育て課 こども家庭センター 学校教育課
	【57】外国籍児童生徒への支援 外国籍児童生徒の就学状況にあわせて必要な学校に外国人相談員を配置し、日本語指導及び生活適応指導を行うとともに、入国間もない外国籍児童生徒には、教育総合支援センターにおいて就学に向けた初期指導を実施します。	学校教育課

	【58】 ひとり親家庭への助成等 ひとり親家庭の経済的な負担を軽減するため、各種資金の貸付や助成を行います。また、精神的な負担を軽減するため、ひとり親家庭への相談体制の充実に努めます。 ア　福祉資金等貸付事業 イ　医療費助成事業 ウ　女性相談事業 エ　児童扶養手当の支給 オ　母子・父子家庭自立支援給付金の支給	子ども・子育て課
	【59】外国人の生活相談の実施及び情報提供の充実 専門の相談員が外国籍市民への生活相談に対応します。また、多言語・やさしい日本語による行政サービス・生活情報の提供に努めます。 市民病院において、外国人の患者に対応するため、通訳を配置するとともに、外国語を表記した問診票を使用するなど、日本語を母語としない人が利用しやすい環境を整えます。	文化国際課 広報発信課 市民病院 健康増進課
(2) 関係機関や民間団体との連携･協働による支援体制の充実・強化	**【60】 支援機関の機能強化** 困難な問題を抱える女性の相談支援に携わる職員に対し、専門研修や各種支援制度に関する情報提供、支援事例等について互いの経験を共有し学び合う機会の提供などの充実を図り、一層の資質向上を図ります。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター 社会福祉課 福祉連携推進室 子ども・子育て課 長寿福祉課 健康増進課 こども家庭センター
	【61】 民間団体との連携・協働の充実 困難な問題を抱える女性への支援を行う民間団体の周知広報や協働事業の実施などにより、民間団体の活動継続に対する支援に取り組みます。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター

重点課題９　あらゆる暴力的行為や虐待等の根絶

施策の方向	主要な事業	担当部署
(1) 暴力を生み出さない意識づくりの推進	**【62】市民への啓発活動の推進** ○ＤＶ予防啓発講座の実施 ・ＤＶの特徴や影響など正しい理解を深めていくための講座を地域で行うとともに、新たに事業所等において実施します。 ○ＤＶ予防啓発活動 ・性別や性的志向等にかかわらず、ＤＶの防止について、研修会や市の様々な広報媒体、情報誌などを活用し、幅広い年齢層を対象として意識啓発を実施します。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、関連広報物の配布や展示などを行います。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター
	【63】 若い世代への啓発 ○若い世代へのデートＤＶ等予防啓発 効率的な実施方法や体制を研究し、伝わりやすい効果的なプログラムにするため内容の改良・更新に努めます。 ○学校等における教育・啓発 ・小学生に「暴力予防啓発リーフレット」を配布し、指導に活用します。 ・中・高校生に「デートＤＶ予防啓発リーフレット」を配付し、指導に活用します。 ・中学生に「デートＤＶ等予防啓発講座」を実施し、意識向上に努めます。 ・高校生等を対象に出前講座を実施します。 ○教育・保育関係者への啓発 若い世代を指導する立場の教育・保育関係者に対し、デートＤＶや暴力に頼らない問題解決について啓発します。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター 学校教育課 子ども・子育て課
(2) 身近で安心して相談できる体制の充実	**【64】配偶者暴力相談支援センター機能の充実** 被害者に対し総合的に支援が行えるよう、幅広い分野にわたる関係機関との連携を強化します。 また、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）など多様な被害者に配慮した相談体制を整備します。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター

	【65】相談体制の充実 ○男女平等推進センター相談室等の周知 ・オレンジ相談カード（男女平等推進センター相談室案内カード）を公共施設や商業施設、教育機関、医療機関等に配置し相談室を周知します。 ・配偶者暴力相談支援センター機能を設置している男女平等推進センターは、身近で安心して相談できる窓口として認識されるよう、市のホームページやＳＮＳなどの媒体や研修会等の様々な機会を活用し、情報発信を実施します。 ・国や県が行っているＳＮＳを活用した相談事業について周知に努めます。 ○ＤＶ対策関係課での相談の実施 ・ＤＶ対策関係課窓口での相談者の個人情報への配慮を行うなど利用しやすい相談窓口の環境づくりに取り組みます。 ・職員のＤＶに関する認識を共有し、ＤＶ被害者の早期発見に努めます。 ○児童・高齢者・障がい者虐待の相談の実施及び庁内連携 ・市役所等において、児童・高齢者虐待の相談を実施するとともに、庁内外の関係部署が連携し、より一層の予防啓発と被害者支援に努めます。 ア　児童虐待相談の実施 イ　高齢者虐待相談の実施 ウ　障がい者虐待相談の実施 エ　要保護児童対策地域協議会、実務者会議及び個別ケース検討会議の開催 オ　高齢者虐待防止ネットワーク会議及び地域ケア会議の開催 カ　障がい者虐待防止・差別解消推進会議の開催 ○ＤＶ対策関係課との連携強化 ・被害者が何度もＤＶ被害の事情等を説明する負担を軽減するため、関係課共通の「相談共通シート」や、被害者支援を円滑に行うために「手続きチェックシート」を活用します。また、改正点や変更点がないか定期的に見直しを行います。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター 人事課 納税課 市民生活課 文化国際課 市民課 社会福祉課 福祉連携推進室 子ども・子育て課 こども家庭センター 長寿福祉課 保険年金課 健康増進課 建築政策課 市民病院 学校教育課

	・「ＤＶ対応マニュアル」に基づき、ＤＶ被害者への迅速かつ適切な対応を図ります。 ○市役所におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する啓発及び相談対応 ・職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する基本方針により、市職員に対し啓発するとともに、職員からの相談に対応します。 ○相談補助員の配置 ・相談員の業務の補助を行う事務職員を新たに雇用し、相談員の負担を軽減し、相談業務の質的向上を図ります。	
	【66】ＤＶ対策に関わる職員の資質向上 ○ＤＶ対策に関わる職員への研修の実施 ・研修や講座を受講する機会を確保し、相談員等の資質向上に努めます。 ・被害者からの深刻な相談を数多く受ける相談員のバーンアウト（燃え尽き）状態や代理受傷を防止するため、メンタルヘルスに配慮します。 ・困難事例等について、専門的立場からの助言や指導を受けるスーパービジョン（監督学習）を実施します。 ○職員研修の充実 ・ＤＶ対策に関わる職員以外の市職員へもＤＶに対する正しい理解を深める研修等を実施し、適切な対応をするための資質向上と育成に努めます。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター 関係各課 人事課
	【67】早期発見のための関係者への周知 ○地域支援者に対する周知 ・地域において活動している民生委員・児童委員、男女共同参画推進員、人権擁護委員等地域支援者に対して、被害の早期発見に向けＤＶに関する意識啓発や相談窓口等の情報提供を行います。 ○医療関係者に対する周知	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター 社会福祉課 市民生活課 子ども・子育て課 学校教育課

	・業務を通じて被害を発見しやすい立場にある医療機関に対し、ＤＶに関する情報提供に努めます。 ○教育・保育関係者への周知 ・こどもを通して被害者を発見する機会のある教育・保育等の関係機関の職員や保護者に対し、ＤＶ、デートＤＶに関する研修会・講演会への参加を働きかけます。	
	【68】高齢者・障がい者・外国人等への支援の充実 ○支援情報の提供 ・外国人の状況を考慮して、多言語オレンジ相談カード（男女平等推進センター相談室案内カード）を設置し、外国人へ相談窓口等の周知を図ります。 ○相談体制の充実 ・窓口職員のＤＶに関する理解を深め、被害者の発見・相談の充実に努めます。 ・被害者・支援者への相談窓口での情報提供に努めます。 ○性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）からの相談対応 ・性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の方に配慮した相談体制を整備します。 ・男性の相談について、相談内容によっては適切な相談機関を案内します。 ・性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の相談に対応するための相談員の研修機会を確保し、被害者が安心して相談できるよう相談員の資質の向上に努めます。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター 長寿福祉課 社会福祉課 文化国際課 市民生活課

	【69】緊急時の安全確保 ○被害者の緊急時における一時保護支援 ・警察、富山県女性相談支援センター、児童相談所等関係機関と連携して一時保護につなげます。 ○緊急避難場所の提供 ・緊急時における安全確保のために、「一時保護」に先行して、緊急に避難を必要とする被害者等を対象に宿泊場所の提供を行います。 ○児童相談所等との連携 ・被害者本人の状態や意向、同伴者の有無などさまざまな状態に対応するため、児童相談所等関係機関と連携し、被害者及び被害者が同伴するこどもの適切な保護と援助を行います。 ○警察との連携 ・被害者も支援者も安心して相談できるよう、警察等関係機関と連携して男女平等推進センターの安全確保に努めます。 ○保護命令に関する情報提供・支援 ・保護命令について情報提供を行い、被害者が保護命令を申し立てる際は、円滑に手続きができるよう支援します。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター 関係各課 こども家庭センター 学校教育課
	【70】被害者等に関する情報保護 ○住民基本台帳の閲覧等の制限 ・被害者保護のため、支援措置に関する周知が必要であり、支援措置に関係する各課において、被害者に関する情報の共有と情報管理を徹底します。 ○情報管理の徹底 ・支援者の安全確保のため、支援者に関する情報管理を徹底します。	市民課 納税課 社会福祉課 子ども・子育て課 こども家庭センター 長寿福祉課 保険年金課 健康増進課 学校教育課 男女平等・共同参画課 男女平等推進センター

(3) 被害者の自立を支援する体制の強化	**【71】被害者に対する適切な情報提供及び支援の充実** ○自立支援策を総合的に支援 ・ＤＶ対策関係課との連携 ・ケース会議への参加 ○ＤＶ対策関係課との連携強化＜再掲＞ ・被害者が何度もＤＶ被害の事情等を説明する負担を軽減するため、関係課共通の「相談共通シート」や、被害者支援を円滑に行うために「手続きチェックシート」を活用します。また、改正点や変更点がないか定期的に見直しを行います。 ・「ＤＶ対応マニュアル」に基づき、ＤＶ被害者への迅速かつ適切な対応を図ります。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター 関係各課
	【72】生活再建に向けた支援 ○住宅の支援 ・被害者の市営住宅入居申込時に、単身での入居許可や空き住居がない場合の待機順番の繰上げといった、入居要件に関する法的緩和措置を実施します。 ○生活の支援 ・被害者の個々の状況に応じ、必要な経済的支援などの制度内容や手続きをわかりやすく説明します。 ・被害者の自立に向けて切れ目のない支援ができるよう、関係機関との連携を図り、継続してサービスが利用できるよう、被害者の状況・事情に配慮し、不都合・不利益を被ることがないよう対応します。 ○民間支援団体による生活支援の情報提供 ・民間支援団体が行っている生活支援の内容や手続きについて被害者に情報提供を行います。 ○就業に関する情報提供 ・被害者の状況に応じて、ハローワークなどにおける就業支援等についての情報提供と助言を行います。 ○母子・父子家庭自立支援給付金の活用による支援 ・ひとり親家庭の自立を支援するため、就業に有利な資格取得のための支援として、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金の支給などを行います。	建築政策課 男女平等・共同参画課 男女平等推進センター 関係各課 社会福祉課 子ども・子育て課 保険年金課

	○就業確保のための同伴児の一時預かり事業の充実 ・被害者の就業確保のため、保育を必要とする同伴児を保育所や認定こども園で預かります。	
	【73】こどもに対する支援 ○保育、就学等に関する支援 ・被害者は、経済的基盤が弱い家庭が多いため、幼児が安心して保育を受けることができるように、また、こどもが安心して教育を受けることができるように経済的支援についての相談に適切に対応していきます。 ・児童生徒及び被害者の安全確保のため、就学手続きに関しては、関係機関との連携を密にして情報交換を行う等、被害者の相談に適切に対応していきます。 ○こどもの心のケア ・ＤＶのある家庭で育ったこどもは、情緒面や行動面で問題を抱えていたり、悩みを誰にも相談できずに一人で抱え込んでいたりすることもあるため、児童相談所・学校・幼稚園・保育所・医療機関など関係機関との連携を密にし、心のケアに努めます。	子ども・子育て課 学校教育課 こども家庭センター
	【74】心身の健康回復に向けた支援 ○医療関係への同行支援 ・緊急を要する場合や被害が深刻な場合など、相談員が医療機関まで同行します。 ○被害者への個別カウンセリング ・相談員が被害者に寄り添いながらカウンセリングを実施します。 ○心の回復に向けた講座等の実施 ・ＤＶやセルフケア等について理解を深める講座を行います。 ○自助グループの活動支援 ・ＤＶ被害者同士が集まり、体験や感情を共有し、情報交換をするグループ懇談会を行っている民間の自助グループの活動を支援します。 ○心の健康相談 ・公認心理師や保健師による相談を実施します。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター 社会福祉課 健康増進課

(4)暴力を許さない高岡ネットワーク	**【75】関係機関の連携協力体制の強化** ○高岡市ＤＶ対策関係機関連絡会の設置、会議開催 ・関係機関の緊密な連携を図るとともに、被害者支援についての検討や情報交換などを行います。 ○県との役割分担・相互協力 ・県と連携しながら、啓発活動や被害者支援に努めます。 ○近隣自治体との連携 ・近隣自治体のＤＶ担当者と相談の傾向や対応、支援内容等を情報共有し、市外からの相談に対する円滑な支援のために広域連携を図ります。 ○加害者対応のための連携 ・ＤＶ加害者対応の検討に向け、国・県・市町村・民間支援団体等の動向を注視します。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター 関係各課
	【76】民間支援団体との連携強化、支援 ○民間支援団体との連携・協力 ・施策の推進にあたっては、被害者支援を目的として活動する民間支援団体との連携により実施するように努めます。 ・「被害者への物資提供活動」について、必要な物資の情報発信の強化に努めます。 ・被害者のためのシェルター等を運営する民間支援団体との連携について検討します。 ○民間支援団体の活動の支援 ・民間支援団体が主催するＤＶに関する講演会や学習会等イベントに対し、後援や広報協力など活動を支援します。 ・民間支援団体による自助グループが継続して活動できるように支援するほか、団体のニーズを調査しながら、支援の内容を検討します。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター

重点課題１０　国際的な取組への理解と協調

施策の方向	主要な事業	担当部署
（・） 国際的な男女平等･共同参画の取組への理解の促進	**【77】　外国語指導助手（ＡＬＴ）学校配置** 高岡市立学校に外国語指導助手（ＡＬＴ）や英語等活動講師を配置し、外国語（英語）教育を推進します。	学校教育課
	【78】　外国籍市民との交流イベントの開催 国際交流フェスタの開催や地域と外国人コミュニティとの交流事業などを支援することで、国際的な価値観や取組に触れる機会を提供します。	文化国際課
	【79】　国際的な男女平等・共同参画の推進に向けた取組に関する情報収集・発信 国際的な男女平等・共同参画の推進に向けた取組に関する理解を深めるため、男女平等推進センターで情報の収集・提供に努めます。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター

重点課題１１　男女の生涯を通じた健康支援

<table>
<tr><th>施策の方向</th><th>主要な事業</th><th>担当部署</th></tr>
<tr><td rowspan="4">(1)
健康管理･保持増進のための支援</td><td>【80】　特定健康診査及び特定保健指導の実施
特定健康診査を実施し、計画的な保健指導等を行います。</td><td>健康増進課
保険年金課</td></tr>
<tr><td>【81】　がん検診の実施
がん検診を実施し、がんの早期発見、早期治療に結びつけることにより、がんによる死亡の減少に努めます。
<table>
<tr><th>成果指標</th><th>基準数値</th><th>目標数値</th></tr>
<tr><td>■ 子宮がん検診の受診率</td><td>30.7%</td><td>60%</td></tr>
<tr><td>■ 乳がん検診の受診率</td><td>35.5%</td><td>60%</td></tr>
</table></td><td>健康増進課</td></tr>
<tr><td>【82】富山県がん診療地域連携拠点病院としての取り組みの実施
包括的がん医療センターを設置し、がん患者会への支援や患者・家族の療養・相談支援体制の整備、外来化学療法・緩和ケアの充実など、がん医療の提供に努めます。
ア　専門的ながん医療の提供
イ　外来化学療法、緩和ケアの実施
ウ　地域におけるがん診療連携協力
エ　がん患者に対する相談支援及び情報提供</td><td>市民病院</td></tr>
<tr><td>【83】　健康づくり活動への市民参加促進
健康づくりボランティアの活動や各種健康教育事業への市民参加を促進します。
ア　各地域での健康教室や歩こう会等の開催、がん予防啓発活動
イ　食生活改善や食育の推進、身体活動・運動の推進に関する活動
ウ　子育て支援活動
エ　各ライフステージにおける健康づくりの正しい知識の普及</td><td>健康増進課</td></tr>
</table>

	【84】 市民の健康増進・体力向上のための場と機会の提供 学校体育施設の開放や地域におけるスポーツクラブの設置など、市民の健康増進、体力向上のための場と機会の提供を行います。 また、ＴＡＫＡＯＫＡアプリの活用により、市民の自主的な健康づくりや介護予防の取組を促進します。 ア　学校体育施設（体育館・グラウンド）の課業時間外の一般利用開放の実施 イ　スポーツ・レクリエーション大会、スポーツ大会の開催 ウ　総合型スポーツクラブ設立支援 エ　スポーツ施設の利用提供 オ　ＴＡＫＡＯＫＡアプリの活用による健康づくり・介護予防の促進	生涯学習・スポーツ課 長寿福祉課
	【85】 心身の健康に関する個別相談の実施 市民の心身の健康に関する個別相談を実施し、健康管理の支援に努めます。 特に、自殺やうつなど心の相談については、県の心の相談センターや厚生センターとの密接な連携を図ります。	健康増進課 長寿福祉課 社会福祉課
	【86】 ＨＩＶ/エイズ、薬物乱用、喫煙等に関する指導・意識啓発 高岡市立学校の児童生徒に対し、発達段階に応じてＨＩＶ/エイズ、薬物乱用等に関する指導を行うなど啓発に努めます。また、国や県の発行するポスターやチラシなどにより市民への意識啓発を図ります。 たばこと健康に関する正しい知識の普及や喫煙者への禁煙指導に取り組み、市民の健康支援に努めます。	学校教育課 健康増進課 市民病院
	【87】 こども医療費助成の実施 子どもが適正な治療を受けることができる環境づくりのため、こども医療費の助成を実施します。	子ども・子育て課
	【88】 発達段階に応じた性教育の実施 高岡市立学校の児童生徒に対し発達段階に応じて性教育を行い、性に関する科学的な知識、人権を尊重する態度及び行動について学ぶ機会を確保します。	学校教育課

<table>
<tr><td></td><td>【89】 リプロダクティブ・ヘルス／ライツの概念等に対する理解の浸透
あらゆる世代の女性の性の自己管理、自己決定の尊重を図るため、男女平等推進センターにおいて、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の概念や男女の性に関する情報の収集・提供に取り組みます。</td><td>男女平等・共同参画課</td></tr>
<tr><td rowspan="5">(2)
妊娠･出産等に関する健康支援</td><td>【90】 妊娠、出産、育児について学ぶ機会の確保
保健センターにおいて「プレママ・プレパパ教室」を開催し、夫婦が安全な妊娠、出産、育児について学ぶ機会を確保します。<table><tr><th>参考指標</th><th>基準数値</th></tr><tr><td>□ プレママ・プレパパ教室への夫婦での参加率（再掲）</td><td>92.9%</td></tr></table></td><td>健康増進課</td></tr>
<tr><td>【91】 女性を生涯にわたって診療する体制の確保
婦人科外来の実施など、女性を生涯にわたって診療する体制を確保し、女性が自分の健康状態について気軽に相談できるよう努めます。
ア　婦人科外来の実施
イ　乳腺専門外来の実施
ウ　助産師外来の実施
エ　看護専門外来の実施</td><td>市民病院</td></tr>
<tr><td>【92】 妊産婦医療費助成及び不妊治療費助成の実施
妊産婦の一部対象疾病に医療費の助成を行います。また、不妊治療に要する経費の一部を助成します。<table><tr><th>参考指標</th><th>基準数値</th></tr><tr><td>□ 妊産婦医療費助成受給者数</td><td>74 人</td></tr><tr><td>□ 不妊治療費助成交付件数</td><td>177 件</td></tr></table></td><td>子ども・子育て課</td></tr>
<tr><td>【93】 妊産婦・乳幼児健康支援事業の実施
妊産婦や乳幼児の健康を支援するため、健康診査を実施するとともに、健康教室を開催します。
ア　乳幼児健康診査の実施
イ　母子保健相談・指導
ウ　妊産婦・乳児の一般・精密健康診査及び訪問指導の実施</td><td>健康増進課</td></tr>
</table>

基本目標Ⅳ　計画の総合的な推進

重点課題１２　プランの総合的推進

<table>
<tr><th>施策の方向</th><th>主要な事業</th><th>担当部署</th></tr>
<tr><td>(1)
男女平等・共同参画の理解・促進</td><td>
【94】　市民等との連携・協力による男女平等推進センター事業の推進

男女平等推進センターにおいて、市民や各団体のニーズ、意識・実態調査の結果などをふまえ、企画講座や啓発イベントを市民等との連携・協力により実施します。また、地域や事業所等と連携し、地域行事や事業所等の研修の機会などでの普及啓発の取組を実施します。

ア　男女平等推進センター企画講座の開催

イ　男女平等ＥＸＰＯ高岡の開催

ウ　Ｅネットとの連携・協力によるＥフェスタの開催
<table>
<tr><th>成果指標</th><th>基準数値</th><th>目標数値</th></tr>
<tr><td>■ ジェンダーちょこっとコラボ事業実施数</td><td>―</td><td>年間
２事業</td></tr>
</table>
<table>
<tr><th>参考指標</th><th>基準数値</th></tr>
<tr><td>□ 男女平等ＥＸＰＯ高岡参加者数</td><td>119 人</td></tr>
<tr><td>□男女平等・共同参画に関する講座の参加者数</td><td>575 人</td></tr>
</table>
</td><td>男女平等・共同参画課
男女平等推進センター</td></tr>
<tr><td></td><td>
【95】　男女平等推進センター活動登録団体数や施設利用者の拡大

男女平等推進センターの活動登録団体数や施設利用者数の拡大に努めます。
<table>
<tr><th>参考指標</th><th>基準数値</th></tr>
<tr><td>□ 男女平等推進センターの利用者数</td><td>7,156 人</td></tr>
<tr><td>□ 男女平等推進センターにおける男性参加率</td><td>26.6%</td></tr>
<tr><td>□ センター活動登録団体数</td><td>31 団体</td></tr>
</table>
</td><td>男女平等・共同参画課
男女平等推進センター</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>【96】 男女平等推進センター事業におけるアンケート調査の実施
男女平等推進センターで実施する講座やイベントの際は参加者へのアンケートを行うことで市民ニーズ等を把握し、今後の事業展開の参考とします。<table><tr><th>成果指標</th><th>基準数値</th><th>目標数値</th></tr><tr><td>■ 男女平等推進センター講座参加者の満足度</td><td>90.0%</td><td>90.0%以上</td></tr></table></td><td>男女平等・共同参画課
男女平等推進センター</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(2)
推進体制の充実・強化</td><td>【97】 プランの進行管理及び進捗状況の公表
プランの遂行に当たっては、ＰＤＣＡサイクルにより達成状況を点検・評価し、その後の取り組みに反映させます。
プランの毎年の進捗状況はホームページ等で公表します。</td><td>男女平等・共同参画課</td></tr>
<tr><td>【98】 男女平等推進市民委員会等の開催
有識者や市民・各団体の代表で構成する「高岡市男女平等推進市民委員会」を開催し、市における男女平等・共同参画の諸施策について意見を伺います。
庁内における男女平等・共同参画施策の推進の連携を図るため、「高岡市男女平等推進庁内連絡会議（幹事会・主任会議)」を開催します。
市における男女平等・共同参画に関する普及啓発事業に関する意見交換等の場として「高岡市男女平等推進センターネットワーク会議」を開催します。</td><td>男女平等・共同参画課
男女平等推進センター</td></tr>
</table>